

令和5年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和5(2023)年6月

兵庫大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	15
基準 3. 教育課程	40
基準 4. 教員・職員	57
基準 5. 経営・管理と財務	68
基準 6. 内部質保証	79
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	87
基準 A. 地域連携	87
V. 特記事項	95
VI. 法令等の遵守状況一覧	96
VII. エビデンス集一覧	109
エビデンス集（データ編）一覧	109
エビデンス集（資料編）一覧	110



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 兵庫大学の建学の精神

兵庫大学（以下、「本学」という。）は、聖徳太子が定めた十七条憲法の第一条「（以和為貴）和（わ）を以（もつ）て貴（たつと）しと為（な）す」に示された「和」を建学の精神としている。その起源は、聖徳太子薨去 1300 年にあたる大正 10（1921）年に、聖徳太子の「和」を基盤とした教育を施すという目的のもと、創始者鶴崎規矩子（つるさききくこ）が太子日曜学校を開設したことに始まる（学園の創始）。そして、大正 12（1923）年に須磨太子館を建設、須磨太子館附属高等裁縫部を創設し、河野厳想（こうのげんそう）が須磨太子館長に、その妻河野センヨが須磨太子館附属高等裁縫部の教師に就任したところから睦学園はスタートした（学園の創立）。その後、大正 15（1926）年に須磨幼稚園（現兵庫大学附属須磨幼稚園）、昭和 12（1937）年に須磨睦高等実践女学校（現兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校）、昭和 22（1947）年に須磨ノ浦中学校（現神戸国際中学校）、昭和 30（1955）年に睦学園女子短期大学（現兵庫大学短期大学部）、昭和 42（1967）年に兵庫女子短期大学附属加古川幼稚園（現兵庫大学附属加古川幼稚園）、平成 6（1994）年に神戸国際高等学校を設置した。

平成 7（1995）年に開学した本学は、この系譜を受け継ぎ、「和」を大切にした本学園の創設者 3 人（鶴崎規矩子・河野厳想・河野センヨ）の考えに依拠しつつ、この 28 年間にわたり多くの人材を輩出し今日に至っている。

本学園の名称である「睦」は、十七条憲法第一条の「上（かみ）和（やわら）ぎ下（しも）睦（むつ）びて」の一語をもとに、河野厳想、河野センヨによって名づけられた。なお、聖徳太子を和国の教主として敬い教えをひらいた親鸞聖人、そして創設者 3 人も浄土真宗にゆかりがあることから、本学園は浄土真宗本願寺派の宗門関係学校として龍谷総合学園に加盟している。

また、学園創立 80 周年（平成 15（2003）年）にあたり、当時の理事長であった河野申之は、建学の精神である「和」を学園の教職員、学生、生徒、幼児に分かりやすく示すため、「感謝」「寛容」「互譲」を学園訓として定めた。この学園訓は、「和」を実現するための行動規範として、現在も学園関係者に大切にされている。

### 2. 兵庫大学の使命・目的

本学の使命・目的は、「兵庫大学学則」に明文化している。学則第 1 条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神である『和』を育む仏教主義に基づく大学として、専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、併せて有為の人材を養成することを目的とする。」としている。すなわち、「和」を根本とした仏教主義に基づく「豊かな人間性の涵養」と「有為な人材の養成」を行うことが本学の使命・目的である。

### 3. 兵庫大学の個性・特色

本学の個性・特色として、以下の 3 点があげられる。

#### (1) 仏教主義に基づく教育

本学は、上記のとおり、聖徳太子が定めた十七条憲法の第一条「和を以て貴しと為す」

に示された「和」を建学の精神としている。建学の精神の「和」や仏教主義に基づいた豊かな人間性を育むことを目指して、共通教育科目に「宗教と人生」と「兵庫大学の学びと和」を配置し、専門教育と建学の精神のつながりについて理解を深めることとしている。

「和」を根本とした仏教主義に基づき、「共生力：自己を見つめ、他者を理解し、感謝の心を持って共に生きる力」「思考力：幅広い教養を持ち、物事を深く洞察できる力」「実践力：専攻分野の専門的な知識・技能を身につけ、生涯にわたって更新できる力」をディプロマ・ポリシーとして定め、これらの力を育む機会を学内外に多く設定している。また、毎週水曜日に「定例礼拝」を実施し、音楽礼拝の後、教職員や学生による看話の時間を設けている。

## (2) 地域に根ざした教育

本学は、昭和 41 (1966) 年に須磨 (兵庫県神戸市) の地から加古川 (兵庫県加古川市) へと移転した兵庫大学女子短期大学 (現兵庫大学短期大学部) の歴史と伝統に立脚する形で、平成 7 (1995) 年に設置された。その際に、本学が所在する加古川市、隣接する高砂市、播磨町、稲美町 (以下、「二市二町」という。) において、当時の加古川市長、商工会議所・商工会や各種地域団体の代表らによる「大学設置促進期成同盟会」が結成され、多大な財政支援や種々の協力を受け、二市二町における唯一の高等教育機関として設置された経緯がある。

当時の「兵庫大学設置支援趣意書」には、「地域の文化・生涯学習に貢献できうる男女共学、四年制の大学を設置することで、地域内での就学機会の創出や、地域文化の拠点としての機能を備えることのできる大学」との記載があり、地域から多くの期待が寄せられたことが分かる。これに応えるべく、社会的、地域的要請を受けた学部学科の設置や、生涯学習機関としてのエクステンション・カレッジの開設・展開等を行っており、地域に根ざした大学として発展を企図している。

## (3) 一人ひとりの夢を叶える丁寧な教育

本学は 5 学部学生数 1,564 人 (大学 1,531 人、大学院 33 人) の小規模な大学である。小規模であることによる「制限」は存在はするものの、逆に小規模であることをメリットとして、個々の学生の状況に合わせたきめ細かな教育を展開している。個々の学生の持つ力を最大化させる教育を重視し、入学から卒業までを支援するチューター制度を設け、年間を通じて必要な支援・指導を行うため、全学的に学生支援データベースシステム「HUsystem」を導入している。「入学時調査」、外部アセスメントテスト (PROG) の結果及び各期の学修成果や課外活動等の記録を記した「兵大『学びのカルテ』」(学修ポートフォリオ) を作成するなど、きめ細かで丁寧な教育を行っている。

こうした学生一人ひとりに寄り添う丁寧な教育により、変わりゆく社会の流れを敏感に捉え、これから訪れる AI 時代を生き抜くことができ専門職業人の育成に努めており、卒業生は、看護師、管理栄養士、保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、精神保健福祉士、高校教諭、公務員として、また IT 企業など様々な分野において、専門職業人として活躍している。

#### 4. 兵庫大学のタグライン

本学の個性・特色を、主に学外に向けて分かりやすい言葉で発信するため、「ありがとうのプロフェッショナルへ。」をタグラインとして掲げている。これは、大学運営会議構成員及び課長連絡会議構成員によるワークショップを行い、そこで抽出された言葉について全教職員によるアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、平成 29 (2017) 年 5 月に制定されたものである。

本学の個性・特色を社会に発信する言葉であり、さらには全教職員が本学の個性・特色を再確認する言葉として、現在は、公式ホームページ、学生便覧「Campus Guide」に掲載するほか、オープンキャンパス等の行事においてもボディコピーとともに広めるなど、積極的な展開を行っている。

タグライン、ボディコピーは以下のとおりである。

## ありがとうのプロフェッショナルへ。

「ありがとう」に

あふれる人生を送ってほしい、

それが私たちの願いです。

あらゆることに感謝の念を抱きながら、

仕事をさせていただくこと。

他者にこころを寄せ、

おたがいに認め合い大切にしようこと。

そして、他者とおたがいに譲りあい、助けあうこと。

すると、やがてあなた自身が

「ありがとう」という感謝の言葉を

いただくことができる専門家となります。

それこそが、私たちが目標とする

“ありがとうのプロフェッショナル”なのです。

私たちはあなたの一生を支える力を育みます。

生きる力に変わる学びを、あなたに。

# 兵庫大学

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

年	事 項
大正 10 (1921) 年	聖徳太子薨去 1300 年を記念して、「太子日曜学校」をはじめ (学園の創始)
12 (1923) 年	6 月 10 日、須磨太子館が完成。附属高等裁縫部を創設 (学園の創立)
15 (1926) 年	須磨幼稚園を設置
昭和 12 (1937) 年	財団法人須磨太子館を設置 須磨睦高等実践女学校 (現、兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校) を設置
19 (1944) 年	須磨睦高等実践女学校を須磨睦女子商業学校に改称
21 (1946) 年	須磨ノ浦高等女学校を設置
22 (1947) 年	学制改革に伴い須磨ノ浦中学校を併設
26 (1951) 年	法人名を学校法人睦学園に改称
29 (1954) 年	睦学園幼稚園教員養成所を設置
30 (1955) 年	睦学園女子短期大学 (保育科第二部) を設置
32 (1957) 年	短期大学に保育科第一部を増設、保育科第二部を廃止
41 (1966) 年	短期大学に美術デザイン学科・食物栄養学科・家政学科第一部を増設 神戸市須磨区から加古川市に移転 短期大学名を兵庫女子短期大学に改称
42 (1967) 年	兵庫女子短期大学附属加古川幼稚園を設置
43 (1968) 年	短期大学に昼間二交替制の家政学科第三部を増設
45 (1970) 年	短期大学に初等教育学科を増設
46 (1971) 年	短期大学に保育科第三部を増設
48 (1973) 年	須磨ノ浦中学校を休校
平成 3 (1991) 年	短期大学の家政学科第一部・同第三部を生活科学科第一部・第三部に改称 須磨ノ浦中学校を再開、校名を神戸国際中学校に改称
4 (1992) 年	短期大学に専攻科 (1 年課程) 美術デザイン専攻・食物栄養専攻・生活科学専攻を設置 短期大学の専攻科食物栄養専攻学位授与機構認定 高倉台キャンパス完成、神戸国際中学校を移転
5 (1993) 年	短期大学の専攻科美術デザイン専攻学位授与機構認定
6 (1994) 年	神戸国際高等学校を設置
7 (1995) 年	兵庫大学 (経済情報学部経済情報学科) を設置
8 (1996) 年	短期大学の初等教育学科を廃止
10 (1998) 年	短期大学名を兵庫大学短期大学部に改称 短期大学附属加古川幼稚園を兵庫大学附属加古川幼稚園に改称
11 (1999) 年	兵庫大学大学院経済情報研究科 (経済情報専攻) を設置
13 (2001) 年	兵庫大学健康科学部 (栄養マネジメント学科・健康システム学科) を増設 健康科学部栄養マネジメント学科管理栄養士養成施設指定認可
14 (2002) 年	短期大学部に美術デザイン学科第三部を増設 短期大学部の食物栄養学科、生活科学科第一部、生活科学科第三部を廃止 専攻科 (1 年課程) 美術デザイン専攻、食物栄養専攻、生活科学専攻を廃止 専攻科美術デザイン専攻 (2 年課程) を増設 専攻科美術デザイン専攻 (2 年課程) 大学評価・学位授与機構認定



## 兵庫大学

年	事 項
15 (2003) 年	短期大学部に専攻科保育科専攻 (2年課程) を増設 短期大学部の専攻科保育専攻 (2年課程) 大学評価・学位授与機構認定
16 (2004) 年	須磨幼稚園を兵庫大学附属須磨幼稚園に改称
18 (2006) 年	兵庫大学健康科学部に看護学科を増設
20 (2008) 年	兵庫大学生涯福祉学部 (社会福祉学科) を増設
21 (2009) 年	短期大学部の専攻科美術デザイン専攻 (2年課程) 廃止
22 (2010) 年	短期大学部の美術デザイン学科第三部廃止
23 (2011) 年	短期大学部の美術デザイン学科第一部廃止
25 (2013) 年	兵庫大学生涯福祉学部にごども福祉学科を増設
26 (2014) 年	短期大学部の専攻科保育専攻 (2年課程) 廃止 須磨ノ浦女子高等学校を兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校に改称
27 (2015) 年	兵庫大学創立 20 周年 兵庫大学短期大学部創立 60 周年
28 (2016) 年	大学に現代ビジネス学部現代ビジネス学科増設
29 (2017) 年	大学に看護学部看護学科を増設
令和 2 (2020) 年	兵庫大学大学院現代ビジネス研究科 (修士課程) 増設 兵庫大学大学院看護学研究科 (博士前期課程・博士後期課程) 増設
令和 4 (2022) 年	大学の経済情報学部経済情報学科廃止
令和 5 (2023) 年	大学の健康科学部看護学科廃止 大学に教育学部教育学科を増設 学校法人睦学園創立 100 周年

※  は、大学及び大学院の沿革を示す。

## 2. 本学の現況

- ・ 大学名 兵庫大学
- ・ 所在地 兵庫県加古川市平岡町新在家 2301 番地
- ・ 学部構成
 

大学院	経済情報研究科 (修士課程)
	現代ビジネス研究科 (修士課程)
	看護学研究科 (博士前期課程・博士後期課程)
大学	現代ビジネス学部 現代ビジネス学科
	健康科学部 栄養マネジメント学科
	健康システム学科
	看護学部 看護学科
	生涯福祉学部 社会福祉学科
	こども福祉学科
	教育学部 教育学科

兵庫大学

・ 学生数、教員数、職員数（令和5（2023）年5月1日現在）

【学生数】

（単位：人）

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	現 員				
					1年	2年	3年	4年	計
大学院	経済情報研究科 (修士課程)					1			1
	現代ビジネス研究科 (修士課程)	5		10	5	9			14
	看護学研究科 (博士前期課程)	6		12	2	1			3
	看護学研究科 (博士後期課程)	4		12	0	3	12		15
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	120	2	444	86	105	91	127	409
健康科学部	栄養マネジメント学科	80	5	330	53	61	49	68	231
	健康システム学科	40		160	29	36	29	41	135
看護学部	看護学科	90		360	95	118	89	96	398
生涯福祉学部	社会福祉学科	40	5	165	44	37	39	36	156
	こども福祉学科		5	160		38	56	39	133
教育学部	教育学科	100	0	100	69				69
合 計		485	17	1,753	383	409	365	407	1,564

【教員数】

（単位：人）

学部	学科	現 員					助手	兼任 教員
		教授	准教授	講師	助教	計		
看護学研究科		5	0	0	0	5	0	6
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	13	4	2	0	19	0	22
健康科学部	栄養マネジメント学科	5	6	1	4	16	1	10
	健康システム学科	6	3	2	0	11	0	22
看護学部	看護学科	7	10	7	1	25	6	8
生涯福祉学部	社会福祉学科	8	4	0	0	12	0	14
	こども福祉学科	(6)	(3)	0	0	(9)	0	27
教育学部	教育学科	11	7	2	0	20	0	7
共通教育機構		(1)	0	0	0	(1)	0	0
留学・国際交流センター		1	0	0	0	1	0	0
先進教育センター		(11)	0	0	0	(11)	0	0
合 計		56	34	14	5	109	7	116

※学部所属の大学院担当教員は学部教員としてカウントしている。

※（ ）は他学部学科等と兼任している。

【職員数】

（単位：人）

	計
専任事務職員	58

※専任職員は、併設する短期大学部の事務を兼務している。

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1) 大学の使命・目的及び教育目的

「兵庫大学学則」第 1 条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神である『和』を育む仏教主義に基づく大学として、専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、併せて有為の人材を養成することを目的とする。」と使命・目的を明文化しており、学則第 2 節の 2 において学部等の教育研究上の目的を次のとおり明示している。【資料 1-1-1】

〈現代ビジネス学部〉

現代ビジネス学部は、建学の精神である「和」に基づき、変化する社会にあって、主体的に共生社会の形成に関わり、地域と共に歩み地域の発展に貢献するため、経済学をはじめとする専門知識への深い理解と幅広い教養を身に付け、現代社会の諸問題を積極的に分析、解決する人材を養成する。

現代ビジネス学科は、学部教育の目的に沿って、より進んだ専門性を修得するため、グローバル化する経済社会において生起する経済や社会の諸問題を生活の基盤である地域という視座から捉え直し、データサイエンス、グローバルビジネス、地域ビジネス、公共政策の各専攻において適切な理論、分析的枠組みを用いて解明し、具体的な解決策を提示する方法を学ぶ。

〈健康科学部〉

健康科学部は、人間の健康と生活の質に関わる諸問題を科学的に解明し、その成果を生涯健康の維持と増進に実践的に生かすことのできる人材を養成する。また、生命に対する畏敬の念と倫理観に基づいて人間理解を深め、健康で活力に満ちた地域社会の実現に貢献する資質を涵養する。

栄養マネジメント学科は、生命の基本である「食」を探究し、人々の健康の維持と増進および疾病予防と回復の指導ができる栄養専門家の養成をめざす。また、食物と栄養および食生活に関係する要因を科学的に追究する能力と総合的に栄養をマネジメントする能力を備え、社会に貢献できる人材を養成する。多様な実践活動の場において、知識と技術を修得し、課題解決能力を身につけ、豊かな人間性と感受性を育み、食と健康を通して生命を尊重する心を育てる。

健康システム学科は、心の健康、身体の健康を探究し、健康に関連する分野の知識を有機的、総合的に体系化した高度な専門知識と技能を修得することをめざす。さらに健康の分野の知識を生かしつつ、健康の維持と増進の方法および技能を修め、生活全般に生かす能力を涵養することにより、健康コーディネーターの養成をめざす。

〈看護学部〉

看護学部は、豊かな人間性と社会性に富み、人との協調を重んじ積極的に人間理解を深め、専門職としての知識・技能・態度と実践的な判断を有した、人の生涯に亘る保健・医療・福祉（保健医療福祉）と生活を支え、看護の発展に貢献できる人材を養成する。

看護学科は、お互いの人格を尊重し合い、感性が豊かで、いとおしむ心のある人間形成をめざすとともに、人間の「知」「情」「意」のバランスのとれた発達を支援し、地域社会のヘルスプロモーション実現に向けて、使命感をもって貢献できる看護実践能力と看護学専門性向上のために研鑽する基本能力を備えた人材を養成する。

〈生涯福祉学部〉

生涯福祉学部は、基本的人権および社会正義の尊重を基礎とした社会福祉の理念と、ソーシャルワークの力量によって、人の生涯にわたる発達および自らによる能力開発を支援できるとともに、個人と環境の相互作用による地域福祉の実現に貢献する社会福祉専門職の人材を養成する。

社会福祉学科は、人間の福利を広く「人間一人ひとりの能力開発を支援すること」と捉え、国際的視野に立つとともに小都市および町村に焦点を当て、人々とその環境に働きかけることにより、家族や地域の福祉力を高めるソーシャルワーカーを養成する。社会福祉の価値について理解することを土台として、社会福祉の知識や技術を科学的方法論と職業的倫理観をもって実践に用いることのできる専門的能力を涵養する。

〈教育学部〉

教育学部は、教育者・保育者としての使命感や情熱を持ち、発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育及び学校教育に関する高度な専門知識と優れた技能・実践力を有し、子どもの個性と環境の多様性に対応しながら、共生社会の一員として地域社会に貢献できる人材を養成する。

教育学科は、幅広い教養と教育・保育に関する専門的な知識と技能を有し、多様な人々と協働しながら、子どもの多様性を理解しつつ、興味・関心を引き出し、子どもの主体的学びや自己成長を導くための教育を展開することができる学校教育や幼児教育、児童福祉の専門家を養成する。

## 2) 大学院の使命・目的及び教育目的

「兵庫大学大学院学則」第1条において、「本学大学院は、本学の目的に則し、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と使命・目的を明文化しており、第4条の2において教育研究上の目的を以下のとおり明示している。【資料 1-1-2】

〈現代ビジネス研究科現代ビジネス専攻〉

現代ビジネス研究科現代ビジネス専攻は、地域経済に関する高度な理論及び応用と、情報技術やビジネス手法を活用した課題解決のための創造的思考法の教授研究を通じて、地

域社会やグローバル社会で実践的に課題解決に携わり、地域経済の活性化と発展に寄与できる高度な専門職業人を養成することを目的とする。

〈看護学研究科看護学専攻〉

看護学研究科看護学専攻は、超高齢社会とともに訪れる多死社会において、より一層複雑化、多様化する住民ニーズに対して、住民の QOL 並びに QODD(Quality of Dying and Death)の向上を目指し、そのために保健医療・福祉や関連する学際的分野の学問から創生した「看護の知」を活用し、看護実践ができる高度看護専門職者、また深い専門的な知識と卓越した実践力を有し、かつ看護活動を科学的かつ客観的に捉える研究的視点を持ち、「看護の知」を自ら探究し開拓することができる、高度看護専門職者、看護教育者及び看護研究者を養成することを目的とする。

### 1-1-② 簡潔な文章化

大学、大学院とも使命・目的及び教育目的は、上記のとおり、それぞれの学則において簡潔に文章化されている。

### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色である、①仏教主義に基づく教育、②地域に根ざした教育、③一人ひとりの夢を叶える丁寧な教育について、その趣旨は、学則で規定する使命・目的、教育目的に反映され、以下のとおり明示されている。

①仏教主義に基づく教育は、学則第 1 条に建学の精神である「和」を育む仏教主義の大学という形で明示している。②地域に根ざした教育についても、学則第 1 条にある「有為の人材を養成」という形で示し、さらにその具体化については、本学の学部学科の専門分野にあわせて、学則第 2 節の 2 の学部等の教育研究上の目的にそれぞれ明示している。③一人ひとりの夢を叶える丁寧な教育についても、学則第 1 条に「有為の人材を養成」という形で明示している。

以上のことから、学則上において、仏教主義に基づく大学として、豊かな人間性を涵養すること、有為な人材を養成することを使命・目的として定め、学部学科の教育研究上の目的において、それぞれの専門分野において必要となる人格形成教育を明示しており、本学の個性・特色を反映している。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

### 1-1-④ 変化への対応

〈経済情報学部の設置〉

本学は、地元、二市二町の多大な協力と支援を受けて平成 7 (1995) 年 4 月に開学した。

最初に設置されたのが、経済情報学部経済情報学科である。コンピュータの出現により、情報化社会が到来し、情報の管理・利用の能力を有する人材の養成が社会的に求められるようになった。そのような中で、経済学という基礎の上に、情報という新しい社会資源を活用することで、より柔軟な思考力、より精密な分析力、より正しい判断力を持ち、問題解決の総合的能力を有する人材を育成することを目的として設置された。

〈経済情報研究科の設置〉

社会変化の加速化に伴い産業界等の各分野において進行する構造改革への対応や、専門

教育に必要な情報量の増加に対応するため、平成 11 (1999) 年 4 月に、経済情報学部経済情報学科を基礎に、変動する社会経済と情報環境に対応できる専門能力を備え、社会で実践的に問題解決に携わる高度な専門職業人を養成する目的として、大学院経済情報研究科経済情報専攻(修士課程)を設置した。

〈健康科学部の設置〉

平成 12 (2000) 年に、世界保健機構 (WHO) によって「健康寿命の延伸」が提唱され、世界的に「健康」が注目される中で、日本は人口減社会の到来によって、高齢化の速度が著しく速い少子高齢化社会へと移行した。厚生省「健康増進疾病対策中期計画(健康日本 21)」等により、少子高齢化社会における生涯にわたる健康づくりの推進施策が提唱されるようになった。このような健康に対する社会的要請を受け、特にその維持増進に大きく関わる「栄養」「運動」等を基盤に、国民の生活の質 (QOL) の向上、健康増進、生活習慣病予防をめざした健康・栄養等に関わる専門性を有する人材を養成するため、平成 13 (2001) 年 4 月に健康科学部を開設し、栄養マネジメント学科及び健康システム学科の 2 学科を設置した。

栄養マネジメント学科は、健康保持増進、傷病者に対する栄養指導や健康な身体作りを行うための栄養指導など、個々の身体状況、栄養状況、食行動等を総合的に判断し、栄養のマネジメントができる管理栄養士の養成を目的として設置した。健康システム学科は、「心の健康」「身体健康」「栄養の科学」等を探究し、健康に関する拡張された分野の知識を有機的に活用し、身体状況、ライフステージの各段階における健康の維持・増進や生涯健康について総合的にコーディネートすることができる人材養成を目的として設置した。

平成 18 (2006) 年 4 月には、栄養と運動という観点から「プライマリー・ヘルス・ケア」へ接近した 2 学科に加えて、保健・医療から「健康の維持増進」を図る実践の学を目指して、3 つ目の学科となる看護学科を設置した。看護学科では、人の生涯に亘る保健・医療・福祉と生活を支え、疾病の重篤度に応じた適切な看護介入ができる専門的知識と実践力を身につけた看護のスペシャリストを養成することを目的とした。

〈生涯福祉学部の設置〉

少子高齢化社会における課題は健康の維持増進のみに留まらず、経済や福祉、社会保障など多岐に及ぶようになり、年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、個人がその能力を發揮できる社会の実現が叫ばれるようになった。そのような社会情勢に対応するため、平成 20 (2008) 年 4 月には、社会福祉職の人材育成を目的とし生涯福祉学部社会福祉学科を設置した。社会福祉学科では、個人と個人を取り巻く家族や、地域の福祉力を高め、このことが社会全体をより良くすることに繋がるという考え方に基づき、地域社会に根ざすソーシャルワーカーを養成することを目的とした。

さらに、平成 25 (2013) 年 4 月に、待機児童や女性の社会活躍などの社会的要請を背景に、生涯発達し続ける人間の子ども期に焦点をあてた、生涯福祉学部こども福祉学科を設置した。こども福祉学科では、乳幼児保育だけでなく、子どもを取り巻く家庭環境や社会福祉の制度や福祉サービスに関する知識と技術を基盤に、子どもの状態をアセスメントし、こどもの最善の利益を考えて行動することのできる保育者を養成することを目的とした。

〈経済情報学部の改組、現代ビジネス学部の設置〉

経済情報学部経済情報学科は、平成 7 (1995) 年の開設から約 20 年が経ち、さらなる情

報化の進展に加え、グローバル化や地域創生などの視座が求められるようになった。また、それに伴う雇用市場の拡大により、これまでの教育研究では社会要請への十分な対応が困難となってきた。これを受け、平成 28 (2016) 年に現代ビジネス学部現代ビジネス学科へと発展的に改組を行った。現代ビジネス学科では、価値観の多様化やグローバル時代の諸変化に対応し、地域の活性化や地域創生など地域課題に対し、主体的に考え行動できる実践力を身につけたビジネスリーダーを養成することを目的とした。

〈経済情報研究科の改組、現代ビジネス研究科の設置〉

経済情報学部の改組に伴い、大学院経済情報研究科においても現代ビジネス研究科（修士課程）へと改組を行った。現代ビジネス研究科では、多様性や地域創生などの重要性や、地域の力が必要とされる時代にあつて、地域社会やグローバル社会で実践的に課題解決に携わり、地域経済の活性化と発展に寄与できる高度な専門職業人を養成することを目的とした。

〈看護学部、看護学研究科の設置〉

社会的要請として新たに「地域医療」が着目され、地域社会のヘルスプロモーション実現が叫ばれる中、平成 29 (2017) 年に健康科学部から看護学科を独立させ、新たに看護学部看護学科を設置した。さらに看護学部看護学科を基礎とし、多死社会におけるエンド・オブ・ライフケアを柱とする看護学研究科(博士前期課程・博士後期課程)を令和 2 (2020) 年に設置した。

〈こども福祉学科の改組、教育学部の設置〉

子どもをめぐる環境が急速に変化し、人口減少、少子高齢化、人口の偏在化、家族と社会の繋がりの希薄化等が子どもの発達・学習に大きな影響を与えることとなった。このような中で、中央教育審議会により『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が答申され、GIGA スクール構想により整備される ICT (情報通信技術) 環境の活用と、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪とした、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められることとなった。子どもの個性や環境の多様性に対応しながら、子どもの発達段階を適切に捉え、心豊かな人生を歩むために必要な教育を提供できる教育者を養成することを目的として、令和 5 (2023) 年 4 月に教育学部教育学科を設置した。

以上のように、この四半世紀、社会状況の変化により大学に対する社会的要請も大きく変化してきた。本学は、これらのニーズに対応した有為な人材を養成するため、新たな学部を開設し、現在では 5 学部 6 学科、大学院 2 研究科を擁する大学へと発展を遂げている。本学の学部学科構成は、こうした社会的要請に迅速に対応した結果といえる。

### (3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も本学の個性・特色を大切にしながら、社会情勢に適切に対応し本学が進むべき方向性を定めていく必要がある。社会の変化や社会の大学への期待を常に注視し、学長の指示のもと学長室で調査研究を行い、その結果を踏まえ、大学運営会議で審議し、本学が進むべき方向性を確認する。具体的には、少子高齢化に伴う人口減少、急速なグローバル化の進展、地方創生による持続可能な社会の実現、AI・データサイエンス、DX 化などに伴って社会が大学に求める期待の変化を敏感に察知し、これからも意味・内容の具体性と明

確性、簡潔な文章化を継続しつつ、使命・目的及び教育目的の確認、見直しを行っていく。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-2-② 学内外への周知

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的は、本学学則及び大学院学則に明記されており、学則の制定・改廃にあたっては、学長は教授会の意見を聴き、その意見を踏まえて、大学運営会議の議を経て、理事会に諮り承認を得ることとなっている。

教授会は学部単位で構成され、学部長が議長となり、専任の教授をもって組織するが、必要に応じ、准教授、講師及び助教を加えることができる。使命・目的及び教育目的の改廃については、その教授会において意見を聴くことになっており、教員の理解と支持を得ているということができる。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

また、大学運営会議においては、学長が議長となり、副学長、学長補佐、各学部長等（研究科長、共通教育機構長、短期大学部長含む）、事務局長、各部・室長、各附置機関の長を構成員としている。使命・目的及び教育目的の改廃については、その大学運営会議の議を経ることになっており、教職員の理解と支持を得ているということができる。【資料 1-2-3】

理事会は、学長の具申に基づき審議し、最終決定を行う。役員等に対しては、理事会と評議員会において、本学の使命、教育目的の取組み方針等について報告し、十分な理解と承認を得ている。このようなことから、学則で規定される使命・目的及び教育目的については、一連のプロセスを通じて審議、決定しており、役員・教職員の理解と支持を十分に得ているということができる。【資料 1-2-4】

### 1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的は、様々な方法を通じて学内外へ周知されている。

新入生に向けては、入学式などの学長式辞の中で説明し、周知を図っている。また、新入生オリエンテーションの際に、学生便覧「Campus Guide」を活用し、本学の使命・目的及び教育目的について説明を行っている。さらに教育課程内では共通教育科目として、「宗教と人生」「兵庫大学の学びと和」を開設し、建学の精神と専門教育とのつながりについて理解を深められるよう配慮がなされている。【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】  
【資料 1-2-8】

学外に対しては、「教育方針」などの配布物のほか、公式ホームページの「教育の基本方針」のページに三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アド



ミッション・ポリシー)を、「学則」のページに学則を掲載し明示している。【資料 1-2-9】  
【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】

このほか、「豊かな人間性の涵養」に資する活動として、毎週水曜日に「定例礼拝」を実施しており、教職員や学生が話者となり、自身の宗教観や人生観などを発表する「看話」の時間を設けている。「定例礼拝」は学内関係者だけでなく、近隣住民等も参加しており、本学では、建学の精神である「和」を具現化する事業の一つとしても位置付け、その内容を看話集「思惟（しゆい）」として学内外に配布している。【資料 1-2-12】

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、本学では中長期的な計画の策定を行っている。

「第1次中期計画（Vision 2014）」（実施期間：平成 22（2010）年度～平成 26（2014）年度）、「第2次中期計画（Vision 2019）」（実施期間：平成 27（2015）年度～平成 31（2019）年度）に続き、「Vision 2024（第3次中期計画）」（実施期間：令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度の5年間）を策定し推進してきた。その後、本学園の目指すべき方向性を示した「睦学園グランドデザイン 2030」が、令和 4（2022）年に策定されたことに伴い、本学の中期計画についても整理を行い、現在は、「Vision 2024（第3次中期計画）」を発展的に解消し、新たに「Vision 2030（第4次中期計画）」（実施期間：令和 5（2023）年度～令和 12（2030）年度の8年間）を策定し推進しているところである。【資料 1-2-13】

今年度より開始した「Vision 2030（第4次中期計画）」では、本学の使命・目的である「豊かな人間性の涵養」と「有為な人材の養成」に基づき、令和 12（2030）年に目指す大学の姿を検討し、「地域になくてはならない大学」と定めた。この「Vision 2030（第4次中期計画）」を達成するために、各年度で実現すべき具体的な計画を「事業計画」として定め実施している。【資料 1-2-14】

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

大学においては、三つのポリシーは平成 23（2011）年に初めて作成された。学校教育法施行規則の一部が改正（平成 29（2017）年 4 月 1 日施行）されたのを機に、平成 28（2016）年度に見直しを行った。三つのポリシーの策定単位は、「全学」「学部」「学科」単位とし、本学の使命・目的である「豊かな人間性の涵養」と「有為な人材の養成」を踏まえ、全学的なポリシーが策定されている。【資料 1-2-15】

大学院においては、大学院の使命・目的である「学術の理論及び応用の教授研究」を踏まえて、現代ビジネス研究科、看護学研究科が設置された令和 2（2020）年度に、それぞれ研究科課程ごとに策定されている。【資料 1-2-16】

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、以下のように学部学科・研究科及び附属施設等の教育研究組織を整備している。【資料 1-2-17】【資料 1-2-18】

#### 1) 学部学科・研究科

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、1-1-④変化への対応に記載のとおり、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、健康科学部に栄養マネジメント学科及び健康システム学科、看護学部看護学科、生涯福祉学部社会福祉学科、教育学部に教育学科を設置している。それぞれの学科において、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図り、組織的な教育を行うことができるように教員を配置しており、大学設置基準を満たす適正な教員数を確保している。

大学院には、現代ビジネス研究科（修士課程）に現代ビジネス専攻を、看護学研究科（博士前期課程・博士後期課程）には看護学専攻を置き、専門分野に関し高度な教育研究上の指導能力を有する教員を配置しており、大学院設置基準を満たす適正な教員数を確保している。

## 2) 附属施設等

附属図書館、学修基盤センター、先進教育研究センター、附属総合科学研究所、エクステンション・カレッジ、地域医療福祉研修センターを設置している。各附属施設及び附置機関の概要は、次のとおりである。

附属図書館は、学生の学修や高等教育及び学術研究活動全般を支える重要な学術情報基盤の役割を有している。

学修基盤センターは、学生の主体的な学びや自己成長を促進するとともに、教員の教育研究活動を支援するための環境について充実を図ることを目的とし、附属図書館の運営、情報処理環境の構築や管理、学修支援環境の整備等を行っている。

先進教育研究センターは、成長リレー教育（乳幼児・初等教育から高等教育、生涯教育までの流れの中で、一人ひとりに合わせた学びを展開する先進的な教育手法）を推進することを目的に、様々な教育の調査・研究を実施している。

附属総合科学研究所は、学術及び地域社会の発展に寄与することを目的として、共同研究・受託研究・調査を行っている。研究所の下に実践食育研究センターを設置している。

エクステンション・カレッジは、地域社会の幅広い学習ニーズに応えるための各種事業を行い、大学を地域の生涯学習拠点とし、地域社会の発展に貢献することを目的としている。同カレッジにはボランティアセンターを設置している。

地域医療福祉研修センターは、地域の医療と福祉を支えるため、地域の医療及び医療機関の従事者等に対して臨床技能等の習得・向上を図るとともに、地域の介護福祉施設の従事者や介護を教える教員等に向けた専門研修を行っている。

### (3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

役員、教職員の理解と支持については、引き続き、一層の理解と支持が得られるよう今後とも努力していく。役員には理事会を通じ、教職員には、学科会議、教授会、大学運営会議を通じて、使命・目的及び教育目的についての周知を図る。学内への周知については、従来の方法に加えて、通常教育課程や学生生活の中において周知できるように、教育改革推進会議でその手法について議論を行っていく。学外への周知については、公式ホームページや「教育方針」の印刷物のほか、オープンキャンパス等のイベントを通じて大学の情報を広く公開し、適切かつ正確な情報提供に努めていく。

中長期的な計画及び三つのポリシーへの反映については、社会からの要請等を注視しながら、必要に応じて見直していくとともに、計画の進捗状況の確認を行う。教育研究組織の構成との整合性については、学長の指示のもと学長並びに教育改革推進会議で調査研究と議論を行い、その結果を踏まえて、大学運営会議で審議し、常に本学の教育が社会の要請に適合するように組織編成を整えていく。

### 【基準1の自己評価】

本学は開学以来、建学の精神である「和」を根本とした仏教主義に基づき、大学では「豊かな人間性の涵養」と「有為な人材の養成」を大学院では、「深奥をきわめて、文化の進展に寄与する」を使命・目的及び教育目的として策定し、社会的要請を踏まえながら、学部学科及び研究科の設置、三つのポリシーの策定、中長期計画及び事業計画の策定、推進等を行っている。本学の使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の理解を得ており、「教育方針」や公式ホームページ等を通じ、学内外へ公表、周知を図っている。また、このことを推進するため、「Vision 2030（第4次中期計画）」及び事業計画を策定し、理事会及び大学運営会議において点検を行い、課題を抽出、改善方策を検討しながら、実現に向けた活動を行っている。

以上のことから、基準1「使命・目的等」を満たしていると評価する。

## 基準2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1の自己判定

「基準項目2-1を満たしている。」

##### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

大学及び学部学科、大学院研究科ごとの教育目的を踏まえ、募集単位ごとにアドミッション・ポリシーを明確に策定している。

アドミッション・ポリシーは、公式ホームページで公表するとともに、毎年新生、教職員に配付する学生便覧「Campus Guide」に掲載し、周知している。学外向けには、「入試解説ブック」に明示するとともに、オープンキャンパス、進学説明会、教職員による高校訪問等の機会を利用して周知している。特に受験生に向けては、大学全体及び学部・学科ごとの三つのポリシーをまとめた冊子「教育方針」を作成し、オープンキャンパスで配付をしているほか、「受験生応援サイト」でも周知を図っている。【資料2-1-1】【資料2-1-2】【資料2-1-3】

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

大学では、アドミッション・ポリシーに基づき、表2-1-1のとおり多様な入学者の受入

れ方法を採用している。また、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れについて、志願者への理解促進を図るため、令和3（2021）年度より、入学者選抜全体を「ありがとうのプロフェッショナル選抜」と称して実施をしている。

大学院では、アドミッション・ポリシーに基づき、現代ビジネス研究科（修士課程）においては、一般入学試験と社会人入学試験（3年以上の実務経験を有する社会人対象）を実施しており、看護学研究科（博士前期課程、博士後期課程）においては、課程ごとに試験を実施している。（表 2-1-2）

表 2-1-1 令和5（2023）年度の大学の入試制度

選抜区分	入試区分	対象/ 選考方法	内容
総合型選抜	マッチング入試 (専願制)	対象	高等学校等の在学期間中における、学業、スポーツ、文化、芸術、ボランティア活動等、様々な分野での活動実績がある者
		選考方法	「面接型」：面接、自己PRシート、調査書 「基礎学力型」：基礎学力検査、自己PRシート、調査書 「プレゼンテーション型」：プレゼンテーション、自己PRシート、調査書
	探究学習活用入試 (専願制)	対象	高等学校等の学習課程において、課題探究学習の経験がある者。また、その経験や成果を活かし、大学入学後も地域課題等に取り組む意欲がある者
		選考方法	プレゼンテーション、自己PRシート、調査書
	公募制入試	対象	指定なし
		選考方法	基礎学力型：基礎学力検査、活動報告書、調査書 面接型：面接、活動報告書、調査書
	スポーツ・吹奏楽入試 (専願制)	対象	高等学校等において、指定の競技種目あるいは吹奏楽部にて活動し、入学後も学業とクラブ活動を両立させる強い意志のある者
		選考方法	面接、自己PRシート、調査書
	福祉人材育成入試 (専願制)	対象	卒業後福祉分野で活躍したい者
		選考方法	面接、自己PRシート、調査書
学校推薦型選抜	指定校推薦入試 (専願制)	対象	本学が指定する高等学校の生徒
		選考方法	面接、自己PRシート、調査書
	附属高校入試 (専願制)	対象	系列校である兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校の生徒
		選考方法	面接、自己PRシート、調査書

選抜区分	入試区分	対象/ 選考方法	内容
一般選抜	一般入試	選考方法	「3科目型」「2科目型」：学力検査（3科目あるいは2科目を選択） 「3科目プラス活動評価型」「2科目プラス活動評価型」：学力検査（3科目あるいは2科目を選択）、活動報告書 「3科目プラス記述式総合問題型」「2科目プラス記述式総合問題型」：学力検査、記述式総合問題 「1科目型」：学力検査 「1科目プラス面接型」：学力検査、面接、自己PRシート、調査書
	大学入学共通テスト 利用入試	選考方法	「3科目型」：各学科が指定する教科・科目のうち高得点の3科目の合計点、調査書 「2科目型」：各学科が指定する教科・科目のうち高得点の2科目の合計点、調査書
社会人選抜	社会人入試	対象	入学時において3年以上の社会経験が見込まれる満21歳以上の者
		選考方法	面接、小論文、自己PRシート
留学生選抜 外国人	外国人留学生入試 (専願制)	選考方法	基礎日本語力検査、面接、志望理由書

【資料 2-1-4】 【資料 2-1-5】 【資料 2-1-6】

なお、上記の選抜の基礎学力検査、学力検査のうち、英語の試験を課すすべての選抜では、保有する民間の英語資格・検定試験の等級・スコアに応じて、英語の得点を100点、80点、60点の3段階の換算得点として利用している。【資料 2-1-7】

表 2-1-2 令和 5（2023）年度の大学院の入試制度

研究科	入試区分	選考方法
現代ビジネス研究科現代ビジネス専攻（修士課程）	一般入学試験	専門科目、英語、面接、書類審査の合計点 ※TOEFL-iBTのスコアが61点以上の者は英語の試験を免除
	社会人入学試験	専門科目もしくはプレゼンテーション、面接、書類審査の合計点
看護学研究科看護学専攻（博士前期課程・博士後期課程）	博士前期課程	専門科目、英語、面接の合計点
	博士後期課程	英語、口述試験の合計点

【資料 2-1-8】 【資料 2-1-9】

入学者選抜を担当する事務組織として、入学部入学課を置いている。入学者の選考方法等については、学生募集・入試制度検討委員会及び学科会議にて検討し、大学運営会議で審議した上で、学長が決定している。【資料 2-1-10】

それぞれの選抜の合否判定については、各学部の入試委員会で審議、決定し、教授会に報告している。これは、教授会規則第 7 条により合否判定を入試委員会の審議に委任し、委員会の議決を教授会の議決とするものである。【資料 2-1-11】【資料 2-1-12】【資料 2-1-13】【資料 2-1-14】

入試問題については、大学及び併設の短期大学部教員から選任された作問委員により作成されている。委員は、国語、英語、数学、生物、化学、面接、小論文、記述式総合問題の各科目に分かれて作問を行うが、その科目ごとに主任、副主任を配置している。

選考方法については、アドミッション・ポリシーに基づき、入試区分の特徴に応じて「学力の 3 要素」（「基礎的な知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体性・多様性・協働性」）を多面的・総合的に判断する仕組みを構築している。まず、面接試験においては、学科のアドミッション・ポリシーに基づいた質問をするとともに、1～2 分程度の自己 PR プレゼンテーションを課して、意欲・主体性・協働性を評価している。一方、面接試験を行わない入試区分については、基礎学力検査や学力検査に加えて調査書を合否判定の参考資料として活用し、アドミッション・ポリシーに対する適合を判断している。加えて、高等学校の調査書、入試区分によっては活動報告書を点数化し、それらの総合評価も加味して合否判定を行っている。【資料 2-1-15】

入学者受入れの検証については、入試委員会及び学生募集・入試制度検討委員会での議論、高校訪問での聞き取りに加え、3 社の外部業者（進研アド、マイナビ、リクルート）による分析データや客観的な視点での意見を踏まえて改善点や課題を確認している。また、「入学時調査」を実施し、入学理由や受験意志決定要因等を確認・検証している。【資料 2-1-16】【資料 2-1-17】【資料 2-1-18】【資料 2-1-19】

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### 1) 大学

大学の過去 5 年間の入学定員、入学者数、入学定員充足率は以下の表 2-1-3 のとおりである。大学全体の直近 3 カ年の入学定員充足率では、令和 3（2021）年度 96.8%、令和 4（2022）年度 90.7%、令和 5（2023）年度 80.0%と、令和 5（2023）年度に減少したものの、概ね入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持ができています。令和 5（2023）年度の減少は、生涯福祉学部こども福祉学科（定員 50 人）を改組した、教育学部が定員を倍増（100 人）したにもかかわらず、実志願者数がほぼ横ばい（令和 4（2022）年度 632 人→令和 5（2023）年度 625 人）で推移し、入学定員拡大（令和 4（2022）年度 420 人→令和 5（2023）年度 470 人）に応じた「パイ」の拡大をすることができなかったことによるものである。

教育学部の募集については、文部科学省から「収容定員に係る学則変更の認可申請」に対する許可が下りた令和 4（2022）年 9 月をもってスタートすることとなったが、その時点では、すでに高等学校の指定校推薦を含む年内入試の進路指導が終了しており、大きな不利を抱えての学生募集活動となった。さらに、競合する教育系・健康系女子大学が共学化したことの影響も大きかった。

食物・栄養分野においては、全国的に志願者が減っており、本学の健康科学部栄養マネジメント学科も志願者・入学者ともに伸び悩む結果となった。一方、健康科学部健康シス

テム学科についても、上述の教育系・健康系女子大学の共学化により、専願でない入試における合格者の入学手続率が伸びず、入学定員充足率が低下することとなった。

地方都市に所在し、小規模で、いわゆる「ネームバリュー」を持たない本学にとって、高校生に実際にキャンパスを訪れてもらい、直接、教員や在学生と触れ合っ、本学独自の魅力を感じてもらうことこそ、本学の「ファン」(マーケティング用語でいう強力な志願者集団)増加につながる、最も重要な募集手段である。その上で高校1~2年生のうちから早期にコンタクトをとり、本学に親近感をもってもらおうということを重点施策としてきた。そうした中で、ここ数年の新型コロナウイルス感染拡大によって、高校等での進学説明会の中止やオープンキャンパスを縮小開催せざるを得ない状況は、高校生との直接的な接触機会を喪失する結果となり、本学にとって大きな痛手となった。

なお、それに対する対策として、ウェブサイト上でのオープンキャンパスの開催、入試や学科を紹介する各種動画の制作や YouTube 等での公開などウェブサイト上での広報の充実を図ったが、入学定員の充足までには至らなかった。ただし、「あなただけのオープンキャンパス」及び「進路探究塾(オンライン・対面)」や高校での出張授業やオンライン個別相談の実施、さらには SNS を活用した情報発信等の新規施策については、「ファン」獲得へ一定の成果が認められた。【資料 2-1-20】【資料 2-1-21】

表 2-1-3 過去 5 年間の入学者の状況 (大学)

学 科		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
現代ビジネス 学科	入学定員	120	100	100	120	120
	入学者数	107	143	101	94	86
	入学定員充足率	89.2%	143.0%	101.0%	78.3%	71.7%
栄養マネジメント 学科	入学定員	80	80	80	80	80
	入学者数	62	85	59	64	53
	入学定員充足率	77.5%	106.3%	73.8%	80.0%	66.3%
健康システム 学科	入学定員	40	40	40	40	40
	入学者数	42	49	35	38	29
	入学定員充足率	105.0%	122.5%	87.5%	95.0%	72.5%
看護学科	入学定員	90	90	90	90	90
	入学者数	98	99	99	110	95
	入学定員充足率	108.9%	110.0%	110.0%	122.2%	105.6%
社会福祉学科	入学定員	30	40	40	40	40
	入学者数	40	43	36	37	44
	入学定員充足率	133.3%	107.5%	90.0%	92.5%	110.0%
こども福祉 学科	入学定員	50	50	50	50	
	入学者数	51	41	57	38	
	入学定員充足率	102.0%	82.0%	114.0%	76.0%	

学 科		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育学科	入学定員					100
	入学者数					69
	入学定員充足率					69.0%
大学全体	入学定員	410	400	400	420	470
	入学者数	400	460	387	381	376
	入学定員充足率	97.6%	115.0%	96.8%	90.7%	80.0%

## 2) 大学院

現代ビジネス研究科、看護学研究科の令和2（2020）年度開設以降4年間の入学定員、入学者数、入学定員充足率は表2-1-4のとおりである。

現代ビジネス研究科においては、令和5（2023）年度の入学定員充足率100%、看護学研究科においては、博士前期課程33.3%、博士後期課程0%となっている。収容定員充足率については、現代ビジネス研究科は100%、看護学研究科は、博士前期課程16.7%、博士後期課程50%となっている。

表 2-1-4 過去4年間の入学者の状況（大学院）

研究科		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
現代ビジネス研究科 （修士課程）	入学定員	5	5	5	5
	入学者数	2	7	5	5
	入学定員充足率	40.0%	140.0%	100.0%	100.0%
看護学研究科 （博士前期課程）	入学定員	6	6	6	6
	入学者数	2	1	0	2
	入学定員充足率	33.3%	16.7%	0%	33.3%
看護学研究科 （博士後期課程）	入学定員	4	4	4	4
	入学者数	9	3	3	0
	入学定員充足率	225.0%	75.0%	75.0%	0%

### (3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

来年度は18歳人口がさらに約3万人減少するといわれる中、「マイナスサム・ゲーム」下での本学の生き残り戦略を模索する必要がある。地方都市に所在し、小規模で、いわゆる「ネームバリュー」を持たない本学にとっては、年内入試において、いかに多くの専願者を獲得するかが鍵である。

そのために、今後の募集活動方針として、以下の①徹底的な個別対応（オープンキャンパス等の接触重視）、②年内入試でのさらなる入学者獲得（スカウティング入試の導入）③外国人留学生の募集強化（国内・海外双方の募集推進）④共感を生む等身大のSNS施策（インスタグラム等の情報発信強化）の4点を策定している。

令和6（2024）年度入試から導入するスカウティング入試とは、高校生とアドミッションオフィサーが面談を行い、そこで高校生は自らの将来に対する希望を伝えたり、アドミ



ミッションオフィサーから大学の勉学の様子を聞いたりすることで、自分の適性を見極める一方、アドミッションオフィサーも高校生の特性や将来性を面談から判断し、適切と判断した高校生に対して、3回実施されるスカウティング入試の受験資格を付与する（スカウトする）というタイプの専願制の入学試験である。これは、令和5（2023）年度入試から短期大学部保育科第一部、保育科第三部において初めて導入され、入学者増に大いに寄与しただけでなく、高い向学心の学生の獲得につながった制度である。これを大学においても、令和6（2024）年度入試から全面的に導入することとしたものである。【資料 2-1-22】

大学院については、高度な研究・教育活動の拠点として、入学生の質を担保しつつ、入学定員を確保することが重要である。特に看護学研究科（博士前期課程）については、本学卒業生への周知を強化するため、同窓会とも連携したDM発送、説明会開催、Web相談会を実施していくこととしている。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

各学科の演習担当者・チューター（学部学科により名称・形態が異なる）と、学修支援を担う教学部教務課の職員が協働し、個別指導や履修相談等を行い、必要に応じて教職センター、健康管理センター、障がい学生支援オフィス、学習支援オフィス等と連携を図りながら学修支援を行っている。

学修支援体制は以下のとおりである。

#### 1) 教務委員会

教員と教学部職員で構成される教務委員会を学部ごとに設置しており、教育的及び教学事務的観点の両面から学生の学修支援について協議している。教務委員会の審議・報告事項は、毎月定例で開催する教授会に報告し、学修支援に関する内容を全学的に共有している。【資料 2-2-1】

#### 2) 学科長会議

副学長（教育担当）を議長とし、大学（短期大学部を含む）の各学科長、教学部職員で構成される学科長会議を定期的に開催しており、全学的かつ統一的な教育運営・学修支援を円滑に推進するため、協議及び意見交換を行っている。【資料 2-2-2】

#### 3) 教職センター

令和5（2023）年4月に新設されたもので、それまでの教職・学習支援センターを改組し、教員採用試験や国家試験のための学習支援の機能を独立させ、強化することで、教員

志望学生や、国家試験受験者の支援を行うものである。【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】

#### 4) 学習支援オフィス

上記のとおり、従来の教職・学習支援センターが持っていた、学生への個別学習指導や生活相談の機能を独立させたもので、学修上の個別相談や指導を行うほか、学力向上のための基礎講座等を開設することとしている。【資料 2-2-5】

#### 5) 教育支援システムの導入、運用

教職協働で学修支援に取り組めるよう、日本電子計算株式会社教務パッケージ「Campuslink」（本学では「教学情報システム」と呼称。）を導入、運用している。このシステムには学籍、成績、履修、シラバス、授業への出欠状況等が管理され、教職員と学生が学内外からアクセス可能になっている。【資料 2-2-6】

また、令和 2（2020）年度からは、新型コロナウイルス感染拡大による全面オンライン授業に対応すべく、株式会社朝日ネットの教育支援システム「manaba」を導入した。これにより、学習教材や課題の共有、教員から学生へのフィードバックが容易になった。LMS（学習管理システム）の強化のみならず、学修ポートフォリオ機能の充実が図られている。【資料 2-2-7】

#### 6) 学生支援データベースシステム「HUssystem」の導入

学生情報の一元化、共有、活用をコンセプトに、令和 2（2020）年から本学独自の学生支援データベースシステムの開発を進め、令和 3（2021）年度より「HUssystem」として稼働させている。IR の中心的役割を担うこのシステムは、①学生の個別情報に関する内容閲覧（入学時の入試情報、在学時の成績情報、課外活動実績、本人の進路目標や面談記録等）、②学生支援のためのコンテンツ（各種名簿、統計資料の発行）、③アンケート処理、④学びのカルテ等の成果物発行といった機能を有し、教学に関する必要な情報を集約・分析するためのツールにもなっている。【資料 2-2-8】

#### 7) 入学前教育「フォローアッププログラム」の実施

学部学科と入学課及び教務課の連携の下、入学予定者を対象とした入学前教育「フォローアッププログラム」を実施している。このプログラムは、内容は学部学科によって異なるものの、事前課題とスクーリングで構成され、大学の学修へのスムーズな移行、及び学習意欲の向上、動機付けに効果を上げている。【資料 2-2-9】

#### 8) フレッシュマンセミナー

新入生の大学生活への円滑な導入を図るため、入学式直後の期間に学部学科ごとに「フレッシュマンセミナー」を実施している。学部学科と学生支援課の協力体制の下、在学生在が企画・運営し、新入生・在学生在・教員が親睦を深めながら、新入生が安心した学生生活を始められるよう、様々なガイダンスやレクリエーションを行っている。【資料 2-2-10】

## 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 1) TA・SA 制度

大学院学生が学部教育業務を補助することにより、学部学生に対する教育効果を高め、教育指導の機会を与える目的でTA (Teaching Assistant) 制度を導入している。本制度によるTAは「兵庫大学ティーチング・アシスタント規程」に基づき、担当教員等の指示のもと主に情報処理・機器操作に関する教育補助業務を行うこととしている。しかし、現状ではTAを希望する大学院の学生がいないことから、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部チューデント・アシスタント規程」に基づき、学部学生の中からSA (Student Assistant) として採用し、支援体制を整備・維持している。【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】

### 2) オフィスアワー

学生の学修上の質問や生活面の相談事に対応する時間帯として、週1回90分以上のオフィスアワーの設定を、演習担当者・チューターに義務付けている。学生に対しては、各学期の授業開始前に「教学情報システム」の学内連絡にて周知するとともに、各学科の掲示板にも一覧を掲示し周知を図っている。【資料 2-2-14】

### 3) 障がいのある学生への学修支援（障がい学生支援オフィス）

令和元（2019）年度に、障がい学生支援に関する基本方針を「兵庫大学・兵庫大学短期大学部障がい学生支援のガイドライン」として策定し、学内及び公式ホームページにおいて示した。それを受けて、令和3（2021）年度には、障がい学生支援オフィスを設置し、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部における合理的配慮の提供についての実施基準」を策定した上で、専門職員を配置した。合理的配慮の提供については、学生との面談の上、合意形成ができた事項について、障がい学生支援オフィス職員が書面等で各授業担当教員に伝えている。【資料 2-2-15】

令和4（2022）年度の授業における合理的配慮支援依頼状況については、表2-2-1のとおりである。支援機器も整備し、障がいのある学生が平等かつ公平な修学環境を得られるよう支援体制の充実を図っている。また、修学するにあたり移動等の生活介助が必要な学生に対しては、学生サポーターを組織し、支援することで修学に必要な環境整備にも努めている。【資料 2-2-16】【資料 2-2-17】【資料 2-2-18】

表 2-2-1 令和4（2022）年度 授業における合理的配慮支援依頼状況

学科名	授業における配慮依頼学生数
現代ビジネス学科	6人
栄養マネジメント学科	3人
健康システム学科	2人
看護学科	1人
社会福祉学科	4人
こども福祉学科	2人

4) 学期開始時のオリエンテーション（履修説明等ガイダンス）

各学期当初に行われる各学科のオリエンテーションでは、各学科教員と教務課職員、学生支援課職員が連携し、履修説明に必要な資料等の準備や講演会、各種啓発講習会等の調整を行い、学修支援を行っている。【資料 2-2-19】

5) 兵大「学びのカルテ」による学修支援

「学修者本位の教育の実現」に向けて、学生が自らの学修成果を自覚しながら学修や活動を進めることができるよう、本学では令和3（2021）年度から「兵大『学びのカルテ』（学修ポートフォリオ）の運用を行っている。「兵大『学びのカルテ』」は、学生が学修目標を理解した上でその達成度を確認し、自らの資質・能力についての強みや弱みを意識し、振り返りを行いながら学修を進めることができるように、修得単位数やGPAなどの学修成果やクラブやボランティア等の正課外活動、個人が入力する目標や成果などが掲載されており、半期に一度発行している。発行された「兵大『学びのカルテ』」は学生本人が自分の学生生活を振り返るだけでなく、演習担当者やチューターが実施する学生面談でも活用している。【資料2-2-20】

6) 休学・退学希望者への対応

中途退学や休学につながる可能性がある授業欠席が続く学生の情報は、隔週で開催している各学科の学科会議にて教員が共有し、適宜、演習担当者やチューター等が対象学生に連絡や、状況等の確認を行うなどの支援をしている。

中途退学を願い出る学生に対しては、まず演習担当者・チューターが相談を受け、退学希望の理由を聴取した上で、今後のアドバイス等を行う。また、保証人を交えて話し合いを行い、今後について助言を行うケースも多い。さらに、状況により学部長あるいは学科長による面談を行い、休学や退学に至る原因の把握に努め、中退者の抑止や今後の改善に役立てるようにしている。最終的には、学生本人と保証人の意思を尊重するが、熟慮を経ない退学は避けるようアドバイスすることを基本としている。

休学には、体調不良、経済的理由に加え、学修の意味を見失った学生が短絡的に退学に至る前に、自らの立ち位置を熟考・確認するための期間とするケースがある。そのため休学期間中についても、必要に応じて演習担当者・チューター（場合によっては健康管理センター職員）が連絡を取り、学修へのモチベーションを維持し、スムーズに復学できるようにサポートしている。

原級留置者・留年者についても、他の学生と同様にチューターを割り当て、履修指導・進路指導を行うとともに、随時学修・学生生活に関わる相談に応じ、アドバイスを行っている。

また、保証人には毎年開催する「教育懇談会」への参加を促すことで、家庭と密な連携を図りながら、学生への学修支援を行っている。【資料 2-2-21】

7) 中途退学率の改善の取組み

令和元（2019）年度に、「教学マネジメントを支える IR 体制の構築にむけたワーキン

グループ」を設置し、「中退率の改善」を試行的課題とした IR のパイロットプロジェクトに取組み、中退率の改善に向けた分析を行った。【資料 2-2-22】

その後、中途退学者、休学者及び留年者を防止する取り組みとして、令和 3（2021）年度からは、全学的に学生面談システムを導入し、「兵大『学びのカルテ』」や出席状況を確認しながら教員による個別面談を実施している。

令和 4（2022）年度は、前述の「学生面談システム」や「兵大『学びのカルテ』」による学修支援に加えて、月単位で学科ごとの退学者・除籍者等の推移について統計資料を教学部で作成し、各学科と共有することによって、現状把握及びその対策検討への初期対応を素早く行えるようにしている。【資料 2-2-23】

また、本学の中途退学率（入学から卒業までの全体の退学率）を改善するため、IR 推進室が作成する統計データなどから、その傾向を分析し検討された対策を、教育改革推進会議で審議し、学長が決定した上で改善に取り組んでいる。【資料 2-2-24】【資料 2-2-25】

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

多様な学修履歴をもつ学生を受け入れている本学においては、学力が不足している学生に対する学修・授業支援の充実に加え、とりわけ 1 年次～2 年次にかけてきめ細やかな助言・指導が必要となっており、令和 3（2021）年度よりスタートした全学的学生面談システムを活用し、よりきめ細やかな面談による支援を行っていく予定である。その際に、「兵大『学びのカルテ』」を有効な面談ツールとして活用するため、記載事項や利活用の方法について、教育改革推進会議においてさらに検討を深めていく。

中途退学率の改善については、令和 5（2023）年度以降も教学部と各学科が学生の状況を密に共有しながら、その対策について適宜検討を行い、教育改革推進会議や大学運営会議で審議し、実行していく。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### 1) キャリア支援体制の整備

キャリア支援を行う組織として、教学部学生支援課を設置している。学科の特性に応じたキャリア支援を行うため、学科ごとに専属の担当職員を配置している。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】

また、キャリア支援の全学的な体制としては、教学部長（教員）を委員長とする就職推進委員会を組織している。委員会は各学科から選出された教員及び教学部事務部長、学生支援課長で構成され、隔月で委員会を開催し、学生の就職支援等に関する事項について協議している。また、全学的な内定状況については、毎月初めに学内ポータルサイトに情報配信を行っている。さらに、学科ごとの詳細な内定状況については、各学科の就職推進委

員と情報共有を行っている。【資料 2-3-3】

令和 4 (2022) 年度卒業生の就職実績は、卒業生数 348 人に対して就職希望者数 333 人 (就職希望率 95.7%)。就職希望者 (333 人) 全員が就職先を決定し、全学科において就職率 100%となっている。【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】

## 2) 教育課程内の取組み

### 〈全学部学科共通〉

共通教育科目において、キャリアデザインに関する科目として「私のためのキャリア設計」「ヒューマンサービスとマネジメント」「入門ボランティア」の 3 科目を開講している。

各科目における授業目標は以下のとおりである。「私のためのキャリア設計」においては、社会が求める「考える力」「話す力」「書く力」「聴く力」「マナー」について考え、社会に出るために必要な基本的なスキルを身につけるとともに、他者とのよりよい関係を構築するスキルを学ぶ。「ヒューマンサービスとマネジメント」においては専門分野を超えた多職種連携を学ぶことにより、チームワークの必要性について理解する。「入門ボランティア」においては、ボランティアの実践を通して社会参加意識と同時に主体性、実行力、チームで働く力といった社会人基礎力を身につける。

### 〈現代ビジネス学科〉

資格取得やビジネス・IT スキル修得のための科目区分「キャリア基盤科目」を設け、特に地域ビジネス専攻の必修科目「短期インターンシップ」「長期インターンシップ」では、企業実習に加え、SDGs などの企業課題解決を目指したインターンシップを実施している。公務員試験対策として課外対策講座を補完する選択科目「現代ビジネス特論」を設け 1～2 年次の 3 学期にわたり支援している。また、ビジネス現場の状況や課題を学ぶ「現代ビジネスの実際」、アントレプレナーを目指す「起業家塾」を選択科目として設定している。

### 〈栄養マネジメント学科〉

入学時から管理栄養士という職業像を意識した学びと 3、4 年次では実際の管理栄養士業務を体験させる臨地実習を行っている。具体的には 1 年生向けの必修科目「管理栄養士概論」実務家教員および卒業生による管理栄養士業務内容説明、2 年生向けの「コース制授業 (食品コース実践演習 I・II、スポーツ・食育コース実践演習 I・II、臨床栄養コース実践演習 I・II)、PBL を活用した業務体験、3、4 年生向けの 4 つの臨地実習 (「給食管理 (必修科目)」「臨床栄養 (選択科目)」「公衆 (選択科目)」「栄養管理 (選択科目)」) である。

### 〈健康システム学科〉

2 年 II 期に「教育特論 I」、3 年 I 期「教育特論 II」、3 年 II 期「教育特論 III」を開講している。「教育特論 I」と「教育特論 II」は必修科目とし、キャリアに対する具体的な課題を明確にし、希望する進路の実現に向けて学生が主体的に能力を開発していくことを目指している。特に「教育特論 II」では学生支援課員並びに外部の専門家を招聘し、より専門的な進路決定の機会を提供している。

### 〈看護学科〉

1 年 I 期より看護師のキャリア形成の基礎として「看護学概論」や「生活の中の実習」を開講している。3 年次では看護業務の実践的な学修として各領域の臨地実習、4 年次で

は卒業後のキャリアを想定した「看護の統合と実践実習」を開講している。さらに多彩な看護活動の学びとして「災害看護学」（4年Ⅰ期）や「国際看護学」等の講義を開講している。これらの講義では、学生の社会性や医療者としての使命感を育て職業意識の向上を目指している。また、より積極的な実践教育として日本救急医学会認定 ICLS コース（医療者のための蘇生トレーニングコース）を開講している。

#### 〈社会福祉学科〉

社会福祉士、精神保健福祉士国家資格取得のため1年次～4年次に至るまで系統的に実習及び実習指導科目（選択科目）を配置している。1年次では、福祉領域の現場と当事者に直接接触することで福祉課題を現実的に捉える視点を身につける。2年次では、専門職としての倫理・価値の醸成を図り、3年次にはより実践的な技術修得（面接技術や社会資源の活用等）を目指す。4年次ではさらに、社会福祉アドバンス実習、精神保健福祉援助実習、スクールソーシャルワーク実習、高校福祉科教員の教育実習と、よりキャリアに結びつく福祉専門領域の実習を積み上げる。また、2年次の専門基礎ゼミナールにおける地域実践や、現場の実践家を講師や卒業生を招いての授業、3年次へと続くソーシャルワーク演習科目群を系統的に学ぶことで、具体的な職業像が描けるよう支援している。

#### 〈こども福祉学科〉

保育士資格と幼稚園教諭一種免許を取得するための専門教育科目並びに実習科目を系統的に配置している。学外実習は、保育士資格取得に必要な「保育実習ⅠA」を2年次Ⅱ期に履修するのを皮切りに、「保育実習ⅠB」、そして「保育実習Ⅱ」あるいは「保育実習Ⅲ」を段階的に履修し、保育士資格取得に必要な資質・能力を醸成していく。幼稚園教諭一種免許取得に必要な教育実習は4年次Ⅰ期に履修し、幼稚園教諭に必要な資質・能力を醸成する。そして4年次Ⅱ期に「保育・教職実践演習（幼稚園）」を履修することを通じて、保育士あるいは幼稚園教諭としてのキャリアをスタートするための総まとめを行う。

また2年次配当科目「基礎演習Ⅱ」（必修科目）において、4年生の就職活動体験談を聞く機会を設けている。このことにより、2年次の段階から卒業後のキャリアについて考えることとなり、その後の学外実習をはじめとする専門教育科目を通してのキャリア教育と有機的に結びついている。

#### 〈教育学科〉

小学校教諭一種免許、特別支援学校教諭一種免許（知肢病）、幼稚園教諭一種免許、保育士資格を取得するための専門教育科目を系統的な配置した教育課程を編成している。

1年次には「教職入門」（必修科目）を開講しており、学生は教職というキャリアの意義について多角的視点から理解を深めることになり、キャリア形成の第一歩を踏み出す。1年次の「ふれあい体験活動」そして2、3年次に開講する「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」の受講を通して、小学校や幼稚園現場での仕事を体験し、学生のキャリア意識はより明確になることが期待される。

さらに学生が取得を希望する免許・資格に応じて「保育実習」「幼稚園教育実習」「小学校教育実習」「特別支援学校教育実習」を履修することで、キャリアに直結する専門的知識・技能を獲得し、4年次Ⅱ期の「教職実践演習（小学校）」あるいは「保育・教職実践演習」の履修を通して、キャリア形成教育の総まとめを行う。

### 3) 教育課程外の取組み

学生支援課では、学生の相談や履歴書、エントリーシートの添削、模擬面接などの具体的な支援を行っている。また、障がいのある学生のキャリア支援については、障がい学生支援オフィスと連携した相談を実施し、卒業後の生活も見据え、自己理解の促進や障害者雇用の情報提供等を行っている。【資料 2-3-6】

その他の具体的な取組みを以下にあげる。

#### 〈就職ガイダンス〉

学生の就職に対する意識を高め、就職活動に向けて取組むべきことを理解させるために実施している。また、学科ごとに就職活動の時期や対策が異なるため、全学的な就職ガイダンスではなく、学科単位で実施している。【資料 2-3-7】

#### 〈マナー講座〉

就職活動を行う上で必要なマナーを習得するため、スーツの着こなし講座、メイクアップ講座を実施している。また講座当日には就職活動用の証明写真の撮影も行っている。

#### 〈個人面談〉

学生一人ひとりの進路志望等を把握し、円滑な就職活動を促すことを目的に実施している。就職活動を控えた3年生を対象に10月～12月の期間に学生支援課員が担当する学科の全学生と面談を行う。ただし、看護学科のみ実習の関係で2月または3月の実施となっている。

#### 〈公務員試験、国家試験、教員採用試験対策〉

以下の3つの部署が分担して実施している。第1に、学生支援課が、企業主催の公務員試験対策講座（初級コース、基礎力養成コース、市役所・警察官・消防官コース）を、学内において格安の受講料で提供している。さらに独自の企画として、公立保育所・幼稚園採用試験の面接対策を実施している。第2に、教職センターが、一般教養、教職教養、SPI、専門科目等の講座（令和5（2023）年度前期15講座）を対象学科ごとに提供している。第3に、各学科内の（学科教員からなる）国試対策委員会が、健康科学部栄養マネジメント学科においては管理栄養士国家試験対策を、健康科学部健康システム学科においては教員採用試験対策を、看護学部においては看護師、保健師国家試験対策を、生涯福祉学部社会福祉学科においては社会福祉士、精神保健福祉士国家試験対策を、それぞれ実施している。

【資料 2-3-8】【資料 2-3-9】【資料 2-3-10】

#### 〈仏教系幼稚園・保育所就職予定者に対する就職前教育〉

浄土真宗本願寺派兵庫教区加盟園をはじめ、仏教系の幼稚園、保育所、認定こども園に就職予定の学生に対し、就職先で必要な知識や作法を就職前に指導することにより、学生の質の向上をはかり、就職後に活かす力を身につけさせている。【資料 2-3-11】

#### 〈障害者雇用相談会〉

日常的に障害者の就労支援に携わっている就労移行支援事業所を招き、学生および教職員を対象に、全体会として障害者雇用の現状や大学生の課題等についての説明を行い、希望学生には、個別相談を実施して学生自身が早期から就労に対する見通しを持つ機会を設けている。実施状況については表 2-3-1 のとおりである。【資料 2-3-12】



表 2-3-1 令和 4 (2022) 年度 障害者雇用相談会実施状況 ( ) は前年度

参加者		全体参加者数	個別相談者数
教職員		45 人 (12 人)	0 人 (0 人)
学 生	現代ビジネス学科	3 人 (1 人)	5 人 (1 人)
	栄養マネジメント学科	1 人 (2 人)	1 人 (1 人)
	健康システム学科	1 人 (1 人)	1 人 (1 人)
	看護学科	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)
	社会福祉学科	1 人 (1 人)	1 人 (1 人)
	こども福祉学科	0 人 (1 人)	0 人 (1 人)
合計		51 人 (18 人)	8 人 (5 人)

〈学内選考会〉

企業等の採用担当者を学内に招き、事前申込みを行った学生を対象に企業等の説明を行い、希望者に対しては一次選考までを学内で行っている。【資料 2-3-13】

〈U ターン就職希望者対象の相談会〉

ハローワークの学卒者等支援専門職員による相談会を週 1 回のペースで実施している。U ターン就職希望者に限らず、学生のニーズに応じた求人情報等の提供を受け、学生の希望に応じた適切な指導を行っている。【資料 2-3-14】

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

キャリア支援については、学科との連携も密に行えており、支援体制は整備されている。

また、令和 2 (2020) 年度から留学生の受入れを始めたが、留学生の就職支援については新たな施策が必要となってくる。令和 4 (2022) 年 10 月に設置された留学・国際交流センターと連携しながら、留学生向けの独自の就職支援も行っていく予定である。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービス、厚生補導のための組織としては、学生委員会を設置し、学生サービス等に関する事項について企画、協議している。学生委員会は教学部長 (教員) が委員長となり、学科から選出された教員及び教学部事務部長、学生支援課長で構成されている。原則、月 1 回開催し、様々な学生サービス等に関する内容について企画・協議し、重要案件については審議機関である大学運営会議に諮り、適宜実行している。【資料 2-4-1】

学生サービス、厚生補導業務を遂行する事務組織としては、学生支援課を設置している。

そのほかに、健康管理センター、留学生並びに海外留学の支援業務を行う留学・国際交流センター、障がいのある学生の支援業務を行う障がい学生支援オフィス、ボランティア活動支援を行うボランティアセンターを設置しており、それぞれに専任の職員を配置している。

## 2) 課外活動支援

課外活動支援は、学生支援課が担当している。大学が公認している課外活動団体は、体育系 17 団体、文化系 20 団体があり、344 人（実人数）が加入し、加入率は 22.5%である（令和 5（2023）年 5 月 1 日現在）。各団体には、学友会、保護者会、学生会が前年度の活動実績に応じた助成金等を支給することで活動支援を行っている。特に強化指定クラブ 5 団体（女子駅伝部、男子硬式庭球部、女子バレーボール部、漕艇部、吹奏楽部）には、それぞれのクラブからの要請に応じて、学生支援課が費用を負担する形で専門的な外部指導者の配置や、アスリート食の提供及び試合当日のスクールバスの運行を行っている。【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】

学生のボランティア活動支援は、ボランティアセンターが担当している。令和 4（2022）年度は、コロナ禍ではあったが、前年度比較 90 件増加の 125 件、のべ 317 人がボランティアに参加した。また、ボランティアセンター主催で「おうちボランティア・千羽鶴作り」への参加を呼びかけ、17 人の学生が千羽鶴作りに参加し、作成した千羽鶴は加古川市平和祈念式典に寄贈された。さらに、大中遺跡まつり実行委員会、こども店長会議等地域でのイベント開催のための企画部会に参加する学生や、高齢者施設等でコミュニティの形成に尽力する学生に対して、活動支援として交通費等を支給した。【資料 2-4-4】

## 3) 経済的支援

日本学生支援機構奨学金（貸与奨学金、給付奨学金）のほか、本学独自の給付型奨学金制度（「河野教育振興基金奨学金」「兵鸞奨学金 A」「優秀学生表彰制度」）を設けている。また、学外の奨学金制度については、学内掲示及び LINE を使い学生への情報発信を行っている。奨学金制度以外では、本学と提携している 2 社（株式会社オリエンテーション、株式会社ジャックス）の教育ローンについても紹介している。【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】

その他、学費納入に関しては、授業料等を期日までに納入することが困難な場合において、延納手続きができる制度を設けている。【資料 2-4-7】

また、アルバイトにより授業料や生活費等を学費に充当する必要がある学生を対象に、学生支援課がアルバイトの紹介を行っている。紹介するアルバイトは、学業に支障がないよう、勤務内容や勤務時間等の確認を行い、認められたものみの情報を、窓口にある求人ファイルにて提供している。

## 4) 学生相談

学生支援課に「なんでも相談コーナー」を設け、生活上の問題、修学上の問題、進路の問題等に関する相談について随時対応をしている。相談窓口については学生便覧「Campus Guide」に記載するほか、入学時のオリエンテーションにおいても周知を図っている。【資

料 2-4-8】

また、心身に不安や悩みを抱える学生に対して、健康管理センター内のカウンセリングコーナーに臨床心理士の資格を持つ非常勤のカウンセラーが週 3 回在室し、カウンセリングを行っている。その周知については、新入生に対しては入学時の配布物に同封し、オリエンテーションで説明し、在学生に対しては健康診断の結果に同封している。令和 4(2022)年度のカウンセリング利用者はのべ 326 人であった。【資料 2-4-9】【資料 2-4-10】

その他、障がい学生支援オフィスでは、障がいのある学生だけでなく、発達特性に由来する困難さを抱えている学生の相談も実施している。令和 4 (2022) 年度の相談・面談回数はのべ 591 回であった。

また、上記「なんでも相談」「カウンセリングコーナー」等での相談内容のうち、専門的なサポートを要する内容については、本人の同意のもと、障がい学生支援オフィス室員が相談に同席したり、学外の関係機関につないだりして、学内外の関係部署・機関と連携しながら対応している。【資料 2-4-11】【資料 2-4-12】

ハラスメントの防止等については、「ハラスメントの防止等に関する規程」を設け、ハラスメント防止対策委員会を設置し、適宜相談を受け対応できる体制を整えている。【資料 2-4-13】

5) 健康管理

健康管理センターには看護師と事務職員の計 2 人を配置し、健康相談や保健指導を行うとともに学内で発生した傷害や疾病については適宜応急処置を施している。【資料 2-4-14】  
【資料 2-4-15】

また、毎年 4 月には全学生に対し定期健康診断を実施し、結果に異常所見のあった学生については個別に健康相談や保健指導を行っている。その他、入学の手続き時に健康に対するアンケートの提出(任意)を求め、情報の開示を許可している学生の情報については、学科長と情報共有を行い、健康管理を実施している。【資料 2-4-16】

6) 留学生支援

令和 4 (2022) 年 10 月より留学・国際交流センターを設置し、定期的な面談等により留学生の学習並びに在留に係る各種申請等の相談及び支援を行っている。

また、住宅支援として県営住宅を借用し、日本人学生と共同生活を行い、お互いの文化の理解を深める機会を設けている。【資料 2-4-17】

7) その他(朝食提供・スクールバス運行)

学生食堂では、朝食を 100 円で提供し(職員は 200 円)、学生が健康的に大学生活を送れるよう支援している。

また、学生の通学における利便性向上のため、JR 東加古川駅、山陽電車高砂駅(別府駅経由)、神戸市営地下鉄名谷駅(学園都市駅経由)の 3 カ所と大学を往復するスクールバス(無料送迎バス)を運行している。運行については、学年暦に準じ、月曜日～金曜日は、7 時 40 分～21 時、土曜日は、7 時 50 分～18 時 30 分の時間帯において定期運行している。【資料 2-4-18】

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

経済的支援については、修学支援新制度もスタートし、多様な奨学金制度が林立することとなるため、学生支援課として最適な学生支援が可能となるよう、奨学金の効果については、IR 推進室と連携しながら検証し、新たな援助の方向性を学生委員会等で議論することを予定している。

今後増えることが予想される留学生支援については、令和 4（2022）年 10 月に発足した留学・国際交流センターがワンストップで対応し支援できることが理想である。しかし実際には、学部学科、教務課、経理課、総務課など、学生支援課以外の他部署との連携が必要になることが予想されるため、学生の不利益が生じないよう細心の注意をはらってネットワーク作りを進めていく。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

校地面積については、加古川キャンパスに、併設の短期大学との共用として 82,573 m<sup>2</sup>を有し、設置基準上必要とされる面積 19,140 m<sup>2</sup>を満たしている。また、校舎面積は、大学専用として 5,177 m<sup>2</sup>、短期大学との共用として 24,109 m<sup>2</sup>あり、設置基準上必要とされる面積 16,213 m<sup>2</sup>を満たしている。【資料 2-5-1】

また、教育目的を達成するために、講義室、演習室、学生自習室、学生用実験室、実習室及びその他の施設を整備し、有効に活用している。（表 2-5-1）

加古川キャンパス内で、本学と併設する短期大学が共同で使用する校舎 33,915 m<sup>2</sup>の内、昭和 56（1981）年以前に建設され、耐震補強を必要とする旧耐震基準の校舎が 20,835 m<sup>2</sup>（全校舎面積の 61%）あり、早期に安全対策を講じる必要があった。そこで本学は、平成 25（2013）年から 6 カ年計画で対象校舎の耐震診断及び補強工事計画を立案し、平成 26（2014）年は 10 号館を、平成 27（2015）年は 17 号館を、平成 28（2016）年は 11 号館の耐震補強工事を実施した。さらに平成 27（2015）年には 5 号館閲覧ホールの特定期工事を実施し、耐震化率は 71%まで達した。

財政的な事情により平成 29（2017）年度以降は耐震補強工事を一時的に中断しているが、現在は新たに改修計画を策定し、耐震補強を再開する予定である。【資料 2-5-2】

施設の維持、管理等に関する業務は、事務局管財課が行っており、建築、設備等の専門的な技術・知識をもつ経験豊かな職員を配置している。建物、電気設備、給排水・衛生設備、空調設備、消防設備、昇降機などの保守点検業務並びに警備業務、樹木等植栽の維

持管理、清掃業務は専門業者に委託し、管理統括している。各保守点検については、専門業者との委託契約により関係法令を遵守し、安全管理に努めている。【資料 2-5-3】

表 2-5-1 施設概要

建物名	主要施設
1号館(東)(西)	講義室、個人研究室、共同研究室、講師室
2号館	講義室、コンピュータ教室
3号館	教職センター、教職センターアクティブラーニング・ゾーン、附属総合科学研究所、IR推進室
4号館	教学部(教務課、実習事務室、学生支援課)、障がい学生支援オフィス(Qるーむ)、面談室、調理実習室、実習食堂、理化学実験室、生理学実験室、食品加工実習室、微生物実験室、標本室、動物実験室、動物飼育室
5号館	学生食堂、ラーニングcommons、学習支援オフィス、図書館、購買部、講義室、研修室
10号館	法人事務局、事務局(総務課、研究支援課、管財課)、理事長室、副学長室、会議室、総合科学研究所実践食育研究センター、講義室、保育実践教室、ピアノ練習室、ML音楽室、養護実習室、看護実習室、保育科学生サポート室、保育科自習室
11号館	講義室
体育館	体育館、ウェルネスルーム、リズム室
12号館	入学課、事務サポート室、会議室、研究室
13号館	模擬教室、講義室、演習室、ボランティアセンター、留学・国際交流センター、社会連携オフィス、エクステンション・カレッジ
14号館	学長室、造形教室
15号館	思惟館
16号館	クラブ部室、大学祭実行委員会、学生会執行部
17号館	地域医療福祉研修センター、健康管理センター、講義室、母性小児看護実習室、基礎看護実習室・成年老年看護実習室、地域精神看護実習室・在宅看護実習室、個人研究室
18号館	クラブ部室、和室、会議室、多目的ホール

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 1) 図書館

図書館は大学と短期大学部との共同施設であり、学内外の研究機関と情報ネットワークを介した学術情報を集積・活用するための中枢として機能している。5号館に設置され、総延べ床面積1,885㎡を有し、270席の閲覧席を設けている。

蔵書は146,728冊、学術雑誌1,971種、視聴覚資料6,996点である。シラバスに掲載された参考図書は必ず揃えることとしており、教員が特に推薦するものは指定図書コーナーを設け、教員ごとに配架している。また、希望図書については、学生からは「購入希望制

度」により、そして非常勤を含めた全教職員からは随時受付けている。一般新着図書は、新着図書コーナーに展示するほか、館外の電子掲示板を用いて案内している。

開館時間は、平日は午前 9 時～午後 8 時（土曜日は午後 4 時）までで、本学の学生及び教職員のほかに、卒業生、近隣の地域住民（加古川市・高砂市・稲美町・播磨町）にも開放している。令和 4（2022）年度の図書館開館日数は 271 日、図書館利用者数は、のべ 55,538 人であった。コロナ禍前の令和元（2019）年度の図書館開館日数は 266 日、利用者数は、のべ 127,217 人であったのと比べると、依然として利用者は回復していない。【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】

図書館の利用については、入学時に初年次教育の一環として図書館の利用方法等への理解を促すため図書館ツアーを実施している。なお、図書館内には 6 台の利用者用検索端末、自習のための学生に 21 台のコンピュータが設置されている。【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】

図書館サービスで提供している学術情報検索サービスは、平成 8（1996）年度に学内外の利用者に向け学術情報資源の利用充実を目的として整備された。平成 16（2004）年度、平成 22（2010）年度、平成 28（2016）年度に更新され、コンピュータサービスの学内ネットワーク「HUMANS2021 教育研究基盤システム」と連携して稼働している。

学外（他大学）の図書館とは、国立情報学研究所の ILL を介して閲覧、文献複写、現物貸借等の相互協力を行っている。兵庫県大学図書館協議会や私立大学図書館協会西地区部会阪神地区協議会に加盟し、相互協力を進めている。

また、平成 28（2016）年 3 月に学生の主体的な学びの支援と授業の「事前の準備」「事後の展開」のための学修時間確保を考慮し、図書館閲覧ホールを改修し、可動式什器、ホワイトボード、電子黒板、パソコン等の ICT 機器を備えた「ラーニングcommons」を開設した。【資料 2-5-8】

## 2) 情報サービス施設

2 号館 3 階のコンピュータ実習室にコンピュータを 218 台（デスクトップ 104 台、ラップトップ 114 台）を設置している。コンピュータ実習室のコンピュータはすべて学内ネットワークに接続されており、「コンピュータ演習」「アプリケーションソフト」「プログラミング演習」「健康統計学」をはじめとした様々な授業で利用されている。学生は授業時間外でも自由にコンピュータを利用できる。【資料 2-5-9】【資料 2-5-10】

情報教育の中心的な役割を果たす、コンピュータ・ネットワークの設備については、平成 7（1995）年度の大学開学時から学内ネットワーク「HUMANS（Hyogo University Multimedia Autonomous Network System）」を整備し、平成 14（2002）年度、平成 20（2008）年度、平成 26（2014）年度、令和 3（2021）年度に更新を重ね、現在では全学的学修環境の改善による学生の学修時間増加と ICT 機器の活用による教育の質的向上を目的とした「HUMANS2021 教育研究基盤システム」を稼働させている。

学内ネットワークは 2 号館を中心に 1 号館（東）、1 号館（西）、3 号館、4 号館、5 号館、10 号館、11 号館、12 号館、13 号館、14 号館、17 号館、体育館と学内全域で利用可能となっており、学内 89 ヶ所に無線 LAN を設置している。【資料 2-5-11】

こうしたネットワークシステムのもと、本学では、2 号館 3 階のコンピュータ実習室のほかに、2 号館 2 階の講義室、3 号館教職センター、5 号館図書館・ラーニングcommonsに

ノートパソコンを 121 台設置している。また、図書館にノートパソコンを 50 台整備して学生への貸出しを行っている。ノートパソコンの利用を通じて情報活用技術の習得や学生と教員とのコミュニケーション、講義資料の閲覧や課題・レポートの提出等が円滑に行えるようにしている。

### 3) 体育施設

夜間照明付グラウンド (6,035.8 m<sup>2</sup>)、テニスコート 4 面 (オムニコート、照明付)、体育館、ウェルネスルーム、リズム室を備えている。

体育施設の使用については原則、月～土曜日の 9 時～17 時 50 分までは授業での利用を中心とし、空き時間については一般学生にも開放している。月～土曜日の 18 時～21 時と休業日の 9 時～21 時については課外活動で利用しており、各クラブで時間の割り振りをして使用している。

### 4) 音楽施設

音楽実技を行うための施設として、10 号館に ML (ミュージック・ラボラトリー) 音楽室とピアノ練習室を備えており、授業での使用時間以外は、自主練習できるよう開放している。ML 音楽室は 2 教室あり、それぞれ 48 台、27 台の電子ピアノを設置している。また、ピアノ練習室は計 32 部屋あり、各部屋にアップライトピアノを備えている。

### 5) 模擬保育室

13 号館に、実際の幼稚園や保育園の保育室を想定した模擬保育室を備えている。教育学科、こども福祉学科における、実技をとまなう専門科目及び演習科目で使用されるほか、加古川地域在住者を対象とした子育て支援活動「こども大学 in こども福祉学科」にも活用している。

### 6) 地域医療福祉研修センター

地域包括ケアシステム構築に係る幅広いニーズに応え、地域の医療と福祉を支えるため、地域の医療および福祉機関の従事者等に対して臨床技能等の習得・向上を図るとともに、本学学生等の医療、看護、福祉に関する学習の支援を行う目的で設置されている。また、同センターの行う事業を推進するため、メディカルシミュレーションユニットと看護・介護研修ユニットを設置している。【資料 2-5-12】

〈メディカルシミュレーションユニット〉

平成 27 (2015) 年 3 月に開所したもので、自治体や地域の医療機関と連携し、救急対応など医療技術のブラッシュアップを希望する医療専門職者等を対象として、シミュレーション教育システムを用いたトレーニングや潜在専門職者を再び地域医療の担い手として送り出すための研修機会を提供している。

シミュレーション教育においては、シミュレーター (人体全身模型) を使用しながら、実際の症例シナリオ等に基づき実践を想定したトレーニングを行うことができる。それぞれの症例に対し適切な対応を行うことによりシミュレーターが示した症状は回復するが、不適切な対応を行う場合症状が悪化する等、臨床現場を模擬的に再現した環境で実践的能

力を養うことが可能となる。

〈看護・介護研修ユニット〉

平成 28 (2016) 年 3 月に開所したもので、訪問介護、訪問看護に関わる介護・看護専門職、介護支援専門員 (ケアマネージャー)、主任介護支援専門員等を対象として、実技研修等の機会を提供し、従事者等の在宅ケアスキルの向上と新たなスキルの開発支援を行っている。

入浴エリアは、実際の病院や施設等で使用されている要介護者のための 3 種類の介護浴槽 (浴槽上昇タイプ、シャワー浴タイプ、車椅子連結タイプ)、自立及び要支援者のための個別シャワーコンパートメント、洗髪スペースを整備している。また、在宅生活支援エリアは、6 畳和室 (廊下、押し入れ、調理台付) を中心に、LDK (リビング、ダイニング、キッチン) を想定した生活空間を整備している。

#### 7) HUES (東加古川駅前サテライトキャンパス)

令和 5 (2023) 年 4 月の教育学部設置に伴い、教室の増設や施設の充実を図るため東加古川駅前サテライトキャンパス (HUES: Hyogo University Education Square) を増設した。小学校の教室を想定し、黒板や電子黒板を備える他、一部の壁がガラス仕様になっているため、開放的な教室空間になっている。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリー化については、平成 18 (2006) 年に既設建物である 10 号館と 17 号館に身体障害者対応のエレベーターを新設した。また、17 号館の各フロアのトイレについてもバリアフリー化と、身体障害者用トイレを設置する改修工事を行い、平成 22 (2010) 年には体育館にスロープと身体障害者用トイレを設置する改修工事を行った。さらに、平成 26 (2014) 年には 10 号館にスロープと自動扉及び身体障害者用トイレを、平成 27 (2015) 年には 17 号館にオストメイト対応トイレ、スロープ及び自動扉を、平成 28 (2016) 年には 11 号館にオストメイト対応トイレ及びいす式段昇降機を、平成 29 (2017) 年には 5 号館食堂 1 階東南出入口に自動扉の設置工事を行った。【資料 2-5-13】

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行うクラスサイズ (人数) については、授業内容や対象学年、教室環境、履修登録者数等を踏まえ、教育効果を配慮したクラス分けを行っている。共通教育科目の 1 年生必修科目の「英語」「日本語 (読解と表現)」「コンピュータ演習」については、30 人～40 人程度のクラス編成を行っている。なお、「英語」「日本語 (読解と表現)」「コンピュータ演習」は、入学後のオリエンテーション期間にプレースメントテストを実施し、「英語」はその結果に基づき習熟度別のクラス編成を行っている。

その他、学科専門の演習系科目についても、複数クラス編成を実施している。【資料 2-5-14】

健康科学部栄養マネジメント学科では、栄養士法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 2 号) において、十分な教育効果をあげられる場合を除いて栄養士養成に係る授業科目は同時に授業を行う学生の数をおおむね 40 人と規定されているため、その規定に基づきクラス編



成をしている。

生涯福祉学部社会福祉学科では、社会福祉士養成課程の演習科目については 20 人以下で編成している。

また、生涯福祉学部こども福祉学科、教育学部教育学科では、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）において、保育士養成に係る授業科目の 1 学級の学生数は、50 人以下と規定されているため、それに基づきクラス編成をしている。

### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

良好なキャンパス環境の形成を図るため、教育研究活動に支障をきたさないよう既存施設改修及び設備の更新を段階的に実施していくとともに、教育研究の将来構想を踏まえた「目指すべきキャンパス像」を具現化するため、中長期的な計画に基づき整備を進める。

耐震補強未了の部分については、耐震補強工事計画に従って、順次工事を実施していく。また、バリアフリー化については、未整備の箇所について順次計画的に整備を進めていく。

【資料 2-5-15】

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各学期末に、開講した全授業科目（兼任教員担当の授業科目を含む）を対象とした授業アンケートを実施し、その集計結果を担当教員にフィードバックすることで、学生の意見・要望を可能な限り授業に反映できるように対応している。さらに、担当教員は、授業アンケート結果に対する評価と今後に向けての改善及び受講生へのメッセージを、学生にフィードバック（公開）している。【資料2-6-1】

学生が授業運営等に関し、意見・要望等がある場合は、所定の「授業運営に関する意見書」を教務課に提出し、改善を求めることができる。学生からの意見等は、「授業運営に関する意見書提出時の対応手順」に沿って問題解決にあたり、その結果を学生にフィードバックする制度になっている。教学部長と連携の下、共通教育科目については共通教育機構長、専門教育科目は学科長が、その対応にあたっている。【資料2-6-2】【資料2-6-3】

さらに、学業成績について、学生が成績発表後 1 カ月以内に授業科目担当者に評価に関する質問をすることができる制度を設けている。【資料 2-6-4】

それ以外の学修支援に関する学生の要望・意見については、「在学時調査」「卒業時調査」「卒業生調査」を実施し、把握している。集計結果は、大学運営会議、教育改革推進会議で情報共有し、業務改善等に活用している。【資料 2-6-5】【資料 2-6-6】【資料 2-6-7】

障がいを持つ学生の要望・意見については、障がい学生支援オフィスにおいて学生との面談を実施し、合理的配慮として学生と合意形成の図ることができた事項については、障がい学生支援オフィス担当者が書面等で各授業担当教員に伝えている（2-2-②にて詳述）。また、全学的に知っておくべき重要な支援内容については、定期開催されている学生委員会や課長連絡会議で全教職員に周知しているほか、「健康管理センター講演会」等を通して、全教職員に学生の現状や配慮内容について周知している。【資料 2-6-8】【資料 2-6-9】【資料 2-6-10】

## 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

入学の手続き時に、健康管理センターが、健康に関する任意のアンケートを実施している。情報の開示を許可している学生の情報については、学科長と情報共有を行い、必要に応じて、授業を含む学生生活上の配慮を行っている。また「入学時調査」によって、学生の意見・要望の把握を行っており、その結果は、演習担当者・チューター等と共有を図っている。

学生生活を送る上で、生活面、経済面及び修学面、進路の問題、交友関係、心身の健康に関する不安などは、チューター・ゼミ担当者並びに担当の事務各部署が対応しているが、それ以外の様々な問題に対応するため、「なんでも相談コーナー」を設けている。また、学生支援課カウンターに「なんでも相談箱」（無記名可）を設置し、学生の意見を汲み取れる環境を整えている。令和4（2022）年度は4件の意見があり、解決が求められている内容については、学生支援課から担当部署につなげるほか、後述の「明日の兵庫大学・兵庫大学短期大学部を考える会」での議論の材料として提出することもある。【資料 2-6-11】

## 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望については、「在学時調査」「卒業時調査」を実施し、把握している。集計結果は、大学運営会議、教育改革推進会議で情報共有し、業務改善等に活用している。【資料 2-6-12】【資料 2-6-13】

また、毎年「教育懇談会」を開催し、保証人と教員の個別面談（学生の修学状況等）を行うほか、カウンセラー（臨床心理士）との相談、障がい学生の支援相談もあわせて実施している。その際に、保護者から大学への意見・要望をうかがうことも多く、その内容は学部学科、各事務部署で共有され、改善につなげている。【資料 2-6-14】

さらに、学生の意見・要望を汲み上げて、実現に向けた話し合いをする場として、毎年「明日の兵庫大学・兵庫大学短期大学部を考える会」を開催している。自薦他薦で選ばれた学生が、学長ほか大学運営会議の構成員及び事務部署の管理職である課長連絡会議構成員に対して、プレゼンテーションを行い、今後の改善点について意見交換を行っている。学生の意見・要望については、早急に対応が必要な案件には、担当部署が速やかに対応している。【資料 2-6-15】【資料 2-6-16】

そのほか、障がい学生支援オフィス、健康管理センター、学科で実施している学生との相談・面談活動の中で環境整備が必要と思われる内容について、随時、支援機器を購入したり、バリアフリー環境を整備したりして対応を行っている。【資料 2-6-17】

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き、各種アンケート調査の実施と分析、「明日の兵庫大学・兵庫大学短期大学部を考える会」の開催等を通して、学生の意見・要望を把握し、学修支援及び学生生活の充実、学修環境の整備、大学運営の向上に努めていきたい。

学生の意見・要望の把握に有効な「学生調査」であるが、以前は、学生支援課が「入学時調査」、高等教育研究センターが「在学時調査」と「卒業時調査」、IR推進委員会が「卒業生調査」と、調査主体が分かれていたために調査結果を相互に活用して分析することが難しかった。令和2（2020）年、IR推進室が設置され、「入学生調査」「卒業生調査」の集計はIR推進室が行うこととし、令和4（2022）年度からは、「在学時調査」「卒業時調査」も教学部が主体となって実施し、IR推進室で集計と分析を行うことにした。

入学時から卒業時（卒業後）までの一連の学生情報は、学生の成長記録でもあり、また学生気質、認知や思考、行動の変化を示す貴重なデータである。継続して調査を行い、学生の考えや要望を明確に把握して、学生指導や支援に活かしていくとともに、大学の教育体制の改善に活用していくこととする。

#### 【基準2の自己評価】

入学後の学修支援については、演習担当者・チューターによる履修・学習指導、教務課による学修支援、教職センターによる学習個別相談や指導等に加え、健康管理センターや障がい学生支援オフィスとも連携を図り、全学的な支援体制を構築している。

また、令和3（2021）年度から「兵大『学びのカルテ』」を発行することで、学生自身が学修目標を設定し、その達成度を確認できるようになった。さらには、学生のみならず、演習担当者・チューターもそれを活用しながら、きめ細やかな学修指導を行うことができている。

キャリア支援については、学生支援課を中心としながら、学科の就職推進委員と連携・協力し、就職・進学支援にあたり、近年は就職内定率100%を維持している。また、公務員試験、国家試験については、学科と教職センター、学生支援課の連携の下、合格実績を積んでいる。

その他、学生生活面での支援の一環として、学生の意見・要望等を把握する方策として、「入学時調査」「在学時調査」「卒業時調査」「卒業生調査」や「なんでも相談箱」「明日の兵庫大学・兵庫大学短期大学部を考える会」など、学生の意見等を汲み上げる仕組みをつくり、支援体制の整備に努めている。

以上のことから、基準2「学生」を満たしていると評価する。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

大学及び学部学科、大学院研究科ごとの教育目的を踏まえ、学部学科、研究科ごとにディプロマ・ポリシーを明確に策定している。

ディプロマ・ポリシーは、公式ホームページで公表するとともに、毎年新入生、教職員に配付する学生便覧「Campus Guide」に掲載し、周知している。特に受験生に向けては、大学全体及び学部・学科ごとの三つのポリシーをまとめた冊子「教育方針」を作成し、オープンキャンパス等で配付し広く周知を図っている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】

#### 1) 大学のディプロマ・ポリシー

兵庫大学は、学士課程教育を通じて、豊かな人間性と高度な専門知識を備え、地域社会に貢献できる人材を育成する。そのため、次の力を身につけ、所定の課程を修了した学生に卒業を認め、学位を授与する。

- 共生力：自己を見つめ、他者を理解し、感謝の心を持って共に生きる力
- 思考力：幅広い教養を持ち、物事を深く洞察できる力
- 実践力：専攻分野の専門的な知識・技能を身につけ、生涯にわたって更新できる力

#### 2) 大学院現代ビジネス研究科のディプロマ・ポリシー

現代ビジネス研究科修士課程では、修業年限以上在学し、修了要件となる単位数を修得し、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たす者に修士（現代ビジネス）の学位を授与する。

- DP-1 地域経済に関する高度な専門知識を運用し、事業構想のための分析や思考ができる
- DP-2 地域社会やグローバル社会と協働し、創造的思考で課題解決を実践できる
- DP-3 生涯にわたり、高度な専門知識を更新し、自己研鑽できる

#### 3) 大学院看護学研究科のディプロマ・ポリシー

博士前期課程では、修業年限以上在籍し、修了要件となる単位数を修得し、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たすものに、修士（看護学）の学位を授与する。

1. エンドオブライフケアを含めた、看護の高度な知識に裏打ちされたケアを提供することで、人々の生活の質の向上に貢献し、看護のリーダーとなることができる。

2. 看護専門職者として、地域の多職種・多機関と連携し協働することで、地域住民の活を支えるケア体制や保健医療システムの向上に貢献することができる。
3. 看護実践における研究を通じて、地域の看護管理、看護教育、看護研究に貢献することができる。

博士後期課程では、修業年限以上在籍し、修了要件となる単位数を修得し、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たすものに、博士（看護学）の学位を授与する。

1. 看護の専門職として、卓越した専門的知識と包括的な分析能力や研究能力をもって、看護の課題や健康問題を解決に導くことができる。
2. 国内外の多分野の専門家や研究者と協働することを通じて、地域の人々の健康課題の解決に寄与し、保健医療に関係する社会システムの構築と発展に貢献することができる。
3. グローバルかつ多角的、複合的な立脚点から、独創的で卓越した看護研究活動を通じて、看護の新たな研究領域を開拓し、看護学の発展に寄与することができる。

### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

#### 1) 大学

学部・学科のディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定を行っている。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は、兵庫大学学則及び各学部の履修規程に定め、学生便覧「Campus Guide」に掲載し、学生及び教職員に周知している。また、授業計画（シラバス）には、各ディプロマ・ポリシーに対する授業の到達目標を明示するとともに、その達成度の評価方法とその割合を示している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準については、入学時及び各期開始前のオリエンテーションにおいても説明し、周知している。【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】

#### 2) 大学院

現代ビジネス研究科及び看護学研究科のディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定及び修了認定を行っている。修了要件は、兵庫大学大学院学則及び兵庫大学大学院現代ビジネス研究科履修規程及び兵庫大学大学院看護学研究科履修規程に定め、学生便覧「Campus Guide」に掲載し、周知している。【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### 1) 単位認定基準

大学においては、兵庫大学学則第 22 条に定めるとおり、授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与えている。大学院においては、兵庫大学大学院学則第 23 条に定めるとおり、各授業科目の履修を修了した者に認定の上、単位を与えている。

学則上の試験とは各学期末に行われる定期試験を意味するが、授業によっては授業時間中の小テストやレポート、授業内課題等の結果を定期試験に代えることがある。全ての科目には「到達目標」や「成績評価の方法と評価の割合」を設定し、それらに従って、評価を行っている。また、「授業計画」及び「到達目標」や「成績評価の方法と評価の割合」等は、シラバスに記載し、ウェブ上で学生に周知している。大学及び大学院における成績評

価方法は表 3-1-1、成績評価基準は表 3-1-2 のとおりである。【資料 3-1-11】

表 3-1-1 大学における成績評価方法

学部	成績評語の種類	合格とする評語
現代ビジネス学部	秀・優・良・可・不可	秀・優・良・可
健康科学部		
看護学部		
生涯福祉学部		
教育学部		

大学院における成績評価方法

研究科	成績評語の種類	合格とする評語
現代ビジネス研究科	秀・優・良・可・不可	秀・優・良・可
看護学研究科		

表 3-1-2 大学及び大学院における成績評価基準

成績評語	点数
秀	90点～100点
優	80点～89点
良	70点～79点
可	60点～69点
不可	60点未満

## 2) 入学前の既修得単位の認定

大学においては、学生が入学前に他大学、短期大学等で修得した単位は、申請があった授業科目について、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が当該単位の認定を行っている。既修得単位数の上限は、編入学及び再入学の場合を除き、60単位を超えない範囲と学則で定めており、認定された授業科目の成績評価に関する評語は「認定」としている。【資料 3-1-12】

大学院においては、学生が本学入学前に他大学院で履修した科目のうち 15 単位を超えない範囲で研究科委員会の議を経て、学長が認定を行っている。【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】

## 3) GPA 制度

全学部で、GPA制度を導入している。成績発表時に、教学情報システムにおいて、成績情報、GPA（年間GPA及び累積GPA）等、自身の学修成果が確認できるようにしている。なお、学生のGPA管理に対する意識向上を目的として、令和5（2023）年度から選択科目に限って履修登録の取り消しができる制度を導入している（ただし、令和5（2023）年度入学生から実施）。【資料3-1-15】

各学科の進級要件の基準、また、学科によっては教職課程の「教育実習」の履修要件の基準として GPA を用いている。さらに、日本学生支援機構奨学金（貸与奨学金、給付奨学金）、本学独自の給付型奨学金（「河野教育振興基金奨学金」「むつみ奨学金 A」「優秀学生表彰制度」等）の選考に際しても GPA を用いている。【資料 3-1-16】【資料 3-1-17】【資料 3-1-18】

#### 4) 進級及び卒業、修了認定

進級及び卒業、修了要件については、履修規程に定めており、全学生に配付する学生便覧「Campus Guide」に明示している。進級要件については、表 3-1-3 のとおりである。進級は学長が最終判定を行う。卒業認定及び学位授与は、在学期間及び卒業要件単位を充足した者について、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、「兵庫大学学位規程」に定める学士の学位を授与する。【資料 3-1-19】【資料 3-1-20】

大学院における学位論文に係る評価や修了認定及び学位授与は、「兵庫大学大学院現代ビジネス研究科履修規程」「兵庫大学大学院看護学研究科履修規程」に定めており、修了要件を満たした者について、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定し、学位規程に定める修士又は博士の学位を授与する。【資料 3-1-21】【資料 3-1-22】

表 3-1-3 進級要件

学科	進級要件
現代ビジネス学科	3 年次に進級するためには、2 年次終了までに次の各号のいずれかを充足していなければならない。 (1) 卒業要件に関する科目について、50 単位以上修得し、かつ第 15 条に定める全履修科目の単位当たりの成績の平均値（以下「GPA」という。）の累積が 2.0 以上 (2) 卒業要件に関する科目について、62 単位以上修得
栄養マネジメント学科	3 年次に進級するためには、2 年次終了までに次の各号のいずれかを充足していなければならない。 (1) 60 単位以上修得し、かつ GPA の累積が 2.0 以上 (2) 78 単位以上修得し、かつ専門教育科目を 54 単位以上修得
健康システム学科	3 年次に進級するためには、2 年次終了までに次の各号のいずれかを充足していなければならない。 (1) 49 単位以上を修得し、かつ第 15 条に定める全履修科目の単位当たりの成績の平均値（以下「GPA」という。）の累積が 2.0 以上 (2) 68 単位以上修得
看護学科	3 年次に進級するためには、2 年次終了までに 74 単位以上を取得し、次の各号のいずれかを充足していなければならない。 なお、「教職に関する科目」は除く。 (1) 第 15 条に定める全履修科目の単位当たりの成績の平均値（以下「GPA」という。）の累積が 2.0 以上 (2) 1 年次及び 2 年次における専門教育科目の必修科目 30 科目以上の取得

学科	進級要件
社会福祉学科	4年次に進級するためには、3年次終了までに次の各号のいずれかを充足していなければならない。 (1) 卒業要件の対象となる科目について、80単位以上を修得し、かつ第15条に定める全履修科目の単位当たりの成績の平均値（以下「GPA」という。）の累積が2.0以上。 (2) 卒業要件の対象となる科目について、94単位以上修得
こども福祉学科	3年次に進級するためには、2年次終了までに次の各号のいずれかを充足していなければならない。 (1) 卒業要件の対象となる科目について、50単位以上を修得し、かつ第15条に定める全履修科目の単位当たりの成績の平均値（以下「GPA」という。）の累積が2.0以上 (2) 卒業要件の対象となる科目について、62単位以上修得
教育学科	3年次に進級するためには、2年次終了までに次の各号のいずれかを充足していなければならない。 (1) 卒業要件の対象となる科目について、50単位以上を修得し、かつ第14条に定める全履修科目の単位当たりの成績の平均値（以下「GPA」という。）の累積が2.0以上 (2) 卒業要件の対象となる科目について、62単位以上修得

### (3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

GPAについては、不可になった科目もすべてGPAの計算に反映されるため、再履修により単位を取得できた場合であってもGPAは改善されにくい状況となっている。つまり、一旦GPAの基準未達を理由に進級等ができなかった学生にとって、GPAを再履修によって向上させるのが難しいという現実がある。今後、教育改革推進会議にて、GPAの計算方法や、再履修によって修得した科目については、修得以前の不可となった科目は計算対象から外すといった措置を講じるなど、学生の「伸びしろ」を考慮した、よりよいGPAの計算方法、運用について、検討・検証を重ね改善していく。

また、ディプロマ・ポリシーを広く周知しながら、それを踏まえた単位認定、卒業認定を行う中で、教育改革推進会議等で逐次点検を行い、必要に応じて改善策を策定していく。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

#### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

大学及び学部学科、大学院研究科ごとの教育目的を踏まえ、学部学科、研究科ごとにカ



リキュラム・ポリシーを明確に策定している。

カリキュラム・ポリシーは、公式ホームページで公表するとともに、毎年新入生、教職員に配付する学生便覧「Campus Guide」に掲載し、周知している。また、受験生に向けては、大学全体及び学部・学科ごとの三つのポリシーをまとめた冊子「教育方針」を作成し、オープンキャンパス等で配付し広く周知を図っている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

#### 1) 大学のカリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシー達成のため、以下の5つの力を身につける教育課程を編成する。また、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた科目編成により、学生が自ら学修計画を立て主体的に学べるよう授業を実施する。

学修目標を明確にするため、各科目で身につける能力を「カリキュラムマップ」で示す。また、学修内容を体系的・段階的に理解できるよう、科目間の履修系統を「カリキュラムツリー」「ナンバリング」で表す。【資料3-2-3】【資料3-2-4】【資料3-2-5】

さらに、学修成果の評価については、シラバスに記載された方法により評価するとともに、社会参加型学習・プロジェクト型学習等によるアクティブラーニングの評価については、形成的な手法を用いる。

〈教育課程を通じて身につける力〉

- ①「建学の精神」についての深い理解
- ②現代社会で求められるリテラシー、幅広く深い教養と豊かな人間性を基盤として、物事を総合的に判断する力
- ③専門職業人に必要な専門的な知識や技術・技能と、それらを運用する力
- ④地域社会を学びの場として、体験的に学び、その一員として知識や能力を運用し行動する力
- ⑤社会生活・職業生活についての理解を深め、卒業後も自律的に学習を継続する力

〈科目構成〉

教育課程は、「共通教育科目」および「専門教育科目」により構成する。

「共通教育科目」：現代社会で求められるリテラシー、幅広く深い教養と豊かな人間性、物事を総合的に判断できる思考力を土台として、生涯にわたって知的創造ができる人間を育成する。

「専門教育科目」：各学部・学科のディプロマ・ポリシーに基づき、専門的な知識・技能や思考力を育むことで専門職業人を育成する。

#### 2) 大学院現代ビジネス研究科のカリキュラム・ポリシー

現代ビジネス研究科修士課程のディプロマ・ポリシーで示された能力を身につけるために、次の方針に沿ってカリキュラムを編成する。経済学の高度な専門知識と実践力を身につけるため、本専攻に「現代ビジネス基盤科目」「地域ビジネス系科目」「公共政策系科目」「演習科目」を置く。

1. 現代経済や地域経済の分析に必要となる経済学の専門知識を身につける
2. 多種多様な情報を収集・分析し、課題解決に活用できる力を身につける
3. 地域資源の事業化の基礎理論となる経営学の専門知識と思考法を身につける

4. 地域の産業振興に向けて分析し、政策立案できる力を身につける
5. 実社会での地域活性にかかわる演習を通じ、実践力を身につける

### 3) 大学院看護学研究科のカリキュラム・ポリシー

博士前期課程のディプロマ・ポリシーで示された能力を身につけるために、次の方針に沿ってカリキュラムを編成する。専門分野の高度な専門知識を学修するため、本専攻に「基盤看護学領域」「エンドオブライフケア看護学領域」「生涯発達看護学領域」「広域看護学領域」を置く。

1. 豊かな人間性と高い倫理観を養い、看護の実践、教育、研究を遂行するための前提となる共通科目を設定する。
2. 看護実践及び研究を多角的に捉えるとともに、専門領域における高度な実践力、教育力、研究力を育成するための専門科目を設定する。
3. 研究指導を行う研究科目は1年次より指導教員によって論文作成までを計画的に指導する。

博士後期課程のディプロマ・ポリシーで示された能力を身につけるために、次の方針に沿ってカリキュラムを編成する。専門分野のより高度な知識を学修するため、本専攻に「エンドオブライフケア看護学領域」「生涯発達看護学領域」「広域看護学領域」を置く。

1. 専門分野で理論知を構築し発信するための基盤となる共通科目を設定する。
2. 専門分野における諸理論や方法論を探究する専門科目を設定する。
3. 研究指導を行う研究科目は1年次より指導教員によって計画的に指導し、論文作成を通して独立した研究者としての能力を養う。

## 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 1) 大学

三つのポリシーについては、「全学」「学部」「学科」単位とし、全学のディプロマ・ポリシー及び学部学科のディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーを策定しており一貫性のあるものとなっている。

### 2) 大学院

研究科課程ごとに、三つのポリシーを作成しており、各ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーを策定しており一貫性のあるものとなっている。

## 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 1) 教育課程の体系化

大学、大学院とも、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成している。また、ディプロマ・ポリシーに基づき身につける力を系統的に履修するための体系と順序を示したカリキュラムマップを策定し、学生便覧「Campus Guide」に記すとともに、授業計画（シラバス）にも明示している。それに加え、全ての科目にはナンバリングを施し、その意味については、学生便覧「Campus Guide」にも記載し周知している。

## 2) シラバスの整備

平成 28 (2016) 年度の三つのポリシーの見直しに伴い、シラバスの記載様式を平成 29 (2017) 年に全面的に改訂し、平成 30 (2018) 年度から運用を開始している。具体的には、「ディプロマ・ポリシーの能力」「授業の到達目標」「成績評価の方法と評価の割合」「準備学習の内容」「準備学習の時間」の項目の追加を行った。各回の授業内容にあわせて、「準備学習の内容」「準備学習の時間」を記載することにより、授業時間外学習を促す工夫をしている。

シラバスの作成にあたっては、「シラバスの作成について -記入要領/項目解説-」を配付し、全教員が一定の基準に則って作成をしている。さらに教員が作成したシラバスは、各学部教務委員会の教務委員によって記載内容の点検・確認を行った上で、ウェブ上で公開を実施している。【資料 3-2-6】

## 3) 履修登録単位の上限

学生が適切に授業科目を履修する単位制度の趣旨を踏まえ、各学科において履修登録単位数の上限を設定している。この履修登録単位数の上限については、各学部履修規程に定めており、新入生に配付する学生便覧「Campus Guide」に明示している。その適用については、「年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）」（エビデンス集表 3-4）のとおりである。【資料 3-2-7】

また、学生が適切な授業科目の履修に向けて、履修登録期間中にチューターによる履修指導を行っている。

## 4) 各学部学科の教育課程

### 〈共通教育科目〉

共通教育科目においては、全学のディプロマ・ポリシーにおける「共生力」および「思考力」を身につけることができるように、現代社会で求められるリテラシー、幅広く深い教養と豊かな人間性、物事を総合的に判断できる思考力を養うことを目標としている。教育課程は「建学の精神」「コミュニケーション」「国際理解」「歴史と文化」「地域に学ぶ」「現代社会を読み解く」「自然と科学」「くらしと健康」「キャリアデザイン」の 9 分野から構成され、体系的なカリキュラムとなっている。

### 〈専門教育科目〉

#### ①現代ビジネス学部現代ビジネス学科

カリキュラム・ポリシーに沿って科目群を分けた教育課程を編成している。「演習科目」やキャリア開発を促進する「キャリア基盤科目」では、学びの主体性や社会的役割の理解を深め、「プロジェクト実践科目」では他者と協働する力を身につけるとともに、地域連携を通して課題解決に取り組んでいる。

各専攻の共通分野「共通専攻科目」では経済学の基礎理論を学び、「専攻専修科目」のグローバルビジネス専攻においてグローバルな情報発信やコミュニケーションのための語学力や異文化理解力を養い、公共政策専攻では地域経済の課題解決力を身につけ、地域ビジネス専攻では観光、農業、地域政策など地域に注目した学び、また企業経営の知識を深めている。これらの学んだ理論は「プロジェクト実践科目」で活用している。

「キャリア基盤科目」で IT スキルを高め、情報社会への対応力を養う。

②健康科学部栄養マネジメント学科

管理栄養士の仕事は、活動分野ごとに求められる知識・技術が異なることから、コース制（食品、スポーツ・食育、臨床栄養）を設けて、専門的な知識と技術が学べるカリキュラム編成となっている。専門科目では 3 つのディプロマ・ポリシーが達成できるよう以下の 3 群「Ⅰ群：学ぶための基礎」「Ⅱ群：専門の基礎」「Ⅲ群：専門の応用」に分類し順次学び、管理栄養士に必要な基礎能力を養うための「総合演習Ⅰ～Ⅳ」を設けている。1 年次から多くの授業で、チュートリアル型や実践体験型など多様な形式で PBL に取り組み、自ら問題解決ができる力を徐々に身につけられるようにしている。

③健康科学部健康システム学科

体系的に専門的な知識と技能を学べるように、養護保健、学校体育、健康スポーツ指導の 3 コースを設け、a) 心と身体の健康を探求し、健康に関連する分野について有機的、総合的に体系化した高度な専門的な知識と技能を養う、b) 健康分野の知識を生かしつつ、健康の維持と増進の方法および技能を修め、生活全般に生かす能力を養うことができる教育課程を構成している。

④看護学部看護学科

看護学教育とキャリア教育の融合として、三つのポリシーに基づき、豊かな人間性と看護実践能力を備え、地域社会に貢献できる人材の育成をめざし教育課程を編成している。演習や実習科目によりキャリア開発を促進し、学びの主体性向上、職業観や職業倫理、看護の社会的役割の理解を深めている。特に実習では、ポートフォリオによる実践力の育成のみならず、看護職間や他職者と協働する力を養うとともに、地域連携を通して課題解決に取り組んでいる。

⑤生涯福祉学部社会福祉学科

社会福祉学科は、対人援助職としてソーシャルワークの価値・倫理及び知識・技能を身につけるため、「学際的な知識と技能」「その知識と技能を総合的に運用する力」「生活の場である地域において行動する力」「生涯を通じて学習を継続する力」を養うことを教育課程の目的とする。この目的に応じて「専門基礎科目群」「ソーシャルワーク共通科目群」「ソーシャルワーク基盤科目群」「専門発展科目群」の 4 つの科目領域群を体系的に編成している。社会福祉学科はソーシャルワーカーの人材養成のため、これらの科目群を柱としてカリキュラムツリーを作成しており、各領域群の接続とともに学修成果が効果的に積みあがるよう設計されている。

⑥生涯福祉学部こども福祉学科（令和 5（2023）年 3 月募集停止）

幼稚園教諭、保育士に代表される幼児教育並びに児童福祉分野での専門的職業人の養成を目指し、専門的知識と技術そして経験を体系的に獲得できるように教育課程を編成している。専門教育科目は、幼児教育・保育の基盤、幼児教育・保育の基本、子どもの理解・社会の理解、特別支援、そして実習の 5 つに区分して編成している。また、主体的に学び、考える力を獲得するために、4 年間を貫くかたちで「初年次演習」「基礎演習」「専門演習」「卒業演習」を配置している。

⑦教育学部教育学科（令和 5（2023）年 4 月開設）

学校教育と幼児教育分野の専門職業人を養成するため、体系的に専門的な知識と技術を

学べるようにカリキュラムを編成している。専門教育科目は、ゼミナール科目、教育・保育実践科目、教職発展科目、教職・保育キャリア科目、特別支援教育専門科目で編成している。また、4年間を通して「クラスゼミナールⅠ～Ⅳ」「卒業研究Ⅰ～Ⅳ」により、表現力、判断力、応用力、問題解決力、実践力を一貫して育成する。

#### 5) 大学院の教育課程

〈現代ビジネス研究科〉

カリキュラム・ポリシーに沿って、「現代ビジネス基盤科目」「地域ビジネス系科目」「公共政策系科目」「演習科目」を置いている。また学生の学びが最適化されるよう、この体系を図解すると同時に、履修モデルを作成している。

〈看護学研究科〉

教育課程の編成は、博士前期課程・後期課程ともに、看護の専門領域に対応した「専門科目」と、専門領域での学習基盤となる「共通科目」、更にこれらの科目を土台にして取り組む「特別研究科目」により構成されている。「共通科目」と「専門科目」を組み合わせることにより、より幅広く・深い学識に支えられる学位論文の作成につながる。「特別研究科目」は学生個人個人の学修段階と社会人としての学修の実情を考慮しつつ、主・副指導教員体制を整えている。

### 3-2-④ 教養教育の実施

教養教育の充実を目的とし、平成 28 (2016) 年 4 月に「共通教育機構」を設置し、専任教員を配置する体制を採った。なお、本学では教養科目を「共通教育科目」という名称で設置している。令和 5 (2023) 年 4 月の教育学部教育学科設置に伴う教員の異動により、学科によっては教員構成に不均衡が生じたため、全学的視野で各学部との連携のあり方を検討し、「共通教育機構」そのものは存置するものの、専任教員は配置せず、全学的な委員会組織としての「共通教育機構運営委員会」を中心とする運営体制に変更した。

共通教育機構は、大学全体の教養教育のあり方についての検討、カリキュラムの編成、共通教育科目の運営などの役割を中心的に担っている。

共通教育科目は、人間性を豊かに育む幅広い教養や物事を深く専門的に追究する上で土台となる基礎知識を学ぶための教育として、「建学の精神」「コミュニケーション」「国際理解」「歴史と文化」「地域に学ぶ」「現代社会を読み解く」「自然と科学」「くらしと健康」「キャリアデザイン」の 9 つの群に分類し学部・学科横断的に 48 科目を開講している。

共通教育科目は、原則としていずれの学年でも履修することができ、学生は余裕をもった受講計画をたてることができる。特に「建学の精神」に深く関連する「宗教と人生」、現代社会において求められるコミュニケーション手段である「日本語(読解と表現)」「英語」「コンピュータ演習」は、本学における教育の基盤を培うための必修科目としている。

加えて、AI の発達や IoT、ビッグデータを活用して新たな価値を生み出す「Society5.0」の時代を迎え、様々な知識やデータを結び付けて社会の諸課題を解決していくことが求められている中、数理、データサイエンスに係るリテラシー教育を全学的に導入するため、令和 4 (2022) 年度から「ICT・データ活用副専攻」を設定し、共通教育科目に新たに 4 科目を配置することとした。

また、専門教育との有機的連携を図るため、副学長（教育担当）を委員長に、共通教育機構長、各学科長、教学部長、教学部事務部長、教務課長で構成されている「学科長会議」、および全学的な委員会組織である「共通教育機構運営委員会」を通して、専門教育を担う教員とカリキュラム編成にかかる意見交換を行っている。【資料 3-2-8】

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 1) 全学的な FD

すべての科目のシラバスにおいて「授業外学習」「学習状況・理解度の確認」の項目を設けることにより、学生が毎回の授業準備の内容や時間の目安を確認しながら、計画的に学修を進められるように工夫している。さらに、「備考（アクティブラーニング等に関する記述を含む）」の項目を設け、学生に受け身的に学修させる、従来的一方通行的教授方法を転じ、主体的・対話的学修により思考力や実践力を身につける教授方法への移行を促している。

また、令和元（2019）年度から、学科の教育課程や科目の特性に応じて、ルーブリック評価や学修ポートフォリオを導入し、学生がふり返りながら次の学修目標を設定することができるような教授方法の開発を行っている。令和 2（2020）年度からは LMS 導入により、科目や課題の目標に対する達成度の自己評価が実施しやすくなり、LMS 内の学修ポートフォリオにデータとして共有され学修成果の可視化が促進された。

加えて、「授業アンケート」の集計結果を科目担当教員へフィードバックし、学生の意見を踏まえ、科目担当教員が教授方法の工夫・改善を行っている。【資料 3-2-9】

その他、半期ごとの集計結果に基づき、教育の質の向上に資する優れた教育実践を行い顕著な成果を収めた専任教員を、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部グッド・プラクティス賞」として表彰し、受賞者が研修会等においてその教育実践や成果等について発表することで他の教員もその内容を共有し、授業改善に役立てている。【資料 3-2-10】

さらに、FD・SD 研修の一環として、「FD・SD 研修会」を開催するほか、各学期において全学部で授業公開・参観を行い、教授方法の工夫や開発を試みている。【資料 3-2-11】

#### 2) 学部学科の FD

##### 〈共通教育科目〉

共通教育科目においては、学生の理解度に注意をはらい、幅広い考え方や知識、技能を獲得するための、実際の体験（観察、実験、フィールドワークなど）やディスカッションなどを積極的に取り入れた授業を実施している。

また、「日本語（読解と表現）」「英語」「コンピュータ演習」においては、事前にプレテストを実施し各学生の理解度に合わせた授業を実施するとともに、期末にはアチーブメントテストを実施し、学習達成度の評価を行っている。【資料 3-2-12】

##### 〈専門教育科目〉

##### ①現代ビジネス学部現代ビジネス学科

全学で実施される FD・SD 研修や授業公開・授業参観をもとにして、学科独自で FD 活動を実施し、教育方法や教育内容などの改善を検討し、カリキュラムや教授方法にフィードバックしている。

「プロジェクト実践科目」では、教員がコーチングに徹し、学生主体でグループワーク中心の学習形態により、初年次から主体的・実践的な学びを展開している。そのため教員は複数のプロジェクトを同時に指導できる体制を採っており、効果的なプロジェクト運営となっている。

#### ②健康科学部栄養マネジメント学科

全学的取組みである公開授業においては、学科専任教員が担当している講義科目はすべて公開科目に設定しており、他教員からの評価をうけることで、自らの教授方法や教育内容などの振返りの機会となっている。

1年次の基礎ゼミⅠ・Ⅱや管理栄養士概論では、PBL型の演習を実践し、主体性や協調性を育み、自分の将来像について思考させるような授業を実施している。その他、実験・実習、臨地実習など学内外での学びの中で、グループ内で課題を解決するなど、学生が能動的に学ぶ姿勢を育成する授業を用意している。

#### ③健康科学部健康システム学科

1年次の「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」は、初年次教育科目と位置付けており、アクティブ・ラーニング(AL)の理解と実践を展開している。専門教育科目においては、学生参加型授業を実践することによって、能動的で自律的・自立的な学修態度の定着を促している。

また、PBL型の演習を積極的に実践し、官学連携に結びつける取組みも進めることにより、地域や社会に広く目を向けた学びとなっている。

#### ④看護学部看護学科

全学での「FD・SD研修」、授業公開や授業参観のほか、学科および看護学研究科と合同のFD活動を展開している。教育方法や教育内容などを検討し、カリキュラムや教授方法にフィードバックしている。「基礎ゼミ」「看護研究」、各領域の「看護学援助論」では、グループによる学びを中心としており、学生の主体性や協働性を育てている。

#### ⑤生涯福祉学部社会福祉学科

社会福祉学科では、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程が、座学だけでなく、実習教育、課程内外のPBL型地域実践（「認知症カフェ」「こども食堂」、加西市福祉施設協議会との共同事業等）といった教育と密接にリンクしている。座学と体験学習・実践教育の「循環過程」を通じて、学生の主体的な取組みを重視しており、成果を上げている。柱とする実習・実習指導教育については、実習指導科目に教員の法定配置数以上の教員を配置し、学科教員の過半数を占める実務家教員の特性を活かし、専門領域をもつ各教員が同一科目内で領域横断的に授業を展開させることにより、社会福祉実践教育に求められる「総合的かつ包括的な相談援助」技術の修得が実現できている。

#### ⑥生涯福祉学部こども福祉学科（令和5（2023）年3月募集停止）

全学的に展開している授業公開制度を積極的に活用し、教員が自らの教授方法について学内の教職員から広く意見を聞く機会を設けている。また授業公開制度を通じて知り得た他の教員の先進的な教授方法や、学生目線に立った理解しやすく知的刺激に満ちた教授方法にふれることにより、教員個々が教授方法の工夫と開発に注力している。加えて、学生の学修への積極的参加を促すアクティブラーニング型の授業方法を積極的に採用している。

#### ⑦教育学部教育学科（令和5（2023）年4月開設）

全学的なFD・SD活動の一環として実施される授業公開制度を積極的に活用し、学科教

員個々が自らの教授方法について省察する機会、並びに他の教員の優れた教授方法に触発されて教授方法を改善する機会を設定している。1年次、2年次に開講する必修科目「クラスゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」では、学生個々の探究的学び、学習成果のプレゼンテーション、グループワーク、担当教員や受講生同士の対話による学び、など多様な形の学びを取り入れることで、個別的で協働的な学び、主体的で対話的な学びを実施する。

「クラスゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」に引き続き3年次、4年次に開講する「卒業研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」では、「インターンシップⅠ、Ⅱ」などの学外での実践的かつ体験的学びと連動させることで、実践と理論との往還によるPBL型学習の実施を予定している。

### 3) 大学院のFD

〈現代ビジネス研究科〉

現代ビジネス研究科の学生には、多様な経歴をもつ社会人学生が多く、また留学生もいるため、遠隔授業を活用し、大学院生のニーズを汲取りながら、教授方法を工夫しつつ授業を実施している。

〈看護学研究科〉

看護学研究科の学生には、社会人学生も在籍しており、県外から通学している学生が60%を占めていることから、遠隔授業も活用しながら講義を充実させている。教授方法では、学生自身の疑問や問題意識に焦点を合わせて、より広く、深く看護を科学し研究できるような支援を行い、研究計画書に基づくプレゼンテーション等の研究進捗状況に合わせた教育方法を採用している。

#### (3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

「FD・SD研修会」において主体的・対話的学修（アクティブラーニング）に関する研修を行い、その重要性について教職員の認識はかなり定着している。

今後は、授業目標に応じた授業内容の構成、授業方法、授業評価（学修成果の評価）を関連づけて立体的に授業を組み立てる授業設計についてのスキルアップが望まれる。また、教育改革推進会議等を中心に審議の上、科目間連携を行い、より効果的な教育方法及び教育内容を構築していく必要がある。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

##### (2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーに基づき、教学アセスメントポリシーを定め、全学レベル（大学）、教育課程レベル（学部学科・研究科）、科目レベルの3段階で、学修成果等を検証するとともに



教育の成果を可視化することを目指している。【資料 3-3-1】

また、令和 3（2021）年度には、学長のリーダーシップのもと、本学の教育の質保証を担う関係機関の連絡調整を図り、教育改革を一体的に推進することを目的に、「教育改革推進会議」を設け、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検、教学アセスメントポリシーの見直しを行った。教学マネジメントの実施に向けて、全学教職員を対象に「教学説明会」を行い、周知・理解促進に努めている。【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】

一方、令和元（2019）年度より、「兵大 BasicsABC」&「兵大プロフェッショナル力」というカリキュラム大綱を設定した。共通教育科目（教養科目）と各学部学科専門科目をその大綱の中に位置づけ、学生の学びの「見える化」を推進し、同時に学修成果の点検・評価方法を確立することとした。以下に概略を示す。【資料 3-3-4】

## 1) 兵大 BasicsABC

社会で活躍するための基礎力を以下の 3 つのアプローチから育成しようというものである。

〈Basics“A”（Academic Literacy）「学びの基礎力」〉

全学生が 1 年次に必修として履修する共通教育科目「日本語」「コンピュータ演習」「英語」が該当する。これらについては、入学時に基礎力テストを、学期の最後に達成度テストをそれぞれ実施することで、学修成果の測定を行っている。

〈Basics“B”（Building a Foundation）「専門的学修の基礎力」〉

1 年生から共通教育科目と並行して、学科ごとに専門的学修の基礎科目を設定している。この学びを通して、2 年生から専門科目に臨むための基礎力を身につけさせることを目的としている。各学科で設定した専門的学修の基礎科目については、必ずルーブリックを用いた評価をすることになっており、学修の具体的な成果が実感できるように工夫されている。

〈Basics“C”（Competencies）「汎用的能力」〉

コミュニケーション力、人間関係調整力、情報分析力、問題対処力、構想力といった社会で活躍するために欠かせない力の養成を目指すもので、4 年間を通して経験する、ボランティアや地域活動、イベントの実施・企画、キャリア形成などのプログラムが該当する。これらについては、令和 2（2020）年度より実施している外部アセスメントテスト（PROG）（3-3-②で後述）により、客観的な測定を可能にしている。

## 2) 兵大プロフェッショナル力

各学部学科の専門教育科目で身につけるべき専門的能力の目標 PL（Professional Literacy）を PL-1～PL-3 で設定したものである。また、PL-1～PL-3 のそれぞれに対応する科目群が設定されている。PL は、専門分野の知識や技術を体系的に理解するとともに、自分の言葉で表現したり判断したりしながら、それらを活用する能力と定義している。その内容は学科により異なっており、表 3-3-1 のとおりである。

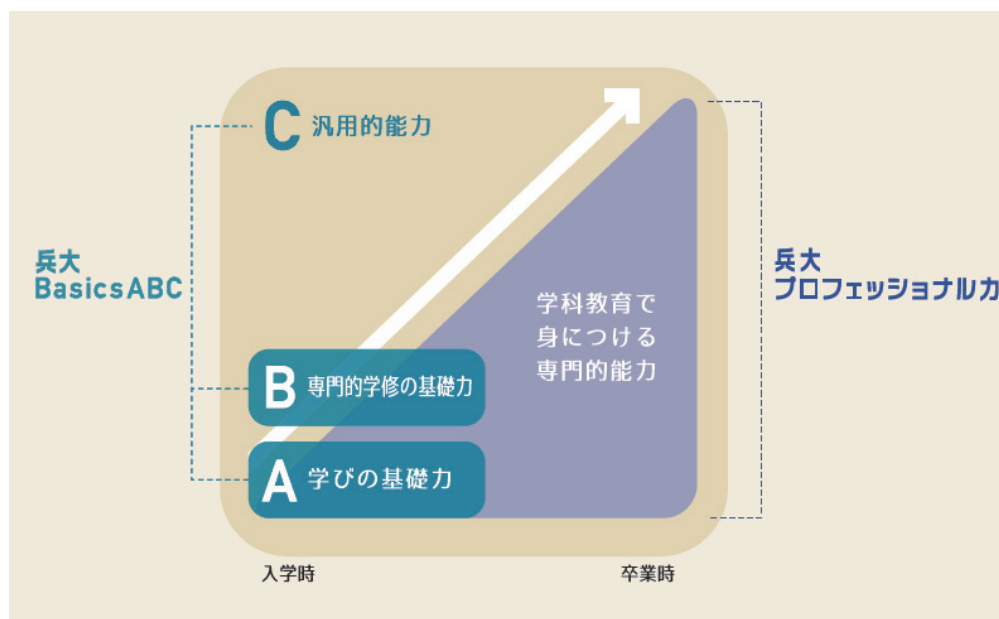
表 3-3-1 各学科で目指すプロフェッショナル力

	PL-1	PL-2	PL-3
現代ビジネス学部 現代ビジネス学科	ビジネス コミュニケーション力	ビジネス思考力	地域創生力
健康科学部 栄養マネジメント学科	栄養管理ができる力	知識・技術を更新する力	他者と協調する力
健康科学部 健康システム学科	健康社会の推進に取り組む力	健康科学の発展に貢献する力	健康推進を実践する力
看護学部 看護学科	科学的根拠に基づき、専門性を発揮する力	命の尊厳と人間尊重を学び、行動する力	多様な価値観を理解し、協調する力
生涯福祉学部 社会福祉学科	対人関係力	課題解析力	課題解決力
生涯福祉学部 こども福祉学科	保育に関する専門的知識と技術を獲得する力	保育に関する専門的知識と技術を応用する力	こどもの「個」を尊重した保育を多様な人と協力して行う力
教育学部 教育学科	多様な人と協力する力	深く思考し洞察する力	教育・保育を実践する力

専門教育科目の学修を通じて、それぞれの PL がどれくらい向上したかを、学修ポートフォリオ「兵大『学びのカルテ』」を利用して、学期ごとに振り返り、その成果を一覧できるようにしている。

「兵大 BasicsABC」と「兵大プロフェッショナル力」の関係は図 3-3-1 のとおりである。

図 3-3-1 「兵大 BasicsABC」と「兵大プロフェッショナル力」



### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックについては、次の取組みを行っている。

#### 1) 学生面談システム

本学では、令和3(2021)年度よりこれまで学科ごとでその対応が異なっていた学生面談を統合・最適化し、全学的に面談システムとして導入した。学生自身が教学情報システムにより履修・単位取得状況の確認、資格課程科目の判定状況を含めた学修成果の点検を行い、成績評価や課外活動等の成果を踏まえ、各学期のふりかえりと次の学期の目標を設定できるよう演習担当者・チューターによる個別面談・指導を行っている。【資料 3-3-5】

#### 2) 授業アンケート

各学期末に実施している「授業アンケート」では、教員や授業自体の評価のみならず、科目ごとの学修時間や学修意欲、学修態度、自分自身の学修への取組みや成果への満足度をたずねている。これにより、学生は科目ごとの学修状況を振り返ることができる。本アンケートの結果は学生に公開するとともに、アンケート結果に対する教員のコメントも学生にフィードバックしている。また、これらの結果はすべて、学部長および学科長に配付し、教育改善に役立てるとともに、全体集計を公式ホームページにおいて公開している。

【資料 3-3-6】【資料 3-3-7】

#### 3) 入学時調査

平成30(2018)年度より、入学生全員に対して主に入学動機や学びへの期待などを把握するために「入学時調査」を実施している。その質問項目中には「兵大 Basics “C”」の汎用的能力10項目の自己評価を含めている。また、「入学時調査」の結果は学内で公表している。【資料 3-3-8】

#### 4) 兵大「学びのカルテ」

令和元(2019)年度「兵大 Basics “A”」から始めた「学びのカルテ」を、令和3(2021)年度には、「兵大 BasicsABC」及び「兵大プロフェッショナル力」を中心として学期ごとの学修成果を一覧できる学修ポートフォリオとして集約する「兵大『学びのカルテ』』として発展させ、発行した。この「兵大『学びのカルテ』」は、学生面談システムと連動させて、学生との面談時における資料として活用している。また、入学後・初年次の学生の学びの基礎力を把握することにより、その後の教育方法や学修指導の改善にも役立てている。【資料 3-3-9】

#### 5) ディプロマ・サプリメント

前述の「兵大『学びのカルテ』』とは別に、これまでの在学時における全ての学修成果の可視化を目的として、卒業時に「ディプロマ・サプリメント」を作成し卒業生に配付している。記載事項には、チューター等による所見も含まれ、学生が学生生活4年間の学びを

振り返るために活用されている。【資料 3-3-10】

#### 6) 外部アセスメントテスト (PROG)

令和 2 (2020) 年度より、外部アセスメントテスト (PROG) を導入した。これは、(株) リアセックと河合塾が共同開発したジェネリックスキル測定テストであり、本学の学修成果の可視化(「学びの見える化」)システムでは、「兵大 Basics “C”」に該当する 10 項目を測定し、学生自身の強み・弱みを確認できるようにしている。その結果は、わかりやすい冊子にまとめられており、学生自身でも振り返りを行うことができるが、さらに、学科ごとに解説会を実施して、自分のもつ能力についてより深い理解や認識を得る機会としている。また、集計結果は全学および学部学科で共有し、教育内容・方法の改善及び学修指導等の改善にも活用している。【資料 3-3-11】

#### (3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では「入学時調査」「在学時調査」「卒業時調査」「授業アンケート」等により、様々な視点から学修成果のデータを収集・集約している。それぞれの結果は教育内容・方法や学修指導の改善に活用されているものの、統合的・包括的なものとなっていない。今後、教育改革推進会議を中心に、IR により各種の調査データの分析結果を相互に関連付けることができるように、有効な評価指標を策定していく。その上で、的確な学修成果の点検・評価を推進していく予定である。

#### 【基準 3 の自己評価】

本学では、建学の精神に基づく教育目的及び養成する人材像を踏まえ、平成 28 (2016) 年度にディプロマ・ポリシーを含めた三つのポリシーの見直しを行い、周知している。単位認定、進級、卒業認定、修了認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、基準を明確化し、厳正に適用しており、成績評価基準についても厳正かつ公平に評価を行っている。

教育課程及び教授方法については、大学全体の教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性のあるカリキュラム・ポリシーのもと、各学部及び各学科のカリキュラム・ポリシーを明確にし、それに沿った体系的な教育課程を編成し、学生が自ら学び、思考力や実践力を身につける教育活動を展開している。また、「FD・SD 研修会」において、主体的・対話的学修 (アクティブ・ラーニング) に関する研修会等を実施し、教授方法の工夫や開発に取り組んでいる。

学修成果の点検・評価については、教学アセスメントポリシーを定め、それぞれの段階で多面的な評価を行っている。また、学長のリーダーシップのもと、教育改革推進会議において、全学的な教育内容及び教育方法等の改善に向けた点検・評価を行っている。さらに、「授業アンケート」や外部アセスメント (PROG) 等も活用しながら、「兵大『学びのカルテ』」や「ディプロマ・サプリメント」を発行し学生等に配付するなど、学修成果の点検・評価結果のフィードバックを適切に行っている。

以上のことから、基準 3「教育課程」を満たしていると評価する。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学の運営に関しては、「兵庫大学組織規程」において、校務に関する最終的な決定権が学長にあることを明確にしている。また、原則毎月 2 回開催する大学運営会議は、理事会から委任された大学の教育研究に関する業務、及び大学の基本的な事項、並びに学部等を超える横断的な事項について学長が決定するための審議機関として機能している。なお、大学運営会議は、学部長等が構成員であることから、教授会との意思疎通も適切に図られている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】

また、本学における教育改革に関する方針、教育内容及び教育方法の改善等について審議する教育改革推進会議を令和 3（2021）年 4 月に設置し、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として機能している。この教育改革推進会議は、学長を議長とし、副学長（教育担当）、FD・SD オフィス室長、IR 推進室長、教学部長、教学部事務部長、教務課長等で構成され、教学に係る様々な立場・観点から全学的な教育改革に関する審議を行い、教学マネジメントを機能させている。【資料 4-1-3】

令和 2（2020）年 4 月には、本学内外の様々なデータ及び情報の収集、管理、分析を行い、本学の戦略的な大学運営の意思決定、推進及び改善の支援を目的とした IR 推進室を設置し、学長による客観的・分析的なデータに基づいた意思決定が可能となる体制を整備している。【資料 4-1-4】

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-①に述べたとおり、大学の教育研究に関する業務及び大学の基本的な事項並びに学部等を超える横断的な事項については大学運営会議において審議し、学長が決定している。

学長の下には副学長 2 人（教育担当、研究・社会連携担当）と学長補佐 1 人を置き、それぞれ「兵庫大学・兵庫大学短期大学部副学長に関する規程」「兵庫大学・兵庫大学短期大学部学長補佐に関する規程」に規定する職務において、機動的に学長を支援・補佐する体制を敷いている。【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

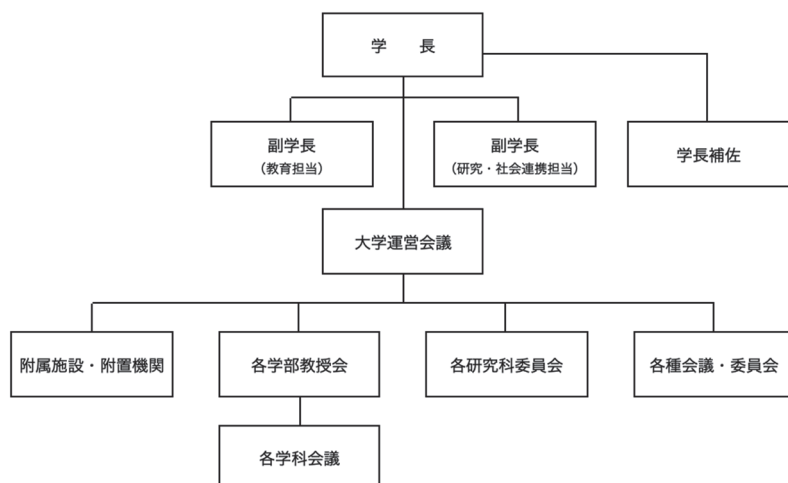
学長の適切なリーダーシップを確立するため、兵庫大学学則、「兵庫大学教授会規則」及び兵庫大学大学院学則、「兵庫大学大学院研究科委員会規則」において、学長が教授会や研究科委員会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項を定めて適切に公表している。なお、学長が教授会及び研究科委員会に意見を聴くことが必要な教学に関する事項とは、

①学生の入学、卒業（修了）、②学位の授与、③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものである。【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】【資料 4-1-9】【資料 4-1-10】

学生の退学、停学及び訓告の手続きについては、「兵庫大学学生懲戒手続規程」により学長が決定している。【資料 4-1-11】

大学の教学マネジメント体制は図 4-1-1 のとおりである。

図 4-1-1 大学の教学マネジメント体制



#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

「兵庫大学事務分掌規程」において、事務組織及び事務分掌を明確にし、教学マネジメントの遂行に必要な人員を適切に配置している。【資料 4-1-12】

学長を議長とする大学運営会議には、副学長、各学部長等の教員のほか、事務局長、学長室長、教学部事務部長、入学部事務部長等の事務職員を構成員として配置している。これにより、教学マネジメントがシステムとして機能するための情報共有及び各部署間の効果的な連携が可能となっている。【資料 4-1-13】

また、各種会議・委員会には、構成員として必ず教員と職員が適切に配置されており、教職協働により教育研究活動の推進支援や学生支援を行っている。【資料 4-1-14】

#### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメントを機能的に遂行するための学長補佐体制、権限分散、職員配置等は構築されている。今後も使命・目的の達成に向けて、効果的な教学マネジメントにつながる教職協働のより良いあり方を検討していく。また、近年の社会環境の変化に伴って多様化、複雑化する大学の業務に対応すべく、業務推進会議を中心に対応策を立案していく。

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

#### (2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学及び大学院において、大学設置基準及び大学院設置基準で定める教員数を満たす専任教員数を確保し、適切に配置している。令和 5（2023）年 5 月 1 日現在の在籍者数は、エビデンス集（データ編）のとおりである。

資格養成課程に係る法令等の教員基準数については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高校教諭及び養護教諭は「教職課程認定基準」、管理栄養士は「管理栄養士学校指定規則」、看護師、保健師は「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」、保育士は「指定保育士養成施設指定基準」に準拠し、必要な教員数を確保している。【資料 4-2-1】

教員の採用・昇任については、「兵庫大学専任教育職員選考規程」に、教授、准教授、講師、助教、助手の選考基準を明示している。教員の採用・昇任の発議は、学長と学部長等が協議を経て大学運営会議に報告を行う。教員の採用は原則として公募により行っている。また、「兵庫大学等任期を定めて任用する教員に関する規則」を制定し、任期を定めて任用する教員の採用を実施している。さらに、「兵庫大学等特別任用教員規則」を制定し、本学の教育方針に賛同し、教育研究遂行上又は教育課程編成上特に必要とする者を、特別任用教員として採用している。【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】

採用の具体的手続きについては、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部専任教育職員の新規採用に関する手続きについて」に規定している。また、昇任候補者の選出については、「兵庫大学専任教職員の昇任候補者選出に関する内規」に規定している。採用・昇任の運用に関しては、教授会及び大学運営会議において審議決定された候補者について、①資格審査委員会（後述）における審査、②資格審査委員会の審査結果に基づく教授会での採用または昇任の可否についての審議、③教授会において「可」の判定を受けた場合、大学運営会議において採用または昇任の可否について審議を行う。【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】

審査のプロセスにおいて、教育課程を運営する上で最適な教員を採用・昇任を実施するため、採用・昇任予定者の専門分野に近い教員で構成される資格審査委員会を設置し、審議を行っている。本学の教育目的の理解及び教育研究力の有無を判定するとともに、講師職以上の候補者に対しては必ず模擬授業を実施している。模擬授業には資格審査委員に加え、副学長も審査に参加することとしている。その後、学部長の面接において建学の精神である「和」の理解などを含めた人格面を審査する。また、任期を定めて任用する教員及び特別任用教員の採用についても、前述の手続きを経て採用を決定している。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD 活動については、平成 28 (2016) 年度から SD 活動も含めて兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD・SD 推進委員会を中心に実施してきたが、平成 30 (2018) 年度に教学マネジメントの機能強化のため、副学長(教育担当)直轄組織として FD・SD オフィスを設置し、さらに令和 2 (2020) 年度には、学長直轄組織として、教育開発を含めた組織的な FD・SD 活動を推進している。【資料 4-2-7】

これにより、FD・SD 活動が教育改革に直結する形で運営され、効率的・組織的に教育の質の向上が図られるようになった。また、FD・SD オフィス会議において当該年度の事業方針が審議され、その方針に基づき FD・SD オフィス推進委員会が FD・SD 活動の運営(企画・立案・実施)を行っている。

以下に具体的活動を述べる。

##### 1) 授業アンケート

「授業アンケート」は、専任教員、兼任教員を問わず全科目を対象として学期ごとに実施している。アンケート結果は、科目担当教員にフィードバックし、授業のふりかえりや学生の自由記述に対する返答などを科目ごとに集約し公開している。また、教育の質の向上に資する優れた教育実践を行い、顕著な成果を収めた教員を表彰する「兵庫大学・兵庫大学短期大学部グッド・プラクティス賞」の選抜データとして活用し、相互研鑽に役立てている。【資料 4-2-8】

##### 2) 教職員 FD・SD 研修会

授業内容や方法の質向上のため、さらには教育支援活動の資質向上のために「教職員 FD・SD 研修会」を年 3 回実施している。取り扱うテーマは様々であるが、令和 4 (2022) 年度のテーマは表 4-2-1 のとおりである。第 1 回及び第 3 回は、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部グッド・プラクティス賞」受賞者による講演会を実施した。実際に本学で取り組んでいる授業運営や教育方法の実践例を共有することで、現状の理解が進んだだけでなく、教職員間の相互研鑽の機運の醸成に繋がる試みとなった。【資料 4-2-9】

表 4-2-1 令和 4 (2022) 年度 「教職員 FD・SD 研修会」実施内容

	開催日	テーマ
第 1 回	令和 4 (2022) 年 7 月 6 日	2021 年度Ⅱ期「兵庫大学・兵庫大学短期大学部グッド・プラクティス賞」受賞者「受賞対象の授業での工夫」
第 2 回	令和 4 (2022) 年 11 月 2 日	DX が進む社会と人材育成について～自治体の現場から～
第 3 回	令和 5 (2023) 年 2 月 10 日	2022 年度Ⅰ期「兵庫大学・兵庫大学短期大学部グッド・プラクティス賞」受賞者「受賞対象の授業での工夫」

##### 3) 新任教職員研修

新任教職員については、4 月当初に「新任教職員研修」を実施している。新任教職員は、



建学の精神とそれに基づく教育方針、教育組織、学修支援・研究支援体制、社会連携等について、担当者より研修を受ける。これにより、本学の教育・研究への理解を深め、新しい環境に早く適応できるようにしている。【資料 4-2-10】

#### 4) 外部アセスメントテスト (PROG)

令和 2 (2020) 年度入学者より開始した外部アセスメントテスト (PROG) について、データ集計および分析結果をもとに結果報告会を行った。これは、教職員の学生理解を促進するとともに教育改善の一助となっている。なお、データの一部は IR 推進室により分析され、教学アセスメント用のデータとして学部学科にフィードバックされている。【資料 4-2-11】

#### 5) 教職員カフェ

教育目的を達成するためには、教職員間のコミュニケーションを増やし、学生や教育に係る課題等を共有することが重要と考えられる。こうした考えから、平成 27 (2015) 年に教職員カフェはスタートした。ワークショップやフリーディスカッションを中心とする形態をとり、茶菓を楽しみつつ、気楽な雰囲気教员・職員それぞれの悩みや不安を語ることができる場となっている。設定されるテーマは、「建学の精神」や「初年次教育」「学生理解」など多様であり、教育内容・方法等を改善する土台づくりに役立っている。また、教職員の交流の場として、組織的 FD・SD 推進を下支えする草の根ネットワークづくりの役割も果たしている。【資料 4-2-12】

#### 6) 授業公開

教员相互の研鑽を目的として、平成 19 (2007) 年に授業公開制度を試験的に導入した。その後、相互研鑽の意識が高まり、現在は、全学で半期ごとに、公開科目を集約し、参観期間を設定して授業公開を実施している。教员には、1 年に 1 科目以上の公開と 2 科目以上の参観を義務づけている。参観者は、参観シートに感想やコメントを記入し、授業者にフィードバックしている。また、参観シートを学科ごとに集約し、学部長および学科長が学部学科 FD の資料として活用している。教学マネジメントや学生指導改善の目的から、職員の参加も増加している。【資料 4-2-13】

#### 7) FD・SD Newsletter

平成 21 (2009) 年度、当時の FD 委員会において、FD 活動の報告書としてスタートし、平成 28 (2016) 年度からは現在の「FD・SD Newsletter」(年 2 回発行)の形に定着している。内容は、全学で共有すべき教育方針や教育テーマを中心として、FD・SD 活動の報告や職員研修の様子、職員の業務内容に関するインタビュー記事、大学教育関連図書の紹介、学生の執筆によるトピック記事など多岐にわたっている。【資料 4-2-14】

#### 8) 教員評価制度

教員評価制度については、従来の基準・方式を見直し、令和 3 (2021) 年 6 月に教員評価制度実施要領を改正し、新しい基準での教員評価をスタートさせている。

平成 31 (2019) 年度の改正では、「教育」「研究」「組織運営」「社会貢献・国際交流」の評価領域の中から、それぞれの領域に定められた上限点とは別に、自己裁量及び所属学部長裁量により配点(加点)を可能とした。この改正により、特定の領域に貢献をした教員の評価が数値化され、その貢献度を明瞭化することが可能となった。また、総合評価の計算方法の変更及び項目の追加を行い、教員の活動実績を客観的かつ公正に評価できるように見直しを行った。評価結果については全体評価結果公表とともに、教員個々に対してそれぞれの所属学部長等からフィードバックを行っている。また、教員評価結果を反映した処遇として賞与加算を行っている。

なお、教員評価制度の改善や調整の必要性を判断するため、教員評価委員会において、人事評価制度や組織上の問題点を把握し、改善方策を立案している。【資料 4-2-15】【資料 4-2-16】

### (3) 4-2 の改善・向上方策(将来計画)

看護学研究科の教員においては、実務経験豊かな教員を採用していることから年齢構成が若干高い傾向にある。今後とも教員の新規採用時には教員構成のバランスを考慮しながら教員配置を行うように進めていく。

FD・SD 活動においては、対面授業とオンライン授業の両方のメリットを考慮の上で、授業方法や学生指導のあり方を検討していく必要がある。また、本学では、学生の学修の質を高め、充実した学生生活に向けた支援を行うためには、個人面談が重要との認識から、学生理解や面談技法等のスキル向上にも取り組む必要がある。これらについては、FD・SD オフィスのみならず、教育改革推進会議においても議論を行う予定である。

さらに、大学を取り巻く環境の変化に対応しながら教育改善・授業改善を進めるためには、他大学との協働も必要である。大学コンソーシアムひょうご神戸とも連携して情報交換を行い、自らの FD・SD 活動を客観的に点検できることを目指す。

## 4-3. 職員の研修

### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

#### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

#### (2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

前述のとおり、本学における SD 活動は、FD 活動と一体的に実施している。平成 30 (2018) 年度に教学マネジメントの機能強化のため、副学長(教育担当)直轄組織として FD・SD オフィスを設置し、さらに令和 2 (2020) 年度には、学長直轄組織となったことで、より FD と SD を一体的にとらえる意識が広がり、教職協働による教学マネジメント体制の確立を中心とした教育改革が促進され、効率的・組織的な教育の質の向上が図られるようになってきている。【資料 4-3-1】

FD・SD オフィス主催の研修会以外にも、事務職員のみを対象とした研修を開催している。学内研修としては、テーマを設定し、各種講演・グループ討議等で職員の能力向上及び帰属意識の向上を図る大学事務職員研修や管理職研修を開催している。【資料 4-3-2】

学外研修としては、日本私立大学協会等が主催する研修会に職員を参加させることにより、教務事務、学生指導、就職支援等に係る知識や技能を含めた資質・能力向上を図っている。【資料 4-3-3】

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境の変化に対応しながら教育改善・授業改善を進めるためには、SD 活動による事務職員の資質・能力向上は必須である。今後、学部学科再編やカリキュラム改革、ハイブリッド型授業・オンデマンド授業の導入や LMS 活用機会の増加などに伴い、学修支援体制や学生支援のあり方が変化することが予想される。学内のみならず、学外で開催されるオンライン研修会への参加や学内事務職員研修制度の充実を図ることで、ICT（情報通信技術）教育環境の整備やデータ集約・分析等に必要な能力の向上に向け、その方策を FD・SD オフィス会議にて検討していく。

## 4-4. 研究支援

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

#### (1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

#### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究を推進するために、附属機関である附属図書館のほか、以下の附置機関（研究所等）を設置している。これらの施設は、「知」の拠点であり、教育・研究のための施設、地域連携、地域への生涯学習機会提供の場として機能している。

また、全学的な研究推進に係る事項を検討し、本学の研究機能の一層の高度化並びに研究力の向上を図ることを目的として、研究推進会議を設置している。

#### 1) 学修基盤センター

学生の主体的な学びや自己成長を促進するとともに、教員の教育研究活動を支援するための環境について充実を図ることを目的とし、附属図書館の運営、情報処理環境の構築や管理、学修支援環境の整備等を行っている。【資料 4-4-1】

#### 2) 先進教育研究センター

成長リレー教育（乳幼児・初等教育から高等教育、生涯教育までの流れの中で、一人ひとりに合わせた学びを展開する先進的な教育手法）を推進することを目的に、様々な教育の調査・研究を実施している。【資料 4-4-2】

3) 附属総合科学研究所

学術及び地域社会の発展に寄与することを目的として、共同研究・受託研究・調査を行っている。【資料 4-4-3】

4) 実践食育研究センター

高度な知識と栄養管理技術を駆使できる人材養成を目指すと共に、栄養・健康に着目した研究を実施し、食育という視点から住民の健康を支え、広く地域に貢献することを目的として、栄養・健康に関する研究を行っている。【資料 4-4-4】

5) 研究室の整備

専任教員全員（助教以上）に個人研究室が、助手については、複数で使用する研究室が備えられている。全ての教員に対し着任時に教育・研究に必要なソフトウェアを搭載したコンピュータを1台貸与し、有線及び無線 LAN によるネットワーク環境も整備している。大学院生には、共同利用の研究室及びコンピュータを用意し、研究活動の充実化を図っている。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

1) 規程の整備と倫理教育の実施

文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3（2021）年2月改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に従って、適正な研究活動を推進すること、および科学に対する信頼の向上を図るため、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部における適正な研究活動に関する規程」を制定している。【資料 4-4-5】

同規程第5条には「研究者等の責務」として、「研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は講演会の受講」を規定している。これは、大学が「研究者としての作法」を定期的に学び直す機会を専任教員等に提供することが目的である。それに従い、専任教員及び研究費担当事務職員は、5年に一度「研究者倫理教育」を受講することを義務付けている。

具体的には、平成27（2015）年度～令和元（2019）年度が第1クール、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度が第2クールに当たり、令和2（2020）年度は全専任教員及び研究費担当事務職員に対して、「研究倫理 eラーニングコース eL CoRE」の受講を義務付けた。令和4（2022）年度末現在の受講率は、専任教員・研究費担当事務職員ともに100%である。

なお、科研費等新規採択教員を対象として、毎年度「科研費新規採択等に係る説明会」等を開催している。同説明会では、研究支援課が科研費使用ルール、科研費の執行方法、他大学の研究不正・不正使用事例等について周知し、公的研究に係る研究者倫理の意識向上に努めている。

2) 医学系研究及び動物実験に関する研究審査・検証体制

〈医学系研究について〉

研究倫理審査については、「ヘルシンキ宣言(人間を対象とする医学研究の倫理的原則)」及び厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に適切に対応し、本学における人を対象とする研究に係る研究計画及び研究成果の公表について審査を行うため、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部研究倫理委員会規程」を制定している。【資料 4-4-6】

研究倫理委員会は、原則として年 6 回開催している。本学で実施される医学系研究は侵襲性の程度が低いものが多いため、主に迅速審査を採用している。また、侵襲性の程度が高い研究や介入研究の場合は合議審査、研究倫理委員会構成員では審査できない高度な医学的研究については外部委託により審査することとしている。

〈動物実験について〉

環境省「動物の愛護及び管理に関する法律」、兵庫県「動物の愛護及び管理に関する条例」及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に適切に対応し、本学における動物実験に係る審査を行うため、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部動物実験規程」を制定している。【資料 4-4-7】

動物実験委員会は、原則として年 4 回開催している。本学で実施される動物実験の対象動物は小型げっ歯類(ラット、マウス)に限定している。なお、本学は公私立大学実験動物施設協議会に加盟し、平成 29(2017)年度に動物実験基本指針への適合性及び実験動物飼養保管基準の遵守状況について検証を受ける「第 2 期外部検証プログラム」を受審した。外部検証では、「副学長を委員長として組織された動物実験委員会が、事務組織と連携して機能しており、大学全体で動物実験の適正化に取り組む姿勢として評価できる」との評価を受けている。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、「Vision 2030(第 4 次中期計画)」において、基本骨子「教育研究」の中の 5 つの「重点戦略」の一つとして「研究基盤の充実」を掲げ、研究活動を支援する取組みを行っている。【資料 4-4-8】

##### 1) 研究費の配分

教員の研究活動を助成する個人研究費は、専任の教授、准教授、講師、助教及び助手並びに特別任用教員を対象とし、20 万円を上限として研究に用いることができる。用途の範囲は、研究に必要な図書、雑誌、資料等の購入費や、備品、消耗品費、通信費、調査費、印刷費、学会の会費等である。【資料 4-4-9】

大学院の博士後期課程を有する看護学研究科看護学専攻については、看護実践ができる高度看護専門職者、また看護活動を科学的かつ客観的に捉える研究的視点を持つことができる高度看護専門職者、看護教育者及び看護研究者を養成することを目的として、完成年度を迎える令和 4(2022)年度まで個人研究費に加え、研究推進を目的とした特別経費を配分していた。令和 5(2023)年度についても、これまでも踏襲し、継続して特別経費を配分することとしている。【資料 4-4-10】 【資料 4-4-11】

また、全学的な研究水準及び研究成果の向上を図ることを目的として、「プロジェクト経費」を設けている。本経費は、教育推進と研究推進の 2 つの区分を設定し、後者は、科学研究費補助金の取得を目指す教員を対象としている。【資料 4-4-12】

さらに、令和 5（2023）年度から研究生産性の向上のため、個人研究費傾斜配分を実施している。これは個人研究費 20 万円に加えて、上限 5 万円まで加算するもので、前年度の教員評価制度(研究の領域)に基づく評価点の相対評価により傾斜配分を決定している。

【資料 4-4-13】

2) 競争的資金の獲得に向けた支援

研究支援課では、科学研究費補助金（以下「科研費」とする）をはじめ、多様な研究資金源の開拓・獲得に向けた様々な支援策を立案し、教員へ提供している。

外部資金獲得においては、多様な助成事業の公募情報等を学内の学内ポータルサイト上のファイルに集約することによって、情報にアクセスしやすくする工夫を行っている。

また、科研費については、申請数の増加や採択率の向上を図るため、申請書類作成の説明会や申請書類作成の助言と指導、外部機関による申請書類の添削サービスを実施している。科研費の申請数と採択数については、表 4-4-1 のとおりである。

表 4-4-1 科研費の申請数と採択数

	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和 2(2020)年度	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度
申請数	23	14	16	9	6
採択数	4	2	4	2	3

3) サバティカル制度

「学校法人睦学園研究員規則」に基づき、学問水準の向上及び教育の充実発展を図るため教員が一定期間研究・調査に専念することを目的としたサバティカル制度（特別研究休暇制度）を設け、研究を推進できるようにしている。

具体的には、国内外を問わず、研究期間は 1 年を限度とし、その期間中、授業及び各種委員会等学内業務を免除している。該当教員は、研究期間終了後 6 ヶ月以内に研究経過報告書を提出し、2 年以内に著書又は学術雑誌等により、研究成果を公表することとなり、現在まで 3 名の教員が本制度を利用している。【資料 4-4-14】

4) 研究環境の改善に関するアンケートの実施

「令和 3（2021）年度 研究環境改善及び科研費申請支援等に関するアンケート」を実施したところ、次の 2 点が課題として明らかになった。【資料 4-4-15】

- ①授業・実習等の教育に充てる時間が多く、研究活動時間の確保が難しい。
- ②教員の研究・教育以外の業務の軽減、効率化・簡素化が必要である。

本学として研究活動時間の確保については、各教員に対し原則として少なくとも週 1 回の研修日を設け、また、夏季研修期間（8 月中旬～9 月上旬）および冬季研修期間（3 月中旬～3 月下旬）を設けている。事務業務の軽減等については、各種委員会の統廃合を行い、時間的制約を軽減するとともに、物品購入伺、出張伺（旅費交通費）作成等の事務的業務の一部を事務職員が行っている。

5) 研究成果の公開

研究成果を発表する機会として、「兵庫大学論集」を毎年1回発行している。発行にあたっては、論集編集委員会において編集及び発行に関する業務を行っている。

また、研究成果等は研究業績管理システム「研究業績プロ」で管理している。著書、紀要と学術論文数については、表 4-4-2 のとおりである。【資料 4-4-16】【資料 4-4-17】

表 4-4-2 著書、紀要と学術論文数

	令和元(2019)年度	令和 2(2020)年度	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度
著書	21	10	14	19
紀要	42	33	30	20
学術論文等	48	43	32	15

6) 研究費担当事務職員の研修

研究環境のさらなる充実の一環として、令和 5 (2023) 年度は、研究費担当事務職員が、研究マネジメント人材育成を目的とした一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構の研修を受講し、資質向上に取り組んでいる。【資料 4-4-18】

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

「Vision 2024（第3次中期計画）」において、研究活性化に向け、戦略目標として「研究生産性の向上」を掲げ、令和 2 (2020) 年度の研究実績を基準として、研究生産性を 10% 向上させることを継続目標としている。さらに「Vision 2030（第4次中期計画）」では、研究基盤の充実を図るため、共同研究の推進、受託研究の拡充や寄附、助成等による独自研究財源の確保、研究成果の可視化を中心課題としつつ、柔軟かつ競争的で開かれた研究環境を創出する具体的な支援プログラムの検討等を行っている。

一方で、そうした研究をサポートする資源配分についても、依然として不十分な点が多いことは認めざるを得ない。平成 27 (2015) 年度までは 40 万円であった個人研究費も、経費節減の一環として次第に減額され、現状の額となっている。こうした厳しい経営環境においても、大学の研究機能の維持発展を図るために、研究推進会議において、本学の研究活動についての課題等を整理・検討し、研究活動を推進していくとともに、外部資金の獲得、将来計画の中で設備などの物的支援や URA (University Research Assistant) などの人的支援など、学内の研究環境のさらなる充実を検討していく。

**【基準 4 の自己評価】**

大学の意思決定と学長のリーダーシップは、学長が議長となる大学運営会議において適切に発揮されている。また、副学長及び学長補佐を置き、学長を補佐する体制は確立されている。

専任教員は法令等に則り、教学指導上の効果を考慮したうえで適切に配置している。教員の採用及び昇任は、規程に基づき適切に実施されている。

教職員の FD・SD については、FD・SD オフィスを設置し、組織的な FD・SD 活動を

通じて資質能力の開発と向上に取り組んでいる。

研究支援については、研究環境の整備や研究倫理の確立、研究活動への資源の配分を適切に行っており、諸課題に対する改善を図ることができるよう、体制を整備している。また、外部資金の導入のためプロジェクト経費の設置や科学研究費等の申請数の拡大、採択率向上のための施策を講じている。

以上のことから、基準4「教員・職員」を満たしていると評価する。

## **基準5. 経営・管理と財務**

### **5-1. 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### (1) 5-1の自己判定

「基準項目5-1を満たしている。」

##### (2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

学校法人睦学園（以下、「本学園」という。）は、建学の精神に基づき、その使命・目的を達成するために、理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関として位置付け、「学校法人睦学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）「理事会業務委任規則」「学校法人睦学園組織規則」、及びそれに基づく関連規程により事業を執行している。【資料5-1-1】【資料5-1-2】【資料5-1-3】

寄附行為第3条には、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、『建学の精神』である『聖徳太子の御徳を慕い、その十七条憲法に示された『和』を根本の精神として仰ぎ、仏教主義に基づく情操教育を行い、有為の人材を育成することを目的とする。』に基づく、学校教育を行い、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と法人の目的を定め、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の法令を遵守することを明記している。また寄附行為は、公式ホームページで公開し、透明性の確保と誠実な経営を実践している。

寄附行為に則り、理事、評議員、理事長、監事を選任し、理事会及び評議員会を適切に運営するとともに、監事は、理事会及び評議員に毎回出席し、寄附行為第16条に定める職務を行っている。

学長には、「理事会業務委任規則」第14条に定めるとおり、大学の教育研究に関する業務を委任し、権限を与え、法令を遵守し経営の規律を保っている。

法人役員の規律と誠実性の維持に関しては、寄附行為第10条に役員の解任及び退任に関する条項を定め、法令の規定及び寄附行為の遵守を法人役員に求めている。また、寄附行為第19条第13項に「特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。」、第21条第3項に「利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。」と定め、法人役員は厳正な規律の維持に努めている。

教職員の規律と誠実性の維持については、「就業規則（加古川団地）」第3条第2項に「職



員は、この規律及びその他の学園内の諸規程を守り、誠実にその職務を遂行しなければならない。」と規定した上で、就業上の職務規律を同規定第 31 条（遵守事項）、第 32 条（承認事項）、第 33 条（禁止事項）、第 34 条（出勤）に定めている。また、寄附行為や「就業規則（加古川団地）」のほか、「学校法人睦学園個人情報保護に関する規則」「個人番号及び特定個人情報取扱規則」「公益通報等に関する規則」等を定め、適切な運営を行っている。

【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】

私立学校法第 47 条に指定している事項については、適切に対応している。また、私立学校法第 63 条の 2 に指定されている情報は、本学園のホームページにおいて、学校教育法施行規則第 172 条の 2 及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で規定されている情報は公式ホームページにて公表している。【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】

なお、本学園は本学のほか、以下の 5 つの学校を設置している。兵庫大学短期大学部、兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校、神戸国際中学校・高等学校、兵庫大学附属須磨幼稚園、兵庫大学附属加古川幼稚園（以下、「設置校」という。）

### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園の使命・目的を達成するため、理事会のもとに「拡大常任理事会」（月 1 回定例開催）を設置し、設置校の業務運営に関する事項について連絡調整を行い、設置校間の業務の統一的な遂行を図っている。【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】

平成 29（2017）年に現状を踏まえながら中長期を見据え、教学改革、学生募集対策、人事政策等において改善を図ることを目標とした「学校法人睦学園経営改善計画（平成 30（2018）年度～平成 34（2022）年度）」（以下、「経営改善計画」という。）を策定し、実行した。その後、令和 4（2022）年には新たな学園中期計画となる「睦学園グランドデザイン 2030（令和 5（2023）年度～令和 12（2030）年度）」（以下、「グランドデザイン 2030」という。）（表 5-1-1）を策定し、実行している。【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】

表 5-1-1 「グランドデザイン 2030」の基本骨子と重点戦略

基本骨子	重点戦略	
I. 人間教育	「和」の精神に基づく 睦人材の育成	①「和」の原点回帰と理解促進 ②学園訓（感謝・寛容・互譲）のこころを育てる教育の展開
II. 教育研究	教育の充実と 総合的「知」の形成	①睦学園教育メソッドに基づく教育実践 ②個の成長を最大化する教育の展開 ③教育の質保証と特色化（社会や地域、時代に求められる人材育成とそれに応じた教育研究組織の再編） ④総合的な「知」の集結による部門間連携の強化
III. 国際化推進	世界的視野で行動する 人材の育成	①グローバル人材の育成 ②キャンパスの国際化（留学生の受け入れ促進含む） ③異文化理解と外国語教育の充実（各校園のグローバル教育の充実と学園を通貫した教育プログラムの構築）

IV. 社会連携	地域に開かれ 地域と共に成長する	①保護者や卒業（園）生、教職員 OB との関係性の強化 ②地域のステークホルダーとの連携強化 ③生涯学習機能の強化 ④他法人等との連携強化
V. 経営基盤	永続的な変革と 発展を支える組織づく り	①法人機能の強化 ②健全な財政基盤の構築 ③寄附事業の拡充 ④連携強化、合理化、効率化による学園の組織力強化 ⑤学校法人としてのブランド力の強化 ⑥教育の質を上げる教職員の能力開発

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### 1) 環境保全への配慮

環境保全に配慮した省資源対策の取組みとして、クールビズの実施等による夏期の電力削減対策、照明設備の LED 化、デマンド監視装置による空調設備の効率運転、省エネルギーに配慮した空調設備更新等を実施している。さらに電子会議システムを導入し、大学運営会議や教授会などにおいてペーパーレス化を進め、資源の削減に努めている。

#### 2) 人権への配慮

全学的な人権意識の向上を目的として、人権教育推進委員会を設置し、毎年の活動方針を策定した上で様々な取組みを行っている。具体的には、人権に関する各種研修会への参加、学生や教職員対象の人権教育講演会の開催等を実施している。【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】

また、公正、安全で快適な環境の下に、教育及び就業の機会と権利を保障することを目的として、ハラスメント防止対策委員会を設置し、「ハラスメントの防止等に関するガイドライン」を作成し、また、各種ハラスメントの防止、並びに問題が生じた場合に適切に対応するための措置について周知を行っている。【資料 5-1-17】【資料 5-1-18】

#### 3) 安全への配慮

##### 〈危機管理体制〉

学長は、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部における危機管理に関する規程」に基づき、本学の教育研究活動の遂行に重大な支障のある事態や、学生、職員及び近隣住民等の安全に係わる重大な事態が発生した場合には、危機対策本部を設置し、その対応にあたることになっている。さらに「危機管理ガイドライン」に基づき、危機対策本部の役割や危機事象事例とその担当部署を明確にしている。【資料 5-1-19】【資料 5-1-20】

新型コロナウイルス感染症については、上述のとおり、危機対策本部を設置し対処した。また、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針」を策定し、フェーズを基準とした正課外活動等の制限を行った。危機対策本部で決定した内容等は、「新型コロナウイルス感染症に関する特設ページ」（公式ホームページにバナー作成）において、学生及び教職員等に情報を発信している。【資料 5-1-21】

〈火災、地震等の災害〉

「兵庫大学等防災管理規程」により、防火管理者、防災責任者、火元責任者を置き、災害に備えている。【資料 5-1-22】

火災発生による避難訓練として、毎年、教職員や学生を対象に加古川市消防本部の協力のもと防災訓練を実施している。令和 4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止としたが、教職員を対象に防災意識を維持させるための動画視聴を行った。【資料 5-1-23】

また、災害が起こった時にパニックにならないよう個人が取るべき行動を確認し、また防災に関する意識を高める目的で、ポケット版の「大地震対応マニュアル」を全学生及び教職員に配付している。【資料 5-1-24】

〈AED の配備〉

人命の緊急事態に備えて、学内に AED（自動体外式除細動器）を 4 台配置している。なお AED については、加古川市に救命サポートステーション（一般事業所）としても登録し、近隣の住民にも対応できるよう体制を整えている。【資料 5-1-25】

〈健康管理〉

学生や教職員の健康については、健康管理センターを設置し、カウンセリングが必要な場合、カウンセラー等が対応できるシステムを整えている。また、教職員の安全衛生の維持向上、健康障害防止等については、衛生委員会が「兵庫大学・兵庫大学短期大学部衛生委員会規程」に基づき、対応している。また、ストレスチェックによる教職員の健康保持にも努めている。【資料 5-1-26】【資料 5-1-27】

〈薬品類の取扱い〉

「薬品類の取り扱い、管理及び廃棄等に関する規程」「毒劇物および爆発物の管理マニュアル」により、管理責任者、取扱責任者、総括取扱責任者を置き、薬品類の購入、取扱い、保管、管理及び廃棄に関して、事故防止を万全に行うよう安全管理体制を整備している。【資料 5-1-28】【資料 5-1-29】

〈コンピュータ・セキュリティ〉

学内と学外のネットワーク接続点にファイアウォールを設置し、通信を制御することで、学内ネットワークの安全を維持しているほか、電子メールのウイルス対策としてメールサーバー上でウイルス対策ゲートウェイを稼働させ、送受信されるすべての電子メールに対してウイルススキャンを行い、ウイルス付きの電子メールが送られることを防止している。また、急な停電等に対応できるよう各種サーバー及びネットワークには無停電電源装置を整備している。

〈その他の警備体制〉

守衛を常時 2 名以上配置し、365 日、24 時間の管理体制としている。また、4 号館及び 5 号館には機械警備システムを設置し、盗難等の対策に配慮している。そのほか、図書館には入館ゲートシステムを、2 号館 3 階情報教室には入退管理システムを導入している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も大学の使命・目的の実現に向けた取組みを推進するとともに、高等教育における様々な動向に注視し、現状の課題を大学構成員一人ひとりが認識し、「Vision 2030（第 4

次中期計画)」を全学一体となって推進できるよう、各種会議体での情報共有や意見交換を継続していく。さらに、環境保全、人権、安全への配慮についても社会情勢の変化等の情報収集を行い、学内の諸規程の見直しや取組みについても改善していく。

省エネルギーに配慮した空調設備の更新や、学生・教職員の安全確保についても現状の課題を抽出し、業務推進会議等で精査した上で改善に努めていく。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 1) 理事会

「寄附行為」第 19 条において「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務を監督する」機関と位置づけている。理事会は、「理事会会議規則」「理事会業務委任規則」に則り、法人及び設置校の管理・運営に関する重要事項を審議することとし、定例の 5 月（2 回開催）、3 月（2 回開催）、それ以外に 5 回、合計で年間 9 回開催し、適切かつ円滑に運営している。現在、理事は 12 人（大学長 1 人、大学以外の設置校の長 2 人、評議員からの選任者 2 人、学識経験者 4 人、法人職員 3 人）の構成で寄附行為に基づき、適正に選任されている。令和 4（2022）年度の理事会への理事の出席率は、83%～100%で推移しており、良好な出席状況のもと、適切な意思決定が行われている。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】【資料 5-2-4】

使命・目的の達成に向けて意思決定がより適切にできるよう「理事会会議規則」に基づき常任理事会を設置し、設置校の日常業務に関する事項の連絡調整を密にし、統一的な業務の速やかな遂行等を図っている。

#### 2) 拡大常任理事会

理事長及びその他の学内理事に加え、大学の部長、設置校の副校長及び事務長等で構成する拡大常任理事会を設置し、理事会の議案のほか、学校法人の日常業務全般について機動的に協議・決定を行うことができるよう、月 1 回定例開催している。理事会会議規則第 19 条に基づき、その決定事項は次の理事会において理事長から報告を行っている。【資料 5-2-5】【資料 5-2-6】

このほかに理事会の諮問機関として学園協議会を置き、学園運営の諸課題について審議・立案等を適宜行っている。【資料 5-2-7】

管理運営に係る事務は法人事務局（企画調整室、総務室、財務室）が担い、「学校法人睦学園法人事務局事務分掌規定（第 2 号）」に基づき、経営方針、財務及び人事面の企画調整等を行っている。【資料 5-2-8】【資料 5-2-9】

### (3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2（2020）年 4 月の私立学校法改正に伴い、令和 2（2020）年 4 月 1 日変更の寄附行為において、監事の機能強化、役員の実任の明確化、情報公開の充実等について規定した。さらに、令和 3（2021）年 6 月 25 日付文部科学省通知「理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱い並びに学校法人寄附行為作成例の改正について」に基づき、令和 3（2021）年 7 月以降に開催される理事会及び評議員会から、議事録署名人に出席監事を含めること（令和 5（2023）年 1 月 26 日変更の寄附行為において規定）とする等、管理運営体制の改善・強化に努めてきた。今後も急速に変化する社会経済情勢に迅速かつ的確に対応し、安定した経営を行うため、意思決定機関としての理事会機能を充実させるとともに、監事機能を十分に稼働させることで法人経営の充実を図る。さらに、建学の精神に照らしつつ、本学園の基本目標である「地域に愛される学園」「質を重視する学園」の確立に向け、経営と教学の一体感をさらに高めていくための体制整備を継続して行う。

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### (1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

#### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 1) 法人と大学との意思疎通と連携

本学園全体の日常業務の連絡及び決定は、月例開催の拡大常任理事会で行っている。また、この場において、学園方針の周知徹底を図るとともに、本学及び設置校の個別の課題及び課題解決のための諸提案等についても協議を行っている。

理事会には、構成員として本学の教学部門から学長（兼理事長）、副学長 2 人（教育担当、研究・社会連携担当）計 3 人の教員（理事会構成員の 4 分の 1）が、さらに、拡大常任理事会には、学長補佐、事務局長、学長室長、入学部長（教員）、教学部長（教員）、入学部事務部長、教学部事務部長の 7 人も構成員として加わっている。

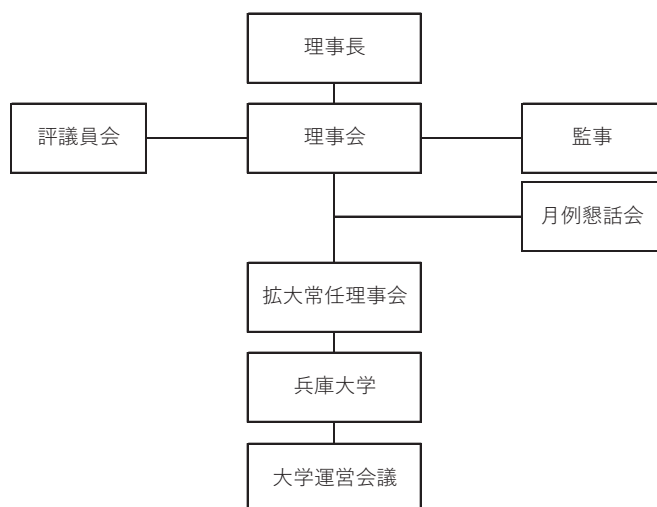
評議員会は、教学部門の責任者として学長、副学長 2 人（教育担当、研究・社会連携担当）、教員から選出された 2 人に、学長補佐、事務局長が加わり計 7 人で構成されている。

前述の評議員会構成員の 7 人は学長が教育研究に関する業務等を決定するための審議機関である大学運営会議の構成員でもあり、結果、理事会及び評議員会は本学内の管理部門と教学部門の責任者が構成員として参画し、学園の現状を把握、理解するとともに、諸問題の分析や将来に向けての計画についての検討・協議を行っている。（図 5-3-1）

以上の会議体に加え、学内意思疎通及び透明性の観点から、毎年学園の創立記念日である 6 月 10 日に学園の他の設置校も含め全教職員が一同に会する「進睦 610 会（しんぼくろクテンかい）」を開催し、理事長が直接全教職員に対し経営状況等の説明を行っている。

【資料 5-3-1】

図 5-3-1 法人及び大学の管理運営機関



## 2) 理事長と学長の連携

理事長と教学部門の統督者である学長（ないしは校長、園長）とが、個別に教学面及び管理運営面の諸課題について意見交換する月例懇話会を部門ごとに設定している。大学においても理事長と学長（副学長 2 人、法人事務局長、学長補佐含む。）との月例懇話会を令和 4（2022）年 10 月まで月 1 回開催しており、機動的かつ適切な連絡調整が行える機会として、法人及び本学間の意思疎通と連携強化の面を補完していたが、令和 4（2022）年 11 月以降は学長が理事長を兼務する組織体制となったため、大学の月例懇話会については休止している。【資料 5-3-2】

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

管理運営機関として、議決機関である理事会、日常業務等の協議・決定機関である拡大常任理事会、諮問機関である評議員会、監査機関である監事をそれぞれ設置し、その位置づけを明確にした上で、それぞれが役割を果たすことで意思決定過程における適切性及び円滑化を図っている。

理事会の構成は、学内理事 7 人と学外理事 5 人の計 12 人、また評議員会は、理事のうち 11 人のほか、学園の教職員、卒業生、学識経験者及び保護者の幅広い範囲から選任された 19 人の計 30 人で構成している。理事及び評議員については、いずれも寄附行為の定めに基づき、適正に選任している。

寄附行為第 24 条に規定する諮問事項については、理事長が、あらかじめ評議員会の意見を聴き、また、寄附行為第 37 条に規定する決算及び事業の実績についても理事会後に評議員会に報告を行っている。なお、令和 4（2022）年度の評議員会の出席率は 87%～93% と良好である。

監事の 2 人（元本学園理事と公認会計士）は、寄附行為第 7 条の定めにより適正に選任され、理事会及び評議員会に毎回出席し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜意見を述べるとともに、監査法人との連携による会計監査、本学を始めとする設置校に対する業務監査等を行い、毎年度「監査報告書」及び「業務監査報告

書」を作成して理事会及び評議員会に提出している。さらに監事による業務監査報告書は大学運営会議において共有されることで、本学における業務改善機能の一端を担っている。

【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】

令和 4（2022）年 3 月に制定・公表した「学校法人睦学園 兵庫大学・兵庫大学短期大学部 ガバナンス・コード」について、監事による業務監査の項目として位置づけ、「ガバナンス・コード適合状況チェック表」により、当該コード各項目の適合状況について精査を行い、適合状況の確認を行っている。【資料 5-3-6】【資料 5-3-7】

### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学園においては、理事会、評議員会、拡大常任理事会、月例懇話会、監事等を通じて、法人・大学間で十分なコミュニケーションが図られており、意思決定の円滑化、相互チェックの機能性を確保しているものの、高等教育機関を取り巻く環境の変化に即応するために、令和 4（2022）年 3 月に制定した「学校法人睦学園 兵庫大学・兵庫大学短期大学部 ガバナンス・コード」などを援用しながら、法人及び大学の各管理運営機関の更なる機能向上に努めていく。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

#### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 29（2017）年度に、自主的に「経営改善計画」を策定し、現在に至るまで、財務運営を適切に執行している。

大学・短期大学部門においては、令和 2（2020）年度から、「経営改善計画」を踏まえた、「Vision 2024（第 3 次中期計画）」を策定し、その年度ごとの KPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）を基本に、当該年度の事業計画を策定するとともに、それに基づき予算の編成を行った。その後、令和 4（2022）年に「グランドデザイン 2030」に基づき、少子高齢化による総人口の減少を見据えた想定や施策等を踏まえ、5 カ年（令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度）の財務計画を策定している。計画では安定的な学園運営を目的として、「健全な財政基盤の構築」を重点戦略に置き、日本私立学校振興・共催事業団による「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（学校単位）」の区分の是正、経費比率の適正化、経常収支差額比率の改善を年度ごとの KPI として定めている。【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

上記の経営改善計画を基本として、年度ごとの事業計画の下、年度予算を編成している。

令和 4（2022）年度決算では、基本金組入前当年度収支差額は支出超過の 794 万円とな

っている。過年度の推移をみると、基本金組入前当年度収支差額は平成 30 (2018) 年度は、2 億 8,537 万円 (事業活動収支差額比率△13.4%) であったが、令和 4 (2022) 年度決算では、794 万円の支出超過 (同△0.3%) と改善傾向にある。(表 5-4-1)

改善の主な要因は、学生数増加に伴う学生納付金収入の増加によるものである。平成 30 (2018) 年度には、1,199 人 (収容定員充足率 70.8%) であった学生数が、学生募集の強化及び教育の質の向上、出口実績等の効果により、令和 4 (2022) 年度には 1,588 人 (同 94.3%) にまで増加している。(表 5-4-2)

学園全体としても、ここ数年赤字傾向が続いているが、収支バランスの安定化を図るため、学生・生徒・園児の確保に重点を置き、人件費、教育研究経費、管理経費等の縮減を行っている。(表 5-4-3)

現行の「経営改善計画」には、学生の安全確保に直結する耐震補強工事や将来に備えて教育環境の整備に必要である新規大型投資事業についての計画が含まれていないが、現在、「グランドデザイン 2030」での実施を目指し、大型投資計画を検討している。計画を実行するためにも、収入増加策として、学生募集活動の強化による学生確保はもちろんのこと、寄附金事業の推進や、エクステンション・カレッジによる講座収入の増加及び科研費等外部資金の獲得を目指しており、支出抑制策としては人件費の抑制や、経費圧縮を図り、安定した財務基盤の確立を目指していく。【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】  
【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】

表 5-4-1 事業活動収支差額 (大学)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
基本金組入前 当年度収支差額	△285,369	△208,660	△187,711	△102,661	△7,944
事業活動収支差額比率	△13.4%	△9.1%	△7.8%	△3.9%	△0.3%

表 5-4-2 学生数の推移 (大学院含む)

(単位：人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
収容定員	1,694	1,736	1,689	1,674	1,688
学生数	1,199	1,273	1,446	1,526	1,588
収容定員充足率	70.8%	73.3%	85.6%	91.2%	94.1%

表 5-4-3 事業活動収支差額 (法人全体)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
基本金組入前 当年度収支差額	△575,198	△298,150	△408,262	△436,938	△424,624
事業活動収支差額比率	△14.1%	△7.0%	△9.4%	△9.8%	△9.3%



### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

健全な財政に裏打ちされた学園経営の安定を維持するためには、収入面では主たる財源である学生生徒等納付金を安定して確保することが重要である。

そのためには、教育力の向上、教育環境の整備・充実、学生募集力の更なる強化を図り、定員を充足させる必要がある。また、経常費補助金や、科学研究費等の競争的補助金等外部資金の獲得にも積極的に取り組んでいく。

エクステンション・カレッジにおける生涯学習やリカレント教育などの講座もさらに充実させ、収入の多様化も図っていく。一方、人件費については、人事管理のあり方を含め、計画的な人事政策を進めていくことで、人件費の抑制を図っていく。

また、経費については、費用対効果を最大限に考慮した予算編成を行い、厳正な予算執行管理を実施していく。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、寄附行為第 34 条に「この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。」と定めており、さらに経理についての基準について「学校法人陸学園経理規則」及び「学校法人陸学園固定資産及び物品管理規則」に基づき、正確かつ適正な会計処理に努めている。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】

本学では、教育研究活動の具体的計画について、学校法人会計基準に基づく形態科目別の予算編成の原則のもと、経費を中心とした業務計画別の予算編成を採用している。予算執行についても業務計画ごとに予算管理をしており、予算の適正な運用を図っている。

予算執行に係る経理については「学校法人陸学園稟議規則」「学校法人陸学園経理規則」「学校法人陸学園固定資産及び物品管理規則」「学校法人陸学園資産の運用に関する取扱規則」などの諸規程を整備しており、これらに則った会計処理が行われ、最終的には、管財課において諸活動の内容、証憑書類のチェックを行い、学校法人会計基準に基づく正確な会計処理を行っている。【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】

決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に監事の監査を受け、決算書が適正であることの確認が済んだ後、理事会で決算承認を行い、理事長から評議員会に報告を行っている。その後、外部機関である監査法人により監査報告を行っている。【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査については、監査法人による会計監査と、監事による会計監査及び業務監査を行っている。年度当初には、監査法人による理事者とのディスカッションにおいて、監事と理事者及び設置校等の経理担当者及びその責任者が、年度の会計監査計画等の打ち合わせを

行っている。監査法人による会計監査は、令和4（2022）年度は公認会計士等6人により約71日間実施され、各取引の内容、会計帳簿書類及び決算書類の監査を受けている。また、内部統制の整備運用の有効性を検証する手続きとして、諸規程の整備状況、専決専裁権限による上位者承認の実施状況などのチェックを受けている。

一方、監事監査は、2人の監事（非常勤）により、財産の状況に関する監査のほかに、私立学校法に従い、各設置校の事業計画に基づいた年に2回（中間・期末）の業務監査を設置校ごとに実施し、それぞれの経営や教育運営状況等を監査している。また、監事は理事会及び評議員会にも毎回出席し、法人の業務や財務の状況について意見を述べるとともに、設置校の経営や教育運営状況等についても、理事会及び評議員会で監査報告を行っている。

さらに、上記の決算が終了した後、監査法人による監査結果説明会が開催され、監事、理事者及び設置校の経理担当者が出席している。【資料5-5-7】

### （3）5-5の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、学校法人会計基準、「学校法人睦学園経理規則」「学校法人睦学園固定資産及び物品管理規則」等に基づき、適切に実施している。

令和5（2023）年度からはじまる「Vision 2030（第4次中期計画）」においては、重点戦略の一つとして「DX(Digital Transformation)化推進」を定めている。今後ともキャッシュレス化やペーパーレス化、及び業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進めることはもちろんのこと、会計処理の不適正や不正を抑制することも念頭におきながら、監査法人とも連携して遺漏のないよう適切に対応していく。

### 【基準5の自己評価】

本学園は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令の遵守を明確に定め、財政及び本学運営の中期計画や基本方針に沿って、単年度ごとの事業計画を立案し、将来目標に向け着実に改革・改善等を推進し、経営基盤の安定化に努めている。

これらの計画等を達成するための業務執行が適切に行われているかどうか、管理運営機関がチェック機能を十分に果たすことで、適正なガバナンス維持に努めている。

理事長及び学長のリーダーシップのもと、中期計画の達成に向けた適切な組織、監査体制を維持し、厳正な会計処理を行っている。

以上のことから、基準5「経営・管理と財務」を満たしていると評価する。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

大学学則第 2 条に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、公表する。」と定めており、また、大学院学則第 2 条には「本学大学院は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行う。」と定めている。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】

これらに基づき、本学では内部質保証に係る組織として、学長を委員長とする大学質保証委員会を設置している。この委員会が、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部内部質保証実施要領」（以下、「内部質保証実施要領」という。）を定め、内部質保証の方針、実施体制及び自己点検・評価の詳細かつ具体的な手続き等を規定している。さらに、大学質保証委員会の下に、その活動を円滑に推進するため自己点検・評価委員会を設置している。各委員会の詳細は以下のとおりである。【資料 6-1-3】

##### 1) 内部質保証の中心的組織

〈大学質保証委員会〉

学長を委員長に、副学長（教育担当）（研究・社会連携担当）、教学部長、教学部事務部長、学長室長、事務局長により構成され、以下のとおり所掌事項を定めている。【資料 6-1-4】

- (1) 内部質保証に関すること
- (2) 自己点検・評価の基本方針に関すること
- (3) 自己点検・評価結果の点検及び調整に関すること
- (4) 自己点検・評価結果に基づく改善指示及び監理に関すること
- (5) 自己点検・評価結果等の公表に関すること
- (6) 認証評価機関の評価に対する改善に関すること
- (7) その他自己点検・評価に係る重要事項に関すること

〈自己点検・評価委員会〉

副学長（教育担当）を委員長に、学長室長、学長が委嘱する職員若干名により構成され、以下のとおり所掌事項を定めている。【資料 6-1-5】

自己点検・評価委員会の所掌事項は以下の通りである。

- (1) 自己点検・評価の項目に関すること
- (2) 自己点検・評価の実施計画の策定に関すること
- (3) 自己点検・評価の促進及び啓発に関すること
- (4) 自己点検・評価の取りまとめに関すること

- (5) 自己点検・評価の結果に基づく改善措置の提言に関すること
- (6) 認証評価機関の評価に関すること
- (7) その他自己点検・評価に関して質保証委員会が必要と認めた事項

## 2) 改善会議体の整備

教育、研究、業務運営、地域連携という重要な領域を対象にとして、それらのPDCAのP(計画)を担う組織として、教育改革推進会議、研究推進会議、業務推進会議、地域連携推進会議を設置して、大学質保証委員会、自己点検・評価委員会による自己点検・評価の結果を踏まえて事業計画を策定する仕組みを構築している。以下に4つの会議体(以下、「改善会議体」という。)の概要を述べる。

### 〈教育改革推進会議〉

大学の質保証を担う関係機関の連絡調整を図り、教育改革を一体的に推進することを目的とする。会議は、学長、副学長(教育担当)、FD・SDオフィス室長、IR推進室長、教務部長、教学部事務部長、教務課長、その他学長が委嘱する職員若干名により構成される。

### 【資料 6-1-6】

### 〈研究推進会議〉

研究推進会議は、研究活動の推進、研究の質向上のための事業計画策定を担う。会議は、副学長(研究・社会連携担当)、学部長、短期大学部長、研究科長、附属総合科学研究所長、研究支援課長、その他学長が委嘱する職員若干名により構成される。【資料 6-1-7】

### 〈業務推進会議〉

全学的な各部署の連絡調整を図り、大学業務に係る事業計画策定を担う。会議は、学長、副学長(教育担当)、副学長(研究・社会連携担当)、学長補佐、事務局長、学長室長、教務部長、教学部事務部長、入学部長、入学部事務部長により構成される。【資料 6-1-8】

### 〈地域連携推進会議〉

地域社会との連携活動の事業計画策定を担う。地域連携推進会議は、副学長(研究・社会連携担当)、大学運営会議構成員の中から学長が指名した者、地域連携の推進に関する見識を持つ者として学長が必要と認めた者により構成される。【資料 6-1-9】

## (3) 6-1の改善・向上方策(将来計画)

本学の内部質保証のための組織体制の整備、責任体制については、「内部質保証方針及び実施体制」が定められており、適切に組織化されているものの、現在の内部質保証体制は、「グランドデザイン2030」及び「Vision 2030(第4次中期計画)」が策定されたことに伴い改訂され、令和5(2023)年度より開始された新しいものである。それゆえ、内部質保証を実施する中で、組織的不備や課題がないかを大学質保証委員会を中心として確認を行い、自己点検・評価委員会と調整しながら、必要に応じて改善を図っていく。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

本学の自己点検・評価は各年度の事業計画を対象としている。各年度の事業計画は、「グランドデザイン 2030」及び「Vision 2030（第 4 次中期計画）」に基づき、各年度において、特に推進、実現すべきものが、学部学科、部署等において議論され事業計画となる。

事業計画については、毎年度 4 月に開始し、9 月の中間報告において進捗を確認し、年度末の 3 月に期末評価を行っている。プロセスは以下のとおりである。

まず学部学科、部署等は、事業計画を 4 月中旬に策定し、当該年度の事業を開始する。9 月に中間報告を行い、その進捗状況を確認する。中間報告では、学部学科、部署等からの報告を受けた自己点検・評価委員会がその進捗や課題について確認を行った後、その内容を大学質保証委員会へ報告する。

大学質保証委員会は、自己点検・評価委員会から報告のあった進捗状況を確認し、大学運営会議の議を経て、学内ポータルサイトで全教職員に公開するとともに、理事会に報告する。

同時に、大学質保証委員会は、各課題を整理し、全学的観点から改善が必要なものについて、教育改革に関する事項については教育改革推進会議へ、研究推進、研究の向上に関する事項は研究推進会議へ、業務運営に関する事項は業務推進会議へ、地域との連携推進に関する事項は地域連携推進会議へ、学部や部署等で改善を行うものについては各組織へ大学質保証委員会の委員長である学長から改善指示を行う。

中間報告の際に改善指示のあったものは、改善会議体、学部、その他組織でそれぞれ審議し、改善方策を検討の上、改善活動を行い、3 月の期末報告の際にその改善状況を報告する。

期末報告では、エビデンスを合わせて提出し、各計画の成果を確認する。エビデンス及び各計画の成果について自己点検・評価委員会で確認を行い、その結果を大学質保証委員会へ評価原案として報告を行う。大学質保証委員会で評価原案を精査の上、最終の評価案として大学運営会議に上程する。大学運営会議での議を経て、その結果及び公表について学長が決定の上、翌年度の 5 月に自己点検・評価書として公表する。大学運営会議の構成員である学部長から各学部構成員へ、各組織の長から職員へ自己点検・評価の結果を共有し、学内での結果を共有するとともに、公式ホームページにおいてその結果を公表する。

**【資料 6-2-1】**

**6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

本学における IR 活動は平成 26（2014）年度に開始された。政策立案部署である学長室で IR 推進に係る各種調査、IR 体制の検討、委員会設置に向けた準備を行った。これを受け、平成 27（2015）年度に事務職員のみによる IR 推進委員会を発足させ、平成 29（2017）年度には、IR 推進委員会を教員と職員で構成し、教職協働で IR を推進する体制を整えた。

学生の意見・要望の把握に有効な「学生調査」であるが、以前は、学生支援課が「入学時調査」、高等教育研究センターが「在学時調査」と「卒業時調査」、IR 推進委員会が「卒

業生調査」と、調査主体が分かれていたために調査結果を相互に活用して分析することが難しかった。令和 2 (2020) 年、IR 推進室が設置され、「入学生調査」「卒業生調査」の集計は IR 推進室が行うこととし、令和 4 (2022) 年度からは、「在学時調査」「卒業時調査」も教学部が主体となって実施し、IR 推進室で集計と分析を行うことにした。【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】

IR 推進室は、様々なデータ及び情報の収集、管理、分析等を行い、本学の戦略的な大学運営の意思決定、推進及び改善を支援することを目的としており、その守備範囲は、本来は教育・研究・経営と多岐にわたるが、現在は最重要課題である教育活動を主領域としている。特に、本学の教育改善に資するため、本学の学生個々の状況等を把握、学生支援のためのデータ提供と分析を IR 推進室が担っており、IR 推進室の分析結果をもとに、教育改革推進会議において本学での教育課題を精査している。精査された教育課題のうち、全学的な課題は教育改革推進会議において改善計画の策定を行い、各学部学科固有の課題は、副学長（教育担当）の指示の下で、各学部学科が改善計画の策定を行っている。【資料 6-2-7】【資料 6-2-8】

令和 3 (2021) 年度には IR 推進室が独自に構築した IR 分析を備えた学生支援データベースシステム「HUsystem」の稼働を開始した。同システムの稼働により、高校の学習履歴、本学での学修履歴、学生生活での活動履歴、各種アンケートの回答などを組み合わせ、学生個々の状況や各学科各学年の傾向などを分析することが可能となる。同システムでは個人情報保護の観点から、アクセス権限を厳格に定めた上で、原則全教職員の使用を可能とした。全教職員が学生の状況を把握し、迅速かつ的確な学生支援を行うためのツールとして活用を開始したところである。【資料 6-2-9】

### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR における分析のためにはデータ蓄積が不可欠である。IR 推進室設置以降の 3 年間、CSV などの構造化データとともに、テキスト、PDF などの非構造化データ、また数値として把握できる定量データ、数値に表せない質的な情報である定性データなど様々な情報の蓄積に努めてきた。中でも、アンケート調査に関しては「入学時調査」が 4 年目を迎えたことから、ようやく入学前情報、在学時情報、卒業時における成果など、一連の継続した情報として収集することも可能となった。これらのデータを様々な視点から分析することが大切であるが、まずはアンケートの回収率の向上策の検討を IR 推進委員会が中心となって行っていく。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

#### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み

### の確立とその機能性

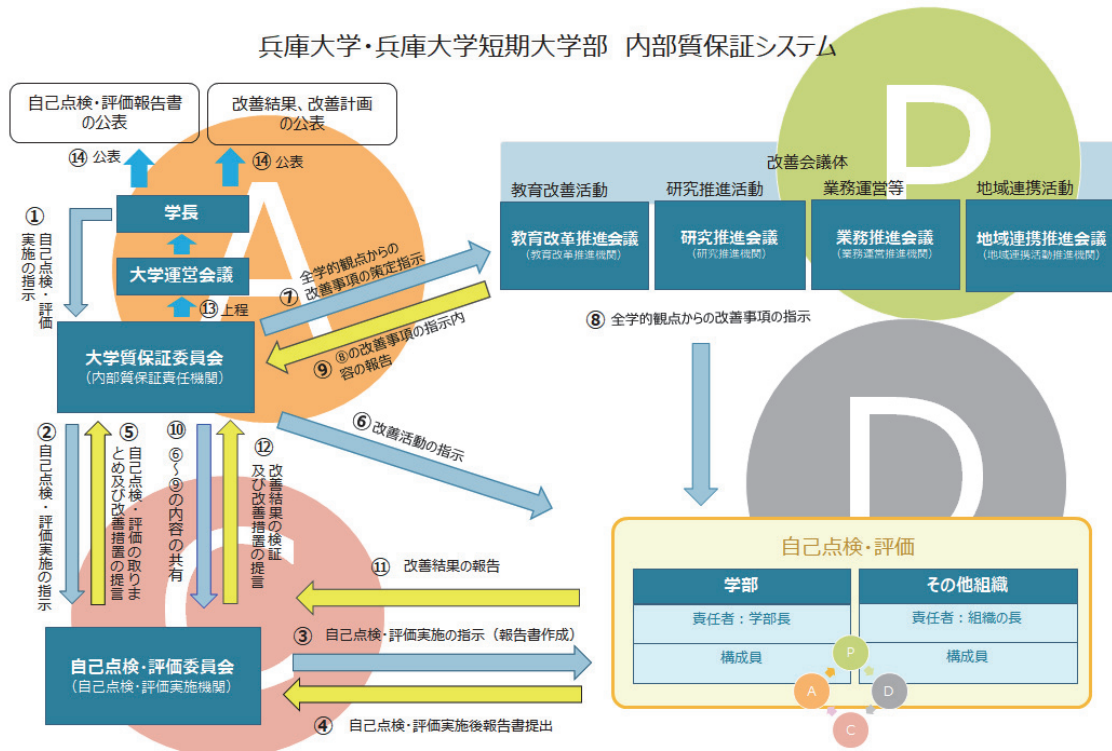
本学では、「自己点検・評価報告書」を毎年度作成しており、その結果は公式ホームページへ公開している。令和 5(2023)年度に改訂した内部質保証実施要領に基づき、自主的・自律的に大学の活動を検証して改善に結びつけることができるよう、事業計画を対象とした本学独自の自己点検・評価を、以下のとおり実施している。【資料 6-3-1】

#### 1) 本学の自己点検・評価の実施の流れ

- ①学長は、内部質保証において、自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善活動結果の確認、評価結果の公表及び PDCA サイクルの検証に係る最高責任者として、内部質保証の推進に責任を負う。
- ②大学質保証委員会(以下、「質保証委員会」という。)は自己点検・評価の基本方針の策定、自己点検・評価の実施について企画・精査し、自己点検・評価委員会(以下、「評価委員会」という。)に自己点検・評価の実施を指示する。
- ③評価委員会は、質保証委員会の指示に基づき、自己点検・評価の実実施計画、項目を策定し、各学部その他の組織(以下、「各組織」という。)へ自己点検・評価を指示する。
- ④各組織は、評価委員会の指示に基づき、自己点検・評価報告書を作成し、評価委員会に提出する。
- ⑤評価委員会は、各組織の自己点検・評価の結果を踏まえ、全学的観点から自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、改善措置の提言を付した上で質保証委員会に報告する。
- ⑥質保証委員会は、評価委員会による改善措置の提言が内部質保証の方針に基づいた内容であるかを検証し、改善が必要であると判断した場合は、各組織に対し期限を付した上で、改善活動を行うことを指示する(改善指示)。
- ⑦改善指示において、質保証委員会が全学的な観点から改革が必要であると判断したものについては、教育改革推進会議、研究推進会議、業務推進会議、地域連携推進会議に対し、改善計画の策定を指示する。
- ⑧改善会議体は、質保証委員会の指示を受け改善事項の策定を行い、各組織に対し全学的観点からの改善事項の指示を行う。
- ⑨改善会議体は、各組織に指示した改善事項について、質保証委員会に報告する。
- ⑩質保証委員会は、各組織及び改善会議体に行った指示の内容を評価委員会と共有する。
- ⑪各組織は質保証委員会並びに改善会議体からの改善指示に対して改善活動を行い、その結果を各組織の長から評価委員会に報告する。
- ⑫評価委員会は、内部質保証の観点から質保証委員会並びに改善会議体の指示に基づいた改善活動が行われたかを検証の上、当該年度の自己点検・評価、改善結果の総括及び関係報告書等の公表についての意見を添えて、質保証委員会に報告する。
- ⑬質保証委員会は評価委員会から報告のあった当該年度の自己点検・評価及び改善結果の総括等への意見を踏まえ内容を精査し、その結果を大学運営会議へ上程する。
- ⑭学長は大学運営会議の議を経て、自己点検・評価及び改善結果の総括等の公表を決定し、本学公式ホームページ等において公表する。

本学における内部質保証システムは図 6-3-1 のとおりである。

図 6-3-1 兵庫大学・兵庫大学短期大学部内部質保証システム



また、本学で実施する自己点検・評価については、毎年度、理事会に提出し、次年度の4月に監事監査による評価を受け、評価結果を大学運営会議において報告のうえ、監事監査において指摘を受けた事項については、上記の本学の自己点検・評価の実施の流れの改善指示に含め、改善活動を実施している。【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】

## 2) 三つのポリシーを起点とした内部質保証

本学独自の自己点検・評価体制の中で、特に三つのポリシーに基づく内部質保証、外部機関等からの評価については、以下のとおり実施している。

三つのポリシーに基づく内部質保証を行うため、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部教学アセスメントポリシー」(以下、「アセスメントポリシー」という。)を平成29(2017)年度に策定した。その後、教育改革推進会議が設置されたことに伴い、再精査を行い、令和3(2021)年度に実施体制及びその内容について一部改正を行った。【資料 6-3-4】

本学のアセスメントポリシーでは、全学レベル、教育課程レベル、科目レベルの3段階で学生の学修成果等を検証することにより、本学の教育成果を可視化し、教育の質保証に資することを目的としている。

### 〈実施体制〉

教育課程レベル、科目レベル、全学レベルにおいてそれぞれPDCAを実行し、アセスメント体制に基づき評価検証を行う。

各レベルのアセスメントを実施するにあたり、全学レベルの責任者を副学長(教育担当)とし、教育課程レベル及び科目レベルにおける責任者を研究科長、学部長、共通教育機構長とする。



〈全学レベル〉

全学レベルでのアセスメントでは、入学前・入学直後、在学中、卒業(修了)時・卒業(修了)後の各時期において、学生の各時期の能力や、能力の経時的な変化を分析し、三つのポリシーそれぞれの達成状況を検証する。検証結果は、全学的な教育改革や学生支援の改善等に活用する。

〈教育課程レベル〉

教育課程レベルのアセスメントでは、入学前・入学直後、在学中、卒業(修了)時・卒業(修了)後の各時期において、教育課程を通じた学修成果に基づき、教育課程レベルの三つのポリシーそれぞれの達成状況を検証する。その検証結果に基づき、必要に応じて各学科の三つのポリシーやカリキュラムマップ、カリキュラムツリー、教育課程の見直しを図り、教育活動の充実を促進させる。

〈科目レベル〉

科目レベルのアセスメントでは、科目ごとの学修成果に基づき、シラバスで提示された「ディプロマ・ポリシーに基づいて重点的に身につける能力」や「授業の到達目標」の達成状況を検証する。具体的には、各科目の授業アンケートの集計結果について、担当者にフィードバックを行い必要に応じて授業内容や教授方法に工夫・改善を図るよう促す。

また、科目ごとの成績評価について、全体の傾向と比較してその評価に著しく偏りが見られた場合、科目担当者と所属学部長が協議し、必要に応じて教授方法等について工夫・改善を図っていく。

3) 認証評価の際の指摘事項に対する対応

本学は、平成 28(2016)年度に日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審した。その際、「改善を要する点」として、「健康科学部栄養マネジメント学科、生涯福祉学部社会福祉学科及びこども福祉学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であり、改善が必要である。」との指摘を受けた。また、「参考意見」として、「平成 28(2016)年度改組によって開設された現代ビジネス学部現代ビジネス学科については、収容定員充足状況に向けた継続的な取組みが望まれる。」との指摘を受けた。

本学では、大学機関別認証評価の受審以前より、収容定員の充足を大きな課題として認識し、高校訪問の機会の増加、進学説明会や教員による体験授業等の受験者及び保護者との接触回数増加、SNS の活用など、充足に向けた取組みを行ってきたものの、一部の学科において収容定員充足率が 0.7 倍未満の状況となっていたものである。

平成 28(2016)年 7 月に現学長が就任したことを契機に、安定的な入学者の確保及び収容定員の充足と、学生の夢を叶える出口保証の 2 つを、本学の基軸課題として全学的に取り組む方針を打ち出し、以降、毎年度の事業計画において、その状況、課題、改善方策などを確認することとしている。

また、平成 30(2018)年度には、前述の「経営改善計画」を策定し、さらなる募集活動の強化を行ってきた。学生募集強化プロジェクトの立ち上げ、具体的な入学目標者数の設定、募集状況の定期的な検証、SNS の情報発信強化などを行ったところ、その翌年度より改善傾向が見られたので、その後も毎年度の状況について分析を行い、教育の中身を可視化するなどの成果のあった

戦略については翌年度に更に強化策を講じるように努めてきた。【資料 6-3-5】

これらの対策により、年度により差異はあるものの、令和 2(2020)年度以降、指摘を受けた全ての学科で収容定員充足率 0.7 倍以上を維持し、安定的な学生確保を行っている。【資料 6-3-6】

#### 4) 設置計画履行状況等調査(アフターケア)に対する対応

本学は、平成 29(2017)年度に看護学部看護学科(健康科学部看護学科から改組)、令和 2(2020)年度に大学院現代ビジネス研究科現代ビジネス専攻(修士課程)を届出により設置し、同年に看護学研究科看護学専攻(博士前期課程・博士後期課程)を設置認可申請により設置した。現在、看護学研究科看護学専攻(博士前期課程・博士後期課程)に対する文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置室による設置計画履行状況等調査(アフターケア)で「指摘事項(改善)」を受けている。【資料 6-3-7】

これを受け、令和 2(2020)年 4 月に看護学部人事委員会(構成員:副学長(教育担当)、看護学部長、看護学科長、看護学科副学科長、事務局長)を設置し、令和 3(2021)年 4 月には、学長を委員長とする「看護学部等人事構想委員会」へ改組し、看護教育における人事計画等の策定、改善活動を引き続き行っている。【資料 6-3-8】

### (3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

現行の内部質保証システムは「Vision 2023(第 3 次中期計画)」の策定に伴い令和 2(2020)年度に構築されたものをベースにしているが、「Vision 2030(第 4 次中期計画)」が開始されたことにより、令和 5(2023)年度より新たに体制を構築したところである。この PDCA が効果的に機能するののかについては、引き続き、質保証委員会にて体制の機能性についてもチェックを行っていく。

本学は地域との深い関わりを持っており、地域からの評価を受けることも重要であると認識しており、将来的には、連携協定先である加古川市や近隣の市町等の協力のもと、外部評価制度を構築することも質保証委員会等で検討する。

### 【基準 6 の自己評価】

学長によるリーダーシップのもと大学質保証委員会を中心となって、自己点検・評価を実施し、自己点検・評価書報告書を作成して、公式ホームページに公開している。自己点検・評価は中期計画をベースとした年度ごとの事業計画を対象とし、自主的、自律的に改革を行う体制が構築されつつある。自己点検・評価により改善が必要と認められたものは、教育、研究、社会連携、業務運営を担う会議体で方策を練り、各組織によって改善活動を行っている。

以上のことから、基準 6「内部質保証」を満たしていると評価する。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域連携

##### A-1. 地域連携の方針と組織体制

##### A-1-① 大学の使命・目的を踏まえた地域連携方針の明確化

##### A-1-② 地域連携のための組織体制の整備

##### A-1-③ 地域連携を組み込んだ教育課程の整備

###### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 大学の使命・目的を踏まえた地域連携方針の明確化

本学は学則で定める使命・目的及び教育目的をより分かりやすい形で全教職員に示し、今後の具体的な大学運営方針とするために、平成 20（2008）年に三浦隆則学長（当時）が「地域とのつながり」を重視する地域貢献型大学を目指すことを表明し、以来、地域に愛される大学となるべく、地域貢献活動を展開してきた。【資料 A-1-1】

さらに、令和 2（2020）年に策定された「Vision 2024（第 3 次中期計画）」においては、「地域社会との連携強化」をその基本骨子の 1 つとし、その基本骨子の下に 3 つの戦略目標、「社会的ニーズに対応したリカレント教育の提供」、「連携協定先とのさらなる連携強化」、「地域との連携による教育・研究支援」を定め、推進した。この目標実現のために、様々な自治体、団体、企業、教育機関等との連携事業の促進、地域のリカレント教育の拠点として研修等の実施、公開講座の充実や社会人の受け入れ推進、地域行事への積極的な参加推進、施設などの開放を積極的に行ってきた。さらに、令和 5（2023）年に開始した「グランドデザイン 2030」においては、社会連携の目標として「地域に開かれ地域と共に成長する」を掲げ、「地域のステークホルダーとの連携強化」や「生涯学習機能の強化」を重点戦略としている。【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】

また、各事業については、その都度、活動報告書を作成し、大学運営会議等で報告を行うことにより学内の周知、情報共有に努めており、それらの情報を公式ホームページや刊行物に掲載することで学外へ周知を図っている。【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】

##### A-1-② 地域連携のための組織体制の整備

現在、地域連携のための組織として、社会連携オフィスとエクステンション・カレッジ、ボランティアセンターを設置している。

###### 1) 社会連携オフィス

平成 29（2017）年に「本学の有する人的・物的資源を活用し、地域社会との連携推進及び地域の課題解決等に積極的に参画するなど、地域連携活動を有機的かつ全学的に推進すること」を目的に設置された。この社会連携オフィスが、地域社会、行政及び産業界等（ただし産官学共同研究を除く）並びに高等学校等と、大学との連携の「ハブ」としての機能を果たしている。【資料 A-1-6】

## 2) エクステンション・カレッジ

平成 26 (2014) 年 3 月に「大学開放の理念に基づき、地域社会の幅広い学習ニーズに応えるための各種の事業を行い、もって本学を地域の生涯学習機会の拠点とし、さらに地域社会の発展に寄与すること」を目的に設置された。ここでは、地域の人々を対象とした各種講座や、生涯学習の支援事業及びリカレント教育の企画・運営を行っている。【資料 A-1-7】

## 3) ボランティアセンター

また、平成 27 (2015) 年 6 月には、エクステンション・カレッジ内に、「地域のボランティア活動を支援するための各種の事業を行い、地域社会の発展に寄与すること」を目的にボランティアセンターが設置された。学生はもちろん、教職員への支援も含め多くの学生・教職員がボランティア活動に関わることができる教育・研究の場となるよう支援を行っている。【資料 A-1-8】

こうした社会連携オフィス、エクステンション・カレッジの組織と活動を支える事務は全てエクステンション・カレッジ事務室が担当しており、地域活動の窓口として、そして事業の調整役として、また様々な連携事業の「ハブ」として企画・運営を行っている。

### A-1-③ 地域連携を組み込んだ教育課程の整備

社会連携オフィス、エクステンション・カレッジの活動は、もっぱら学外に向けられたものが多い中で、学生を正課の授業の一部として学外向けの活動に参画させることで、高い教育効果を上げているものがある。

#### 1) 「こども大学 in こども福祉学科」

「こども大学 in こども福祉学科」は、加古川地域在住者を対象とした子育て支援活動である。火曜日コース、木曜日コース、金曜日コースの 3 コース (10 時～12 時) を設定し、各コース年間 20 回、計 60 回のクラスを開催している。令和 5 (2023) 年度は 0 歳～3 歳までの乳幼児と保護者計 65 組 (火曜日コース 24 組、木曜日コース 21 組、金曜日コース 20 組) を迎えている。本活動は、大学教員に加えて専属の保育士が実際の活動に参加しており、自然に囲まれた大学キャンパスでの遊びの提供や育児相談に応じるなど、直接的に地域の子育て家庭の支援を実施する場となっている。【資料 A-1-9】

その一方で、こども福祉学科の正課授業である「子育て支援地域活動」(2 年対象金曜日開講)「子育て支援地域活動の展開」(3 年対象木曜日開講)を受講する 2 年生及び 3 年生は、通常の講義に加え、こども大学の活動に必ず参加することとしている。学生は、本活動に参加することで、直接、乳幼児と触れ合い、実践的な保育経験を積むとともに、保育実習や教育実習において経験することが難しい保護者支援の実際を学ぶことも可能となっている。また、大学教員と専属の保育士が連携して学生指導にあたることで、学生の保育実践力向上にもつながっている。【資料 A-1-10】【資料 A-1-11】

#### 2) 「協働のまちづくり市民会議×熟議」

「熟議」とは、多数の当事者が課題について熟慮し、議論をすることによって、お互いの立場や果たすべき役割への理解を深めるとともに、解決策を洗練し、政策を形成していく手法のことである。これは平成 22 (2010) 年に文部科学副大臣 (当時) 鈴木寛氏の提唱した「熟議カケアイ」を契機として全国に普及した取組みであり、本学では平成 24 (2012) 年に初めて「熟議 2012 in 兵庫大学ー地域社会における生涯学習社会の構築と大学・自治体の役割ー」として開催したものである。

これ以降、兵庫大学独自のアレンジを加えた「兵庫大学熟議手法」(熟慮→議論→共有→振り返り→活動の 5 段階を経る手法)を開発し、それに沿う形で平成 25 (2013) 年から現在まで 9 回実施している (令和 2 (2020) 年度はコロナ禍で中止)。なお、令和元 (2019) 年から、加古川市との共催となり、名称も「協働のまちづくり市民会議×熟議」と変更して、加古川市職員と本学教職員が共同で運営にあたる体制が採られており、令和 5 (2023) 年度は、「協働のまちづくり市民会議×熟議 2023 -加古川市スマートシティ構想の実現に向けてみんなで考えよう-」として実施予定である。

熟議参加者は、無作為抽出で選ばれた加古川市民と近隣の高等学校生徒であるが、この議論を進める重要な役割を担うファシリテーターを本学学生が担当している。当初はファシリテーターを希望する学生をボランティアの形で公募し、一定程度の事前トレーニングを行っていたが、令和 3 (2021) 年から正課の共通教育科目に「ファシリテーション入門」を開設し、理論的及び実践的な講義を行った上で、熟議でのファシリテーションを実践させている。正課とすることで、学生の取組む姿勢にも良い変化が見られ、教育上の効果も向上している。【資料 A-1-12】 【資料 A-1-13】 【資料 A-1-14】

### (3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

社会連携オフィスとエクステンション・カレッジを中心とした地域連携体制の構築、すなわち、本学と学外を結ぶネットワーク作りは現在まで順調に推移している。一方、社会連携オフィスとエクステンション・カレッジという組織が、学部学科の教育研究活動と連携を強めて、それらを学外と有機的に接続していくことについては依然として十分ではない。「こども大学 in こども福祉学科」を、新設の教育学科の教育活動の中に組み入れていくこと、「協働のまちづくり市民会議×熟議」を学部学科の教育活動とより深くリンクさせていくことが喫緊の課題であり、それに十分対応できるような組織体制を整備していく。

## A-2. 地域社会との連携活動

### A-2-① 行政との連携

### A-2-② 地域団体との連携

### A-2-③ 地域住民との連携

### A-2-④ 高等学校との連携

#### (1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

#### (2) A-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### A-2-① 行政との連携

包括的な連携のもと、多種多様な分野で相互に協力することにより、地域の課題に適切に対応し、活力ある地域社会の形成及び発展並びに人材育成等に寄与することを目的に、近隣行政機関との連携を図っており、現在7機関と連携協定を締結している。具体的には、兵庫県東播磨県民局、加古川市、高砂市、明石市、加西市、稲美町、播磨町（すべて兵庫県）である。

行政との連携による活動内容は様々であるが、以下に具体例をあげる。

#### 1) 地元加古川市との協働

A-1-③で紹介した、本学と加古川市の共催で年1回実施している「協働のまちづくり市民会議×熟議」のほか、「カラーリングで加古川を元気にしよう」「階段利用促進運動」など加古川市との連携した学生主体の活動を行っている。【資料 A-2-1】 【資料 A-2-2】

#### 2) 保育士等のキャリアアップ研修（明石市）

明石市より委託を受けて、厚生労働省のガイドラインに基づき、保育士の待遇改善と専門性強化を目的としたキャリアアップ研修を実施している。令和4（2022）年は、前期4講座、後期4講座を実施し、のべ280人が講座を修了した。【資料 A-2-3】

#### 3) 「173（いなみ）農村ウェディング」プロデュース（稲美町）

担当教員の指導のもと、現代ビジネス学科の学生が、公募で選ばれたカップルの結婚式を、近隣のため池、加古大池にて「農村ウェディング」として実施するもので、様々な理由で結婚式自体をあきらめてしまうカップルが多い現状の中で、大学と稲美町の連携により、カップルの夢の実現をサポートすることで、町や若者から元気発信を行い、明るい未来を創造することを目指すものである。現在まで、5組が結婚式を挙げている。【資料 A-2-4】

#### 4) 自治体への委員派遣及び講師派遣

自治体からの依頼に応じて、本学教員（大学・短大を含む）を有識者として派遣するほか、テーマに応じて講師の派遣を行っている。令和4（2022）年の実績は以下のとおりである。

〈加古川市〉委員就任 23 件、講師派遣 11 件、〈高砂市〉委員就任 9 件、講師派遣 2 件、〈稲美町〉委員就任 16 件、講師派遣 0 件、〈播磨町〉委員就任 9 件、講師派遣 2 件、〈その他〉委員就任 38 件、講師派遣 26 件

### A-2-② 地域団体との連携

包括的な連携のもと、人的・知的財産や特色ある資源の活用を図り、多様な分野で協力することで、活力ある地域の形成や人材育成等に寄与することを目的に、多様な地域団体（商工会、企業、各種法人）と連携協定を締結している。以下に令和4（2022）年現在の提携先をあげる。

〈企業〉AS ハリマアルビオン（株）、（株）トップラン、（株）加古川ヤマトヤシキ、〈非営利法人〉兵庫南農業協同組合、但陽信用金庫、加古川商工会議所、高砂商工会議所、稲美

町商工会、播磨町商工会、兵庫県商工会連合会、(公財)兵庫県生きがい創造協会兵庫県いなみ野学園、(特非)シミンズシーズ、(特非)Deep People、(一社)播磨ひとづくりコンソーシアム、(一社)播磨インターンシップコンソーシアム、(一社)日の出医療福祉グループ、(社福)はりま福祉会せいりょう園、(社福)桜谷福祉会、(社福)正久福祉会、(医)関西青少年サナトリウム、(特医)仙齡会・(社福)太子福祉会

以下に具体例をあげる。

1) 「加古川未来創造プロジェクト」(現代ビジネス学科 PBL 学習)

加古川商工会議所青年部(YEG)と学生が協力し、人口流出が深刻な問題となっている加古川市において、その魅力や良さを知ってもらえるようなイベントを企画した。令和4(2022)年は加古川市の食材を用いたスイーツを作り、YEGが主催する地域活性化フェスティバルで販売し好評を得たもので、加古川市の魅力発信の貴重な機会となっている。

2) 「なごみカフェ」(社会福祉学科 PBL 学習)

認知症患者とその家族の方々と、共に認知症を考える場として発足し、大学教員によるミニレクチャーと、学生と参加者が協力して生豆から焙煎し、挽きたてコーヒーを味わいながら語り合うカフェという2部構成で実施している。当初は学内での実施であったが、その後、出前カフェとして兵庫県東播磨県民局の協力のもと県営平岡鉄筋住宅で開催したほか、(社福)桜谷福祉会との提携により、法人傘下の特別養護老人ホーム・櫻ホーム西神(令和4(2022)年実績で6回)と通所介護施設やすらぎ(令和4(2022)年実績で1回)において開催し好評を得ている。【資料 A-2-5】

**A-2-③ 地域住民との連携**

地域住民との連携は多岐にわたるが、ここでは代表的な事例をあげる。

1) エクステンション・カレッジ講座

大学開放の理念に基づき、地域社会の幅広い学習ニーズに応えるための各種の事業を行い、もって本学を地域の生涯学習機会の拠点とし、さらに地域社会の発展に寄与することを目的に、平成26(2014)年に開設されたものである。それ以降、開設講座数、受講者数ともに順調に拡大し、現在では地域の最も重要な生涯学習拠点の一つとなっている。令和4(2022)年の実績は以下の表 A-2-1 のとおりである。【資料 A-2-6】

表 A-2-1 令和4(2022)年の実績

分野	講座数 (前年比)	受講者数 (前年比)
人文・教養	44 (113%)	848 (137%)
播磨学・地域学	13 (130%)	242 (126%)
現代社会	45 (100%)	249 (80%)
生活・ウェルネス	46 (78%)	513 (80%)
キャリア支援	17 (106%)	57 (139%)
合計	165 (113%)	44 (106%)

2) 「こども大学 in こども福祉学科」

内容は A-1-③に記載の通りである。

3) 「協働のまちづくり市民会議×熟議」

内容は A-1-③に記載の通りである。

4) 「PBL グランプリ」

本学では、学部学科ごとに PBL(Project-Based Learning)「課題解決型学習」を積極的に導入し、その拡大を図っているところである。とりわけ、学生を地場企業や地域に積極的に派遣して、そこで課題を見つけ、学生たちが自ら解決策を提案し、実行していくタイプの PBL 学習を、現代ビジネス学部が中心となって推進している。

そうした動きの一環として、平成 31 (2019) 年度から「PBL グランプリ」を毎年開催している。これは、正課、正課外を問わず、近隣の自治体や団体等と連携して、学生が主体的に地域での課題の発見と探求、解決への実践活動をすることで、地域も活気づく PBL 学習の取組みを表彰するものである。このグランプリは、地域課題に取り組む学生のモチベーションを高め、学習の質の向上にも大きく寄与するものとなっている。【資料 A-2-7】

【資料 A-2-8】

5) ボランティア活動

学生のボランティア活動の支援を目的として、平成 27 (2015) 年にエクステンション・カレッジ内にボランティアセンターを設置し、地域で開催される様々なイベントや企画の運営補助等のボランティア活動を学生へ紹介している。近年は、地元の平岡公民館で地域の小学生を対象に宿題を教える「ひらおか寺子屋塾」(「平岡町を良くする会」主催)に、本学学生がボランティアとして参加している。また、「地元幼稚園への見守り・サポート」など地域の子育て支援活動への協力依頼が増え、多くの学生が参加している。【資料 A-2-9】

【資料 A-2-10】

#### A-2-④ 高等学校との連携

地域の高等学校とも連携協定を締結し、本学教員が高等学校に出向いて講義を行う出前講義「アカデミック・レクチャー」や、高校生が実際に本学に来て受講する「特別授業」、「施設見学」などの教育活動を展開している。連携には、提携高校の生徒が、本学の授業を科目等履修生として受講し単位を取得するという「高大連携教育協定」と、高校と大学の双方の教育資源を活用して地域活性に貢献できる人材育成を目指す「包括的連携協力協定」の 2 つのタイプがあり、現在では後者の「包括的連携協力協定」へ重心が移っている。

「包括的連携協力協定」を締結している高等学校は以下のとおりである。

〈兵庫県立〉東播磨高等学校、高砂高等学校、農業高等学校、播磨南高等学校、高砂南高等学校、加古川南高等学校、明石清水高等学校、神戸北高等学校、日高高等学校、香寺高等学校、姫路別所高等学校、明石南高等学校、神崎高等学校、錦城高等学校、松陽高等学校、小野工業高等学校、姫路商業高等学校、太子高等学校、〈私立〉神戸野田高等学校



具体的な連携事業としては、以下の4つの形態がある。【資料 A-2-11】

1) アカデミック・レクチャー（高等学校の制限なし）

本学の全教員が140講座を提供しており、高校からの依頼に応じて出前授業を実施するもので、令和4（2022）年度の実績は1件である。【資料 A-2-12】

2) 探究学習支援（主に「高大連携教育協定」「包括的連携協力協定」締結の高等学校）

高等学校の探究学習を対象に、課題発見から情報収集、まとめ発表までの一連の過程を本学教員が指導するもので、令和4（2022）年度の実績は16件である。

3) 高校授業支援（「包括的連携協力協定」締結の高等学校）

幼児教育分野や福祉分野の授業、学校独自の専門分野への授業を支援するもので、令和4（2022）年度の実績は9件である。

4) 地域人材育成（「包括的連携協力協定」締結の高等学校）

地域企業、地域医療、地域福祉、地域教育それぞれの人材育成を支援するもので、令和4（2022）年度の実績は4件である。

以上、兵庫大学・兵庫大学短期大学部の連携協定締結先を整理したものが図 A-2-1 である。

図 A-2-1 兵庫大学・兵庫大学短期大学部の連携協定締結先



(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

連携協定先の満足度を図るべく全連携協定先へ満足度調査を令和4（2022）年2月に実施し、連携協定先機関からの評価としては90.9%の団体から満足しているとの回答（満足

している・やや満足している)を得た。

今後の課題として、学生の地域での学びや活動に対する外部評価の評価方法、積極的な産官学連携等の実施があげられる。また、教育課程における地域志向の学びの位置づけについても、全学的な導入が必要であると認識している。これらについて、地域連携推進会議並びに教育改革推進会議にて具体策の検討をしていく。

### 【基準 A の自己評価】

「地域の核となる大学」としての役割を果たすため、「第 1 次中期計画 (Vision 2014)」及び「第 2 次中期計画 (Vision 2019)」で、社会貢献の領域における学長方針として、「生涯学習機会の拠点確立」「地域社会との連携促進」の 2 つが掲げられた。また「Vision 2024 (第 3 次中期計画)」では、「地域社会との連携強化」を推進するべく、地域と共に生き、共に学ぶ大学として「連携先とのさらなる連携促進」と「社会的ニーズに対応したリカレント教育の提供」の 2 つが掲げられた。

この方針に基づき、公開講座の充実、科目等履修生・社会人の受け入れ、施設利用といった大学開放を推進し、社会連携オフィス、エクステンション・カレッジ、ボランティアセンターの運営、学生ボランティアの地域行事への積極的な参加や産官学連携の強化、自治体等への講師・委員派遣など、本学の学生・教職員が地域に出向き地域の活性化を図る諸活動にも協力・参画している。

加えて、学科が主体的に実施している地域を対象とした取組事業「PBL グランプリ」や、地域の課題を取り上げて議論する「熟議 in 兵庫大学」は、教職員はもとより、学生にとっても有益な実践の学びの場としても活用されている。

このように、地域住民と本学関係者は学内外で、様々な交流を図っており、本学の有する知的資源や施設等の開放を行うことで、地域の活性化や課題解決を共に考える仕組みを確立している。

以上のことから、基準 A「地域連携」を満たしていると評価する。

**V. 特記事項**

該当なし

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に目的について規定している。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に学部について規定している。	1-2
第 87 条	○	学則第 11 条に修業年限について規定している。	3-1
第 88 条	○	学則第 18 条に編入・転学・再入学、学則第 23 条に他の大学又は短期大学における授業科目の履修等、第 24 条に入学前の既修得単位等の認定について規定している。	3-1
第 89 条	—	学則第 11 条に記載のとおり、修業年限未満の卒業を認めていないため該当しない。	3-1
第 90 条	○	学則第 14 条に入学資格について規定している。	2-1
第 92 条	○	学則第 6 条（職員組織）、組織規程第 2 条（学長）、第 3 条（副学長等）、及び専任教職員専攻規程第 3 条（教授の資格）、第 4 条（准教授の資格）、第 5 条（講師の資格）、第 6 条（助教の資格）、第 7 条（助手の資格）に学長、教授その他の職員について規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 7 条の 4、第 7 条の 5 及び兵庫大学教授会規則に教授会について規定している。	4-1
第 104 条	○	学則第 32 条、兵庫大学学位規程に学位について規定している。	3-1
第 105 条	—	本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 108 条	○	兵庫大学短期大学部を併設し、兵庫大学短期大学部学則に則り、運営している。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条に規定し、大学質保証委員会規程及び自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価を実施し、報告書を大学ホームページに公表している。また、平成 28 年度に認証評価を受審し、その結果をホームページで公表している。	6-2
第 113 条	○	大学ホームページにて教育研究活動の状況を公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 6 条及び兵庫大学組織規程、兵庫大学事務分掌規程に規定し、大学運営に必要な事務職員を配置している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 18 条第 2 号に大学への編入学について規定している。	2-1
第 132 条	○	学則第 18 条第 4 号に大学への編入学について規定している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

兵庫大学

第 4 条	○	学則に明記している。なお、寄宿舎に関する事項は該当しない。	3-1 3-2
第 24 条	—	指導要録は対象外のため該当しない。指導要録は対象外。ただし、学籍及び成績、健康診断情報等を適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 34 条及び兵庫大学学生懲戒手続規程に規定している。	4-1
第 28 条	○	学校において備えなければならない表簿は、各担当部署に備えている。	3-2
第 143 条	—	代議員会、専門委員会等を置いていないため該当しない。	4-1
第 146 条	—	科目等履修生には編入学資格を与えていないため該当しない。	3-1
第 147 条	—	早期卒業の制度を設けていないため該当しない。	3-1
第 148 条	—	修業年限 4 年を超える学部はないため該当しない。	3-1
第 149 条	—	早期卒業の制度を設けていないため該当しない。	3-1
第 150 条	○	学則第 14 条に入学資格について規定している。	2-1
第 151 条	—	飛び入学の制度を設けていないため該当しない。	2-1
第 152 条	—	飛び入学の制度を設けていないため該当しない。	2-1
第 153 条	—	飛び入学の制度を設けていないため該当しない。	2-1
第 154 条	—	飛び入学の制度を設けていないため該当しない。	2-1
第 161 条	○	学則第 18 条に編入学について規定している。	2-1
第 162 条	—	外国の大学等からの転入学を認めていないため該当しない。	2-1
第 163 条	○	学則第 8 条、第 13 条に学年の始期及び終期について規定している。	3-2
第 163 条の 2	○	兵庫大学研究生、科目等履修生及び特別聴講学生規程第 10 条に証明書の交付について規定している。	3-1
第 164 条	—	履修証明書の交付に該当する特別の課程を設けていないため、該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	大学全体及び学部学科、研究科ごとに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、ホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条に規定し、大学質保証委員会規程及び自己点検・評価委員会規程、兵庫大学・兵庫大学短期大学部内部質保証規程に規定し、兵庫大学・兵庫大学短期大学部内部質保証実施要領に基づき実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	ホームページにて教育研究活動の状況を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2

兵庫大学

			5-1
第 173 条	—	専攻科、別科を置かないため該当しない。	3-1
第 178 条	○	学則第 18 条第 2 号に編入学について規定している。	2-1
第 186 条	○	3 年次編入学生の既修得単位認定要領（栄養マネジメント学科、現代ビジネス、社会福祉学科、こども福祉学科）に規定している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令の規定によるほか、大学設置基準により設置されており、法令等で定められた基準を遵守している。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 2 節の 2 に教育研究上の目的について規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	兵庫大学入学者選考規程及び兵庫大学入試委員会規程に規定し、適切に運営している。	2-1
第 3 条	○	各学部は教育研究上、適当な規模であり、教員組織、教員数についても大学設置基準を遵守し適当である。	1-2
第 4 条	○	学部には専攻により学科を設けている。	1-2
第 5 条	—	学科に代えた課程を設置していないため、該当しない。	1-2
第 6 条	○	大学の教育研究上の目的を達成するための学部以外の基本組織として、共通教育機構を設置しており、学則第 3 条の 2 及び、兵庫大学共通教育機構規程に規定している。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学部学科の規模、学位の種類等に応じて必要な教員及び事務組織を配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	主要授業科目は原則として基幹教員が担当している。 演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については助手が補助を行っている。	3-2 4-2
第 9 条	—	授業を担当しない教員を置くことはできるが、現在は置いていないため該当しない。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	大学の基幹教員数は、設置基準の定める基幹教員数を満たしている。	3-2 4-2
第 11 条	○	兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD・SD オフィス規程を定め、FD・SD 研修会の開催や、授業アンケート、授業公開などを実施すると	3-2 3-3

兵庫大学

		ともに、学外における研修会等にも参加しやすいよう、支援している。	4-2 4-3
第 12 条	○	兵庫大学学長選考規則第 3 条第 2 号に規定している。	4-1
第 13 条	○	兵庫大学専任教育職員選考規程第 3 条に規定している。	3-2 4-2
第 14 条	○	兵庫大学専任教育職員選考規程第 4 条に規定している。	3-2 4-2
第 15 条	○	兵庫大学専任教育職員選考規程第 5 条に規定している。	3-2 4-2
第 16 条	○	兵庫大学専任教育職員選考規程第 6 条に規定している。	3-2 4-2
第 17 条	○	兵庫大学専任教育職員選考規程第 7 条に規定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条第 2 号に明記し、収容定員に基づいて適正に管理している。	2-1
第 19 条	○	教育研究上の目的を達成するため、各学科のカリキュラム・ポリシーに則り、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目を開設していないため該当しない。	3-2
第 20 条	○	学則別表第 1～7 のとおり、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に配当し、適切に教育課程を編成している。	3-2
第 21 条	○	学則第 21 条及び各学部の履修規程において単位について規定している。	3-1
第 22 条	○	学則第 9 条に一年間の授業期間について規定している。	3-2
第 23 条	○	一学年をⅠ期とⅡ期に区分し、それぞれの授業期間は 15 週単位で実施することとし、学年暦で明示している。	3-2
第 24 条	○	教育効果等を考慮して、適切な人数で授業を行っている。	2-5
第 25 条	○	学則第 20 条の 2 及び 20 条の 3 に規定し、授業は、講義・演習・実習のいずれかにより、または、併用により実施し、シラバスの科目種別に明記し適切に授業を実施している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	シラバスにおいて、授業方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画を明示し、ホームページで公開している。また、各学部の履修規程に評価基準並びに卒業認定を記載している。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制を実施していないため該当しない。	3-2
第 27 条	○	学則第 22 条に単位の授与について規定している。また、各学部の履修規程に試験や成績評価の基準等の詳細を明記し、適切に運用している。	3-1
第 27 条の 2	○	各学部の履修規程に、1 年間に履修登録することができる単位数を定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目を開設していないため該当しない。	3-1

兵庫大学

第 28 条	○	学則第 23 条に他の大学又は短期大学における授業科目の履修等について規定している。	3-1
第 29 条	○	学則第 23 条の 2 に大学以外の教育施設等における学修について規定している。	3-1
第 30 条	○	学則第 24 条に入学前の既修得単位等の認定について規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	長期にわたる教育課程の履修制度を設けていないため該当しない。	3-2
第 31 条	○	学則第 36 条及び兵庫大学研究生、科目等履修生及び特別聴講学生規程で科目等履修生等について規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 32 条に卒業の要件について規定し、学生便覧に記載している。	3-1
第 33 条	—	授業時間制は設けていないため該当しない。	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するための適当な空地を有している	2-5
第 35 条	○	校舎と同一の敷地内に運動場及びテニスコートを有している。	2-5
第 36 条	○	基準を満たす校舎等施設を備えている。	2-5
第 37 条	○	校地面積は基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を整備し、適切な人員体制を備えている。	2-5
第 39 条	—	附属施設の必要な学部、学科の設置がないため該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部又は学科の設置がないため該当しない。	2-5
第 40 条	○	学部学科の種類、教員数及び学生数に応じた必要な種類及び数の機械、機器、標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	二以上の校地において教育研究を行っていないため該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称は、教育研究上の目的にふさわしい適切なものである。	1-1
第 41 条	—	学部等連携課程実施基本組織を設置していないため該当しない。	3-2
第 42 条	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	3-1



兵庫大学

第 42 条の 9	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設置していないため該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設置していないため該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設置していないため該当しない。	4-2
第 58 条	—	外国に学部、学科を設置していないため該当しない。	1-2
第 59 条	—	学部を設置していないため該当しない。	2-5
第 61 条	—	現在、段階的な整備に該当する事例はないため該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 32 条第 2 項及び兵庫大学学位規程第 3 条に規定している。	3-1
第 10 条	○	兵庫大学学位規程第 3 条第 2 項に規定している。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 13 条	○	兵庫大学学位規程に規定している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	建学の精神及び寄附行為に基づき、自主的に運営基盤の強化を図るとともに、設置学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めている。 また、「学校法人睦学園 兵庫大学・兵庫大学短期大学部ガバナンス・コード」を定め、遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	法令に則り、学校法人の関係者に対し特別の利益供与をしていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 38 条に規定し、遵守している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に規定し、定められた定数を満たしている。	5-2

兵庫大学

			5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 19 条及び理事会会議規則に規定している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条から第 16 条に、理事長の職務、監事の職務等（役員 の職務）について規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条に理事の選任、第 7 条に監事の選任について規定 し適切に選任している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に役員の兼職禁止について規定している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条に役員の補充について規定している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 22 条に評議員会について規定している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 24 条に諮問事項について規定している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 25 条に評議員会の意見具申等について規定している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 26 条に評議員の選任について規定している。	5-3
第 44 条の 2	○	私立学校法の規定するところにより、役員为学校法人に対する損害 賠償責任について遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法の規定するところにより、役員の第三者に対する損害賠 償責任について遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員は職務において、第三者に対して損害を与えた場合は、連帯し て責任を負う。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	法令に基づいて読み替え、適正に遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 46 条に寄附行為の変更の認可等について規定してい る。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 35 条に予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な 計画について規定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 37 条第 2 項に規定している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 38 条に財産目録の備付け及び閲覧について規定してい る。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 40 条及び学校法人睦学園役員等の報酬規則に役員 の報酬等について規定している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 42 条に会計年度について規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 39 条に情報の公表について規定している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に目的について規定している。	1-1

兵庫大学

第 100 条	○	大学院学則第 3 条に研究科について規定している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 9 条に規定している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	学則第 9 条第 1 項に入学資格について規定している。	2-1
第 156 条	○	学則第 9 条第 2 項に入学資格について規定している。	2-1
第 157 条	—	大学院への飛び入学制度がないため該当しない。	2-1
第 158 条	—	大学院への飛び入学制度がないため該当しない。	2-1
第 159 条	—	大学院への飛び入学制度がないため該当しない。	2-1
第 160 条	—	大学院への飛び入学制度がないため該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を遵守し、更なる水準の向上に取り組んでいる。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 4 条の 2 に教育研究上の目的について規定している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 11 条及び学生募集要項に明記し、兵庫大学大学院入試委員会及び入学部入学課において、公平かつ妥当な方法により、入学者選抜を適切に実施している。	2-1
第 2 条	○	大学院学則第 3 条に入学資格について規定し、修士課程、博士前期課程、博士後期課程を置いている。	1-2
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う大学院の課程はないため該当しない。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 3 条の 2 第 1 項に目的、第 4 条に修業年限を規定している。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 3 条の 2 第 2 項に目的、第 4 条に修業年限を規定している。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 4 条の 2 の規定により、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織すると共に、専攻の種類及び数、教員の数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有している。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 3 条に専攻について規定している。	1-2
第 7 条	○	各研究科はそれぞれ基礎となる学部から組織されており、適切に連携が図られている。	1-2
第 7 条の 2	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	1-2

兵庫大学

			3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の基本組織は設けていないため該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	各研究科で教員審査の基準を定め、適切に運用している。また、文部科学省告示「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」の要件を満たす教員を配置している。	3-2 4-2
第9条の3	○	学内では、兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD・SD オフィス規程を定め、FD・SD 研修会の開催や、授業アンケート、授業公開などを実施するとともに、学外における研修会等にも参加しやすいよう、支援している。加えて、兵庫大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程に組織的な研修等について規定している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	大学院学則第3条に明記し、収容定員に基づいて適正に管理している。	2-1
第11条	○	教育研究上の目的を達成するために各研究科のカリキュラム・ポリシーに則り必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第12条	○	大学院学則、第21条、第21条の2及び各研究科の研究指導に関する内規に規定している。	2-2 3-2
第13条	○	研究指導は各研究科の教員審査基準を満たした教員をそれぞれ配置し研究指導を行っている。	2-2 3-2
第14条	—	夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行っていないため該当しない。	3-2
第14条の2	○	授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画はシラバスで明示している。	3-1
第15条	○	大学設置基準を準用し、適切に運営を行っている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第27条第1項及び第3項に修士課程の修了要件につ	3-1

兵庫大学

		いて規定している。	
第 17 条	○	大学院学則第 27 条第 2 項及び第 3 項に博士課程の修了要件について規定している。	3-1
第 19 条	○	大学院の教育研究に必要な講義室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	大学院学則第 44 条に規定し、教育研究上必要な図書等の資料を備えている。	2-5
第 22 条	○	大学院学則第 45 条に規定し、教育研究上支障を生じていないため、学部の施設及び設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	二以上の校地において教育研究を行っていないため該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 23 条	—	独立大学院を設置していないため該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院を設置していないため該当しない。	2-5
第 25 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない。	3-2
第 26 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない。	3-2
第 27 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない。	2-5
第 30 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連携課程を実施していないため該当しない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程を編成する研究科及び専攻は設置していないため該当しない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を編成する研究科及び専攻は設置していないため該当しない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を編成する研究科及び専攻は設置していないため該当しない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を編成する研究科及び専攻は設置していないため該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科は設置していないため該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科は設置していないため該当しない。	4-2
第 42 条	○	博士後期課程においては、研究指導教員が指導する学生の希望を	2-3

兵庫大学

		ふまえて、必要な情報提供を適切に行うよう努めている。	
第 43 条	○	修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理し、ホームページに公開し、入学時のオリエンテーションにおいて説明している。	2-4
第 45 条	—	外国に研究科、専攻その他の組織を設置していないため該当しない。	1-2
第 46 条	—	現在、段階的な整備に該当する事例はないため該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当しない」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2

兵庫大学

			2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	学則第 27 条第 1 項、第 3 項及び兵庫大学学位規程第 4 条に修士の学位授与の要件について規定している。	3-1
第 4 条	○	学則第 27 条第 2 項、第 3 項及び兵庫大学学位規程第 5 条に博士の学位授与の要件について規定している。	3-1
第 5 条	○	兵庫大学学位規程第 8 条第 3 項、第 14 条第 3 項、第 20 条第 3 項に規定している。	3-1
第 12 条	○	兵庫大学学位規程第 26 条に規定している。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当しない」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。



**VII. エビデンス集一覧**

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人睦学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	兵庫大学・兵庫大学短期大学部 大学案内 2024	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫大学学則</li> <li>・兵庫大学大学院学則</li> </ul>	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2023 年度 入試解説ブック</li> <li>・令和 5（2023）年度入学者選抜要項（指定校推薦入試）</li> <li>・令和 5（2023）年度入学者選抜要項（附属高校入試）</li> <li>・令和 5（2023）年度入学者選抜要項（外国人留学生入試）</li> <li>・令和 5（2023）年度兵庫大学大学院学生募集要項（現代ビジネス研究科）</li> <li>・令和 5（2023）年度兵庫大学大学院学生募集要項（看護学研究科）</li> <li>・2024 年度 入試解説ブック</li> </ul>	
【資料 F-5】	学生便覧	
	令和 5（2023）年度 学生便覧「Campus Guide」（大学） 令和 5（2023）年度 学生便覧「Campus Guide」（大学院）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 5（2023）年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 4（2022）年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公式ホームページ「交通アクセス」</li> <li>・公式ホームページ「キャンパスマップ」</li> </ul>	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人睦学園 例規集（目次のみ）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・睦学園役員名簿</li> <li>・睦学園評議員名簿</li> <li>・理事会・評議員会開催状況</li> </ul>	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算等の計算書類（平成 30（2018）年度～令和 4（2022）年度）</li> <li>・監事監査報告書（平成 30（2018）年度～令和 4（2022）年度）</li> </ul>	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 5（2023）年度授業計画「シラバス」</li> <li>・令和 5（2023）年度 学生便覧「Campus Guide」（大学）※</li> <li>・令和 5（2023）年度授業計画「シラバス」</li> <li>・令和 5（2023）年度 学生便覧「Campus Guide」（大学院）※</li> </ul>	※は【資料 F-5】と同じ
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	令和 6（2024）年度 教育方針	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	公式ホームページ「設置計画履行状況報告書」	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	改善状況報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	兵庫大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	兵庫大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	兵庫大学創設物語	
【資料 1-1-4】	宗教教育ガイドブック「ぷんだりーか」令和5年度版	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	兵庫大学教授会規則	
【資料 1-2-2】	兵庫大学大学院研究科委員会規則	
【資料 1-2-3】	兵庫大学等大学運営会議規程	
【資料 1-2-4】	理事会業務委任規則	
【資料 1-2-5】	令和5(2023)年度新入生オリエンテーション日程	
【資料 1-2-6】	令和5(2023)年度学生便覧「Campus Guide」(大学)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-7】	令和5(2023)年度シラバス「宗教と人生」	
【資料 1-2-8】	令和5(2023)年度シラバス「兵庫大学の学びと和」	
【資料 1-2-9】	令和6(2024)年度 教育方針	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-10】	公式ホームページ「教育の基本方針」 <a href="https://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/policy.html">https://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/policy.html</a>	
【資料 1-2-11】	公式ホームページ「学則」 <a href="https://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/gakusoku.html">https://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/gakusoku.html</a>	
【資料 1-2-12】	看話集「思惟(しゆい)」	
【資料 1-2-13】	睦学園グランドデザイン 2030	
【資料 1-2-14】	令和5(2023)年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-15】	令和6(2024)年度 教育方針	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-16】	令和5年度学生便覧「Campus Guide」(大学院)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-17】	兵庫大学組織規程	
【資料 1-2-18】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部組織表	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	公式ホームページ「教育の基本方針」 <a href="https://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/policy.html">https://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/policy.html</a>	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 2-1-2】	2024年度入試解説ブック (p.10)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	令和6(2024)年度 教育方針	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-4】	令和5(2023)年度入学者選抜要項(指定校推薦入試)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	令和5(2023)年度入学者選抜要項(附属高校入試)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-6】	令和5(2023)年度入学者選抜要項(外国人留学生入試)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-7】	2024年度入試解説ブック (p.39)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-8】	令和5(2023)年度兵庫大学大学院学生募集要項(現代ビジネス研究科)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-9】	令和5(2023)年度兵庫大学大学院学生募集要項(看護学研究科)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-10】	兵庫大学事務分掌規程	
【資料 2-1-11】	兵庫大学入試委員会規程	
【資料 2-1-12】	兵庫大学大学院入試委員会規程	
【資料 2-1-13】	兵庫大学教授会規則	【資料 1-2-1】と同じ

兵庫大学

【資料 2-1-14】	兵庫大学大学院研究科委員会規則	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 2-1-15】	2024 年度入試解説ブック (pp.13~36)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-16】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部学生募集・入試制度検討委員会 規程	
【資料 2-1-17】	令和 5 (2023) 年度入学者に係る学生募集の結果 (速報) (pp.19 ~29)	
【資料 2-1-18】	令和 5 (2023) 年度入学者に係る学生募集の結果 (速報) (pp.33 ~46)	【資料 2-1-17】と同じ
【資料 2-1-19】	令和 5 (2023) 年度入学時調査集計報告	
【資料 2-1-20】	令和 4 (2022) 年度実施「進路探究塾」チラシ	
【資料 2-1-21】	令和 5 (2023) 年度入学者に係る学生募集の結果 (速報) (p.45)	【資料 2-1-17】と同じ
【資料 2-1-22】	スカウティング入試チラシ	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	兵庫大学教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部学科長会議規程	
【資料 2-2-3】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部教職センター規程	
【資料 2-2-4】	教職・学習支援センター 2022 年度 利用者一覧	
【資料 2-2-5】	学習支援オフィス規程	
【資料 2-2-6】	教学情報システム「Campuslink」 <a href="https://kyougaku.hyogo-dai.ac.jp/portaltv2/">https://kyougaku.hyogo-dai.ac.jp/portaltv2/</a>	
【資料 2-2-7】	教育支援システム「manaba」 <a href="https://hu.manaba.jp/local/login">https://hu.manaba.jp/local/login</a>	
【資料 2-2-8】	学生支援データベースシステム「HUsystem」	
【資料 2-2-9】	令和 5 (2023) 年度入学予定者対象フォローアッププログラム	
【資料 2-2-10】	令和 5 年度フレッシュマンセミナースケジュール	
【資料 2-2-11】	兵庫大学ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-12】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部スチューデント・アシスタント 規程	
【資料 2-2-13】	令和 4 年度 TA・SA 実績	
【資料 2-2-14】	オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-15】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部障がい学生支援のガイドライン	
【資料 2-2-16】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部における合理的配慮の提供につ いての実施基準	
【資料 2-2-17】	サポート依頼確認書	
【資料 2-2-18】	障がい学生支援オフィス購入機器一覧	
【資料 2-2-19】	令和 5 年度オリエンテーション日程表	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 2-2-20】	兵大「学びのカルテ」	
【資料 2-2-21】	令和 4 年度教育懇談会実施結果	
【資料 2-2-22】	教学マネジメントを支える IR 体制の構築に向けた WG 報告書	
【資料 2-2-23】	学生面談システムの導入・実施について	
【資料 2-2-24】	入学年度別退学者・除籍者数調べ	
【資料 2-2-25】	令和 4 (2022) 年度第 4 回～第 5 回 教育改革推進会議議事録	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	兵庫大学事務分掌規程	【資料 2-1-10】と同じ
【資料 2-3-2】	エビデンス集 (データ編) : 表 2-4 就職相談室等の状況	
【資料 2-3-3】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部就職推進委員会規程	
【資料 2-3-4】	エビデンス集 (データ編) : 表 2-5 就職の状況 (過去 3 年)	
【資料 2-3-5】	エビデンス集 (データ編) : 表 2-6 進路先の状況 (前年度実 績)	
【資料 2-3-6】	障がい学生支援オフィスの開設について	

兵庫大学

【資料 2-3-7】	令和 4 年度（2023 年 3 月卒業者）就職支援について（pp.6～10）	
【資料 2-3-8】	公務員試験対策講座	
【資料 2-3-9】	令和 5 年度 I 期教職センター各種講座	
【資料 2-3-10】	国家試験対策について（栄養マネジメント学科、看護学科、社会福祉学科）	
【資料 2-3-11】	仏教系幼稚園・保育所就職予定者に対する就職前教育実施結果について	
【資料 2-3-12】	障害者雇用相談会	
【資料 2-3-13】	令和 4 年度（2023 年 3 月卒業者）就職支援について（pp.3～4）	【資料 2-3-7】と同じ
【資料 2-3-14】	U ターン就職相談会のご案内	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	エビデンス集（データ編）：表 2-8 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【資料 2-4-3】	課外活動紹介冊子（JOIN A CLUB）	
【資料 2-4-4】	令和 4 年度 ボランティア活動一覧	
【資料 2-4-5】	エビデンス集（データ編）：表 2-7 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【資料 2-4-6】	令和 5 年度奨学金のしおり	
【資料 2-4-7】	兵庫大学学納金納付規程	
【資料 2-4-8】	令和 5（2023）年度学生便覧「Campus Guide」「なんでも相談コーナー」（p.25）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-9】	カウンセリング紹介チラシ	
【資料 2-4-10】	2022 年度学科別カウンセリング集計表（大学）	
【資料 2-4-11】	令和 4（2022）年度 兵庫大学障がい学生支援オフィス月別相談・面談回数	
【資料 2-4-12】	令和 4（2022）年度 障がい学生支援オフィス学外機関連携回数	
【資料 2-4-13】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 2-4-14】	エビデンス集（データ編）：表 2-9 学生相談室、保健室等の状況	
【資料 2-4-15】	2022 年度健康管理センター利用状況	
【資料 2-4-16】	入学手続き時の健康アンケート	
【資料 2-4-17】	外国人留学生の手引き 2023 年度	
【資料 2-4-18】	公式ホームページ「スクールバス」 <a href="https://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/access.html">https://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/access.html</a>	【資料 F-8】と同じ
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	エビデンス集（データ編）：共通基礎データ様式 1	
【資料 2-5-2】	学校法人陸学園 学校施設耐震化状況及び耐震化計画について	
【資料 2-5-3】	施設の維持、管理等に関する保守及び業務委託先一覧表	
【資料 2-5-4】	兵庫大学図書館 2023 年度 開館カレンダー	
【資料 2-5-5】	2022 年度 図書館入館者年間集計表	
【資料 2-5-6】	図書館利用ガイド	
【資料 2-5-7】	兵庫大学附属図書館規程	
【資料 2-5-8】	兵庫大学図書館ラーニングコモンズについて	
【資料 2-5-9】	コンピュータの整備状況	
【資料 2-5-10】	パソコン・ネットワーク利用ガイド	
【資料 2-5-11】	学内 LAN 配線図	

兵庫大学

【資料 2-5-12】	「地域医療福祉研修センター」リーフレット	
【資料 2-5-13】	バリアフリーの状況	
【資料 2-5-14】	受講者数一覧表	
【資料 2-5-15】	兵庫大学バリアフリー化計画	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2022 年度 授業アンケート結果	
【資料 2-6-2】	授業運営に関する意見書	
【資料 2-6-3】	授業運営に関する意見書提出時の対応手順	
【資料 2-6-4】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部学業成績開示に係る取扱要領	
【資料 2-6-5】	令和 4 (2022) 年度在学生アンケート調査集計報告	
【資料 2-6-6】	令和 4 (2022) 年度卒業時アンケート調査集計報告	
【資料 2-6-7】	令和 4 (2022) 年度卒業生アンケート調査報告書	
【資料 2-6-8】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部における合理的配慮の提供についての実施基準	【資料 2-2-16】と同じ
【資料 2-6-9】	2022 年度健康管理センター講演会チラシ	
【資料 2-6-10】	2022 年度健康管理センター講演会アンケート結果	
【資料 2-6-11】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 「なんでも相談コーナー」 (p.25)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-6-12】	令和 4 (2022) 年度在学生アンケート調査集計報告	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 2-6-13】	令和 4 (2022) 年度卒業時アンケート調査集計報告	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 2-6-14】	令和 4 年度 教育懇談会実施結果	【資料 2-2-21】と同じ
【資料 2-6-15】	令和 4 (2022) 年度「明日の兵庫大学・兵庫大学短期大学部を考える会」実施報告	
【資料 2-6-16】	令和 4 (2022) 年度「明日の兵庫大学・兵庫大学短期大学部を考える会」参加学生からの提案に対する大学対応	
【資料 2-6-17】	障がい学生支援オフィス購入機器一覧	【資料 2-2-18】と同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	公式ホームページ「教育の基本方針」 <a href="https://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/policy.html">https://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/policy.html</a>	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 3-1-2】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 ディプロマ・ポリシー (p.1~2, pp.68~70, pp.88~92, pp.116~119, pp.142~145, pp.158~160)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-3】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 (大学院・現代ビジネス研究科) ディプロマ・ポリシー (pp.3~4)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-4】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 (大学院・看護学研究科) ディプロマ・ポリシー (pp.3~4)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-5】	令和 6 (2024) 年度 教育方針	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-6】	兵庫大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-7】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 履修規程 (pp.248~292)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-8】	兵庫大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-9】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 (大学院・現代ビジネス研究科) 兵庫大学大学院現代ビジネス研究科履修規程 (pp.60~61)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-10】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 (大学院・看護学研究科) 兵庫大学大学院看護学研究科履修規程 (pp.72~74)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-11】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 試験・成績評価について (p.56)	【資料 F-5】と同じ

兵庫大学

【資料 3-1-12】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 入学前の既修得単位認定 (p.314)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-13】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」(大学院・現代ビジネス研究科) 兵庫大学大学院の既修得単位の認定に関する規程 (p.65~67)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-14】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」(大学院・看護学研究科) 兵庫大学大学院の既修得単位の認定に関する規程 (pp.77~79)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-15】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 GPA 制度 (p.56)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-16】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」教育実習履修要件 (p.72、p.79、pp.93~96、p.120、p.148、p.164)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-17】	令和 5 年度奨学金のしおり	【資料 2-4-6】と同じ
【資料 3-1-18】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部優秀学生表彰規程	
【資料 3-1-19】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 履修規程 (pp.248~292)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-20】	兵庫大学学位規程	
【資料 3-1-21】	兵庫大学大学院現代ビジネス研究科履修規程	
【資料 3-1-22】	兵庫大学大学院看護学研究科履修規程	
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 3-2-1】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 カリキュラム・ポリシー (pp.1~2、p.62、pp.68~70、pp.88~92、pp.116~119、pp.142~145、pp.158~160)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-2】	令和 6 (2024) 年度 教育方針	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-3】	カリキュラムマップ	
【資料 3-2-4】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 授業科目のナンバリング (p.77、pp.103~104、p.133、pp.150~151、p.170)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-5】	カリキュラムツリー	
【資料 3-2-6】	シラバスの作成について - 記入要領/項目解説 -	
【資料 3-2-7】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 履修規程 (pp.248~292)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-8】	兵庫大学共通教育機構運営委員会規程	
【資料 3-2-9】	授業アンケートに対する担当教員のコメント	
【資料 3-2-10】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部グッド・プラクティス賞受賞に関する規程	
【資料 3-2-11】	2022 年度 FD・SD 研修会実施結果	
【資料 3-2-12】	令和 3 (2021) 年度プレイスメントテスト、アチーブメントテスト受験結果	
<b>3-3. 学修成果の点検・評価</b>		
【資料 3-3-1】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部アセスメントポリシー	
【資料 3-3-2】	教学説明会資料	
【資料 3-3-3】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部教育改革推進会議規程	
【資料 3-3-4】	学びの見える化宣言	
【資料 3-3-5】	学生面談システムの導入・実施について	【資料 2-2-23】と同じ
【資料 3-3-6】	2022 年度 授業アンケート結果	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-7】	授業アンケートに対する担当教員のコメント	【資料 3-2-9】と同じ
【資料 3-3-8】	令和 5 (2023) 年度入学時調査集計報告書	【資料 2-1-19】と同じ
【資料 3-3-9】	兵大「学びのカルテ」	【資料 2-2-20】と同じ
【資料 3-3-10】	ディプロマ・サプリメント	
【資料 3-3-11】	外部アセスメントテスト (PROG) 解説会資料 (学生対象)	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	兵庫大学組織規程	【資料 1-2-17】と同じ
【資料 4-1-2】	兵庫大学等大学運営会議規程	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 4-1-3】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部教育改革推進会議規程	【資料 3-3-3】と同じ
【資料 4-1-4】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部 IR 推進室規程	
【資料 4-1-5】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部副学長に関する規程	
【資料 4-1-6】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部学長補佐に関する規程	
【資料 4-1-7】	兵庫大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-8】	兵庫大学教授会規則	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 4-1-9】	兵庫大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-10】	兵庫大学大学院研究科委員会規則	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 4-1-11】	兵庫大学学生懲戒手続規程	
【資料 4-1-12】	兵庫大学事務分掌規程	【資料 2-1-10】と同じ
【資料 4-1-13】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部組織表	【資料 1-2-18】と同じ
【資料 4-1-14】	令和 5 (2023) 年度 兵庫大学・兵庫大学短期大学部 各種委員会等一覧	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	資格養成課程の基準と現状	
【資料 4-2-2】	兵庫大学専任教育職員選考規程	
【資料 4-2-3】	兵庫大学等任期を定めて任用する教員に関する規則	
【資料 4-2-4】	兵庫大学等特別任用教員規則	
【資料 4-2-5】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部専任教育職員採用に関する手続きについて	
【資料 4-2-6】	兵庫大学専任教育職員の昇任候補者選出に関する内規	
【資料 4-2-7】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD・SD オフィス規程	
【資料 4-2-8】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部グッド・プラクティス賞に関する規程	【資料 3-2-10】と同じ
【資料 4-2-9】	2022 年度 FD・SD 研修会実施結果	【資料 3-2-11】と同じ
【資料 4-2-10】	令和 5 (2023) 年度 新任教職員研修の開催について	
【資料 4-2-11】	外部アセスメントテスト (PROG) 報告会資料 (教職員対象)	
【資料 4-2-12】	2022 年度「教職員カフェ」実施結果	
【資料 4-2-13】	2022 年度 授業公開 (授業参観) 実施結果について	
【資料 4-2-14】	FD・SD NewsLetter No13、No14	
【資料 4-2-15】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部教員評価規程	
【資料 4-2-16】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部教員評価制度実施要領	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD・SD オフィス規程	【資料 4-2-7】と同じ
【資料 4-3-2】	令和 4 年度事務職員研修について (通知)	
【資料 4-3-3】	学外研修会参加者一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部学修基盤センター規程	
【資料 4-4-2】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部先進教育センター規程	
【資料 4-4-3】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部附属総合科学研究所規程	
【資料 4-4-4】	実践食育研究センター規程	



兵庫大学

【資料 4-4-5】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部における適正な研究活動に関する規程	
【資料 4-4-6】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-7】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部動物実験規程	
【資料 4-4-8】	睦学園グランドデザイン 2030	【資料 1-2-13】 と同じ
【資料 4-4-9】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部個人研究費規程	
【資料 4-4-10】	研究推進を目的とした特別経費取扱い内規（大学院）	
【資料 4-4-11】	令和 5 年度特別経費（看護学研究科教員個人研究費）について	
【資料 4-4-12】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部プロジェクト経費(教育推進・研究推進)助成規程	
【資料 4-4-13】	個人研究費傾斜配分について（通知）	
【資料 4-4-14】	学校法人睦学園研究員規則	
【資料 4-4-15】	令和 3 年度研究環境及び科研費申請支援等に関するアンケート（結果）	
【資料 4-4-16】	兵庫大学論集編集委員会規程	
【資料 4-4-17】	教員業績プロ <a href="https://hgur1.aoffice.biz/hgdap/P300">https://hgur1.aoffice.biz/hgdap/P300</a>	
【資料 4-4-18】	リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構研修受講	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人睦学園寄附行為	【資料 F-1】 と同じ
【資料 5-1-2】	理事会業務委任規則	【資料 1-2-4】 と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人睦学園組織規則	
【資料 5-1-4】	就業規則（加古川団地）	
【資料 5-1-5】	学校法人睦学園個人情報保護に関する規則	
【資料 5-1-6】	個人番号及び特定個人情報取扱規則	
【資料 5-1-7】	学校法人睦学園公益通報等に関する規則	
【資料 5-1-8】	学校法人睦学園公式ホームページ「情報公開」 <a href="http://www.mutsumi-gakuen.ac.jp/org/report.html">http://www.mutsumi-gakuen.ac.jp/org/report.html</a>	
【資料 5-1-9】	公式ホームページ「情報公開」 <a href="http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/kouhyou.html">http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/kouhyou.html</a>	
【資料 5-1-10】	学校法人睦学園常任理事会会議規則	
【資料 5-1-11】	拡大常任理事会に関する申し合わせ	
【資料 5-1-12】	学校法人睦学園経営改善計画（平成 30 年度～平成 34 年度）	
【資料 5-1-13】	睦学園グランドデザイン 2030	【資料 1-2-13】 と同じ
【資料 5-1-14】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部人権教育推進委員会規程	
【資料 5-1-15】	令和 4 年度人権教育推進委員会活動実績について（報告）	
【資料 5-1-16】	令和 5 年度人権教育推進委員会活動方針について（報告）	
【資料 5-1-17】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部ハラスメントの防止等に関する規程	【資料 2-4-13】 と同じ
【資料 5-1-18】	ハラスメントの防止等に関するガイドライン	
【資料 5-1-19】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部における危機管理に関する規程	
【資料 5-1-20】	危機管理ガイドライン	
【資料 5-1-21】	公式ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する特設ページ」 <a href="https://www.hyogo-dai.ac.jp/emergency/coronavirus.html">https://www.hyogo-dai.ac.jp/emergency/coronavirus.html</a>	
【資料 5-1-22】	兵庫大学等防災管理規程	
【資料 5-1-23】	令和 4 年度防災訓練の中止について	

兵庫大学

【資料 5-1-24】	大地震対応マニュアル（ポケット版）	
【資料 5-1-25】	学内 AED 設置場所	
【資料 5-1-26】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部衛生委員会規程	
【資料 5-1-27】	ストレスチェック実施規則	
【資料 5-1-28】	薬品類の取り扱い、管理及び廃棄等に関する規程	
【資料 5-1-29】	毒劇物および爆発物の管理マニュアル	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人睦学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	理事会会議規則	
【資料 5-2-3】	理事会業務委任規則	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 5-2-4】	理事会の開催状況（令和 4 年度）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-5】	学校法人睦学園常任理事会会議規則	【資料 5-1-10】と同じ
【資料 5-2-6】	拡大常任理事会に関する申し合わせ	【資料 5-1-11】と同じ
【資料 5-2-7】	学校法人睦学園協議会規則	
【資料 5-2-8】	学校法人睦学園法人事務局事務組織規定	
【資料 5-2-9】	学校法人睦学園法人事務局事務分掌規定（第 2 号）	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	「第 16 回進睦 610 会」学園の現況と展望	
【資料 5-3-2】	月例懇話会に関する申し合わせ	
【資料 5-3-3】	評議員会の開催状況（令和 4 年度）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-4】	学校法人睦学園監事監査規則	
【資料 5-3-5】	令和 4（2022）年度 監事による業務監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-6】	学校法人睦学園兵庫大学・兵庫大学短期大学部ガバナンス・コード	
【資料 5-3-7】	ガバナンス・コード適合状況チェック表	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人睦学園経営改善計画（平成 30 年度～平成 34 年度）	【資料 5-1-12】と同じ
【資料 5-4-2】	睦学園グランドデザイン 2030	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 5-4-3】	エビデンス集（データ編）：表 5-1 財務情報の公表（前年度実績）	
【資料 5-4-4】	エビデンス集（データ編）：表 5-2 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【資料 5-4-5】	エビデンス集（データ編）：表 5-3 事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【資料 5-4-6】	エビデンス集（データ編）：表 5-4 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【資料 5-4-7】	エビデンス集（データ編）：表 5-5 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人睦学園経理規則	
【資料 5-5-2】	学校法人睦学園固定資産及び物品管理規則	
【資料 5-5-3】	学校法人睦学園稟議規則	
【資料 5-5-4】	学校法人睦学園資産の運用に関する取扱規則	
【資料 5-5-5】	令和 4（2022）年度 監事による業務監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-6】	令和 4（2022）年度独立監査人の監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-7】	令和 4（2022）年度監査結果説明書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	兵庫大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	兵庫大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-3】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部内部質保証実施要領（令和 5 年度実施版）	
【資料 6-1-4】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部内部質保証規程	
【資料 6-1-5】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-6】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部教育改革推進会議規程	【資料 3-3-3】と同じ
【資料 6-1-7】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部研究推進会議規程	
【資料 6-1-8】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部業務推進会議規程	
【資料 6-1-9】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部地域連携推進会議規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	公式ホームページ「大学評価」 <a href="https://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/jiko_index.html">https://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/jiko_index.html</a>	
【資料 6-2-2】	令和 5（2023）年度入学時調査集計報告	【資料 2-1-19】と同じ
【資料 6-2-3】	令和 4（2022）年度在学生アンケート調査集計報告	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 6-2-4】	令和 4（2022）年度卒業時アンケート調査集計報告	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 6-2-5】	令和 4（2022）年度卒業生アンケート調査報告書	【資料 2-6-7】と同じ
【資料 6-2-6】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部 IR 推進委員会規程	
【資料 6-2-7】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部 IR 推進室規程	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 6-2-8】	令和 4 年度第 1 回教育改革推進会議議事録	
【資料 6-2-9】	学生支援データベースシステム「HUsystem」	【資料 2-2-8】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部内部質保証実施要領（令和 5 年度実施版）	【資料 6-1-3】と同じ
【資料 6-3-2】	令和 4（2022）年度事業計画（重点施策）の進捗状況（概要）	
【資料 6-3-3】	令和 4（2022）年度 自己点検・評価書	
【資料 6-3-4】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部アセスメントポリシー	【資料 3-3-1】と同じ
【資料 6-3-5】	学校法人睦学園経営改善計画（平成 30 年度～平成 34 年度）	【資料 5-1-12】と同じ
【資料 6-3-6】	各年度収容定員充足率	
【資料 6-3-7】	附帯事項等に対する履行状況等	
【資料 6-3-8】	兵庫大学看護学部等人事構想委員会規程	

基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携の方針と組織体制		
【資料 A-1-1】	大学方針（平成 20 年 7 月）	
【資料 A-1-2】	Vision2024（第 3 次中期計画）	
【資料 A-1-3】	睦学園グランドデザイン 2030	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 A-1-4】	兵庫大学 令和 3（2021）年度 地域連携活動報告書	
【資料 A-1-5】	公式ホームページ 「地域連携・生涯学習」 <a href="https://www.hyogo-dai.ac.jp/social/">https://www.hyogo-dai.ac.jp/social/</a>	
【資料 A-1-6】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部社会連携オフィス規程	
【資料 A-1-7】	兵庫大学エクステンション・カレッジ規程	
【資料 A-1-8】	兵庫大学ボランティアセンター規程	
【資料 A-1-9】	令和 4 年度子ども大学 in 子ども福祉学科チラシ	

兵庫大学

【資料 A-1-10】	令和 5 (2023) 年度シラバス「子育て支援地域活動」	
【資料 A-1-11】	令和 5 (2023) 年度シラバス「子育て支援地域活動の展開」	
【資料 A-1-12】	公式ホームページ 「協働のまちづくり市民会議×熟議」 <a href="https://www.hyogo-dai.ac.jp/jukugi/">https://www.hyogo-dai.ac.jp/jukugi/</a>	
【資料 A-1-13】	令和 5 (2023) 年度シラバス「ファシリテーション入門」	
【資料 A-1-14】	「協働のまちづくり市民会議×熟議 2022」報告書	
<b>A-2. 地域社会との連携活動</b>		
【資料 A-2-1】	「カローリングで加古川をげんきにしよう」チラシ	
【資料 A-2-2】	「階段利用促進運動」	
【資料 A-2-3】	令和 4 (2022) 年度 兵庫大学保育士等のキャリアアップ研修 チラシ	
【資料 A-2-4】	「173 (いなみ) 農村ウェディング」チラシ	
【資料 A-2-5】	「なごみカフェ」実施内容	
【資料 A-2-6】	エクステンション・カレッジ 令和 5 年度前期講座案内	
【資料 A-2-7】	第 5 回 PBL グランプリの実施について	
【資料 A-2-8】	第 5 回 PBL グランプリ 開催結果	
【資料 A-2-9】	HYOGO UNIVERSITY VOLUNTEER CENTER REPORT 2021	
【資料 A-2-10】	「ひらおか寺子屋塾」(神戸新聞掲載記事)	
【資料 A-2-11】	高等学校との連携資料	
【資料 A-2-12】	公式ホームページ「アカデミックレクチャー」 <a href="https://www.hyogo-dai.ac.jp/social/academic/">https://www.hyogo-dai.ac.jp/social/academic/</a>	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。